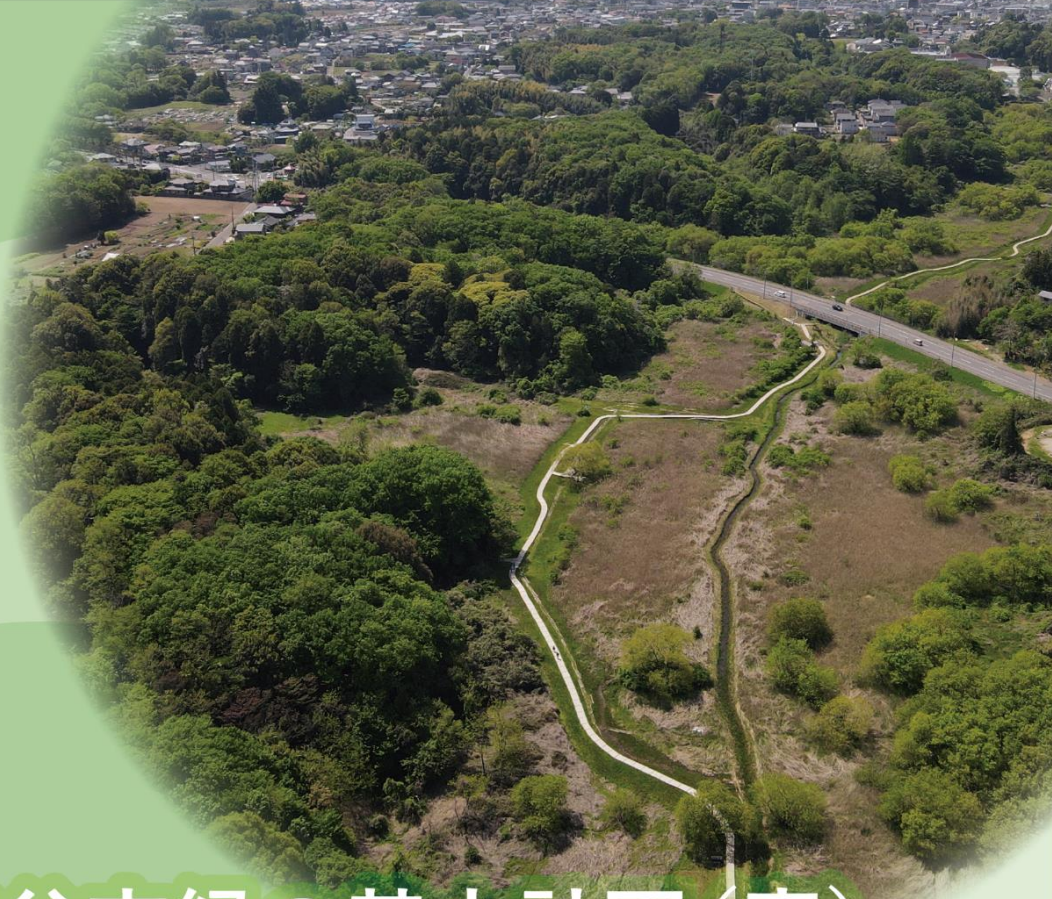




第二次守谷市緑の基本計画(案)



令和3年〇月 守谷市



目 次

第1章 緑の基本計画の概要	1
1 計画改定の背景と目的	2
2 計画期間と目標年次	4
3 計画の対象区域	4
4 対象とする緑	5
5 計画の位置付け	6
6 生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑	7
第2章 前計画の評価	9
1 前計画の評価にあたって	10
2 前計画の目標	10
3 緑量の評価	12
4 前計画に基づく取組状況	13
5 緑に関する市民意向調査結果	14
第3章 緑の現況と課題	15
1 守谷市の人口動向と緑の現況	16
2 守谷市の緑の課題	26
第4章 緑の基本構想 -目標と基本方針-	33
1 緑の将来像と計画の目標	34
2 緑の目標と基本方針	39
第5章 推進施策の方針	47
1 基本的な施策の推進	48
第6章 緑化重点地区	67
1 緑化重点地区の概要	68
2 緑化重点地区の設定	69
第7章 計画の推進	85
1 計画の成果目標	86
2 計画の進行管理	96
参考資料	97

第1章

緑の基本計画の概要

1 計画改定の背景と目的

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第 4 条に基づき、市区町村が都市における樹林地などの緑地の保全や緑化推進などに関する方針を示し、中長期的な目標のもとに緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に実施していくためのマスタープランです。

本市は、東京都心から 40km 圏内に位置しているながら、利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれ豊かな水辺環境を有しているとともに、台地の中心部に向かって谷津が形成されており、市街地を取り囲むように斜面林が連なり、豊かな水辺と緑に恵まれたまちです。このような特徴を持つ本市では、市制が施行された平成 14（2002）年に「心やすらぐ緑の守谷」を将来像として掲げ「守谷市緑の基本計画」（以下、前計画という。）を策定し、目標年次を令和 2（2020）年度として策定から約 20 年間、市民、事業者、行政一丸となり守谷の豊かで多様な水辺と緑を守り育ててきました。

一方で、前計画策定時以降、緑を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少を背景とした耕作放棄地や空き地の増加、量から質を重要視する価値観の変化などの全国的な傾向を受け、平成 29（2017）年度には都市緑地法などの改正が行われています。

また、平成 24（2012）年 9 月には、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、さらには平成 28（2016）年 11 月には、環境省を含む関係省庁が「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」を公表し、この中で地方公共団体における戦略や計画に生物多様性への配慮を組み込むことが重点施策の一つとして記載されています。守谷の豊かな水辺や緑は、多様な生物のすみかとなることから、緑の基本計画においても生物多様性へ配慮した緑地の保全・創出に、より一層取り組んでいく必要があるため、改定に合わせて生物多様性地域戦略と一体的な計画とすることで、緑地の保全とともに生物多様性保全に資する施策を検討します。

さらに、令和元（2019）年 7 月、国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が発表され、自然災害の激甚化や頻発化、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢に対応した新たな国土づくりにグリーンインフラを活用するための戦略が示されました。緑の基本計画は、市区町村の全体計画や他の部門別計画に対して、都市の自然環境の観点から提言する横断的役割を担ってきましたが、各種事業によって行われるグリーンインフラの整備の統一的な方向性を定めること、相互の機能を連結・統合してより大きな機能を発揮させるための施策を盛り込んでいくことがより重要であるとうたわれています。なお、本市では先進的にグリーンインフラの推進に取り組んでいることから、今回は計画改定に合わせて、グリーンインフラの未来につなぐ思想を取り込み、将来像や施策に反映しました。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組の検証を行った上で、生物多様性へのより一層の取組や、グリーンインフラへの取組などを反映し、生物多様性地域戦略を包含した第二次計画として策定しました。

■都市緑地法などの改正のポイントと概要

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成 29（2017）年に都市緑地法などの法律改正が行われました。

<都市緑地法> ●緑地・広場の創出

- ・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

<都市公園法など> ●都市公園の再生・活性化

- ・ 都市公園で保育所などの設置を可能に
- ・ 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・ 公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年）
- ・ 公園の活性化に関する協議会の設置

<生産緑地法・都市計画法・建築基準法> ●都市農地の保全・活用

- ・ 生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300 m²を下限)
- ・ 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置を可能に
- ・ 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

出典：国土交通省資料をもとに整理

2 計画期間と目標年次

本計画は概ね 20 年後にあたる令和 22（2040）年度を目標年次とし，中間年次は令和 12（2030）年度とします。

ただし，今後の社会情勢などの変化に対応するため，上位計画などとの整合を図りながら，必要に応じて見直しを行うものとします。



図 1-1 計画期間と目標年次

3 計画の対象区域

本計画の対象区域は，守谷市全域（35.71 km²）とします。



図 1-2 計画の対象区域
（広域図）



※平成 31（2019）年 1 月撮影

図 1-3 計画の対象区域（空からみた守谷市）

4 対象とする緑

本計画で対象とする緑は、樹木や草などの植物によって覆われている土地、水辺・水面など、都市における自然的環境を構成する要素となるものであり、私たちが潤いや安らぎを感じるスペース、生き物の生息・生育地やレクリエーションの場などを含めて捉えます。具体的には、樹木・樹林地、河川、農地、公園、住宅の庭・生垣・屋敷林、社寺の樹木、学校などのグラウンド、公共公益施設の植栽、街路樹、緑道、工業団地や工場の植栽です。

また、これらの緑のうち、公園、公共公益施設などの施設の緑や、法律や条例などの制度によって確保されているものは、今後残る可能性が高い制度上安定している緑といえます。

■緑の捉え方



- 樹木・草などに覆われている土地
- 水辺・水面
- 行政が所有し管理する施設
- 市民や事業者が所有し管理する施設

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| ■ 樹木・樹林地 | ■ 河川 | ■ 農地 |
| ■ 公園 | ■ 住宅の庭・生垣・屋敷林 | ■ 社寺の樹木 |
| ■ 学校などのグラウンド | ■ 公共公益施設の植栽 | ■ 街路樹 |
| ■ 緑道 | ■ 工業団地や工場の植栽 | など |



制度上安定している緑

- 公園
- 公共公益施設の緑
- 社寺の緑
- 法律・条例などの制度によって確保されている緑

など

5 計画の位置付け

本計画は総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画などとの整合を図ります。改定にあたって本市で取り組んでいるグリーンインフラの考え方を再整理し位置付けるとともに、生物多様性地域戦略を包含する計画とします。

また、上位・関連計画における緑の位置付けとの整合を図り本計画を策定しました。

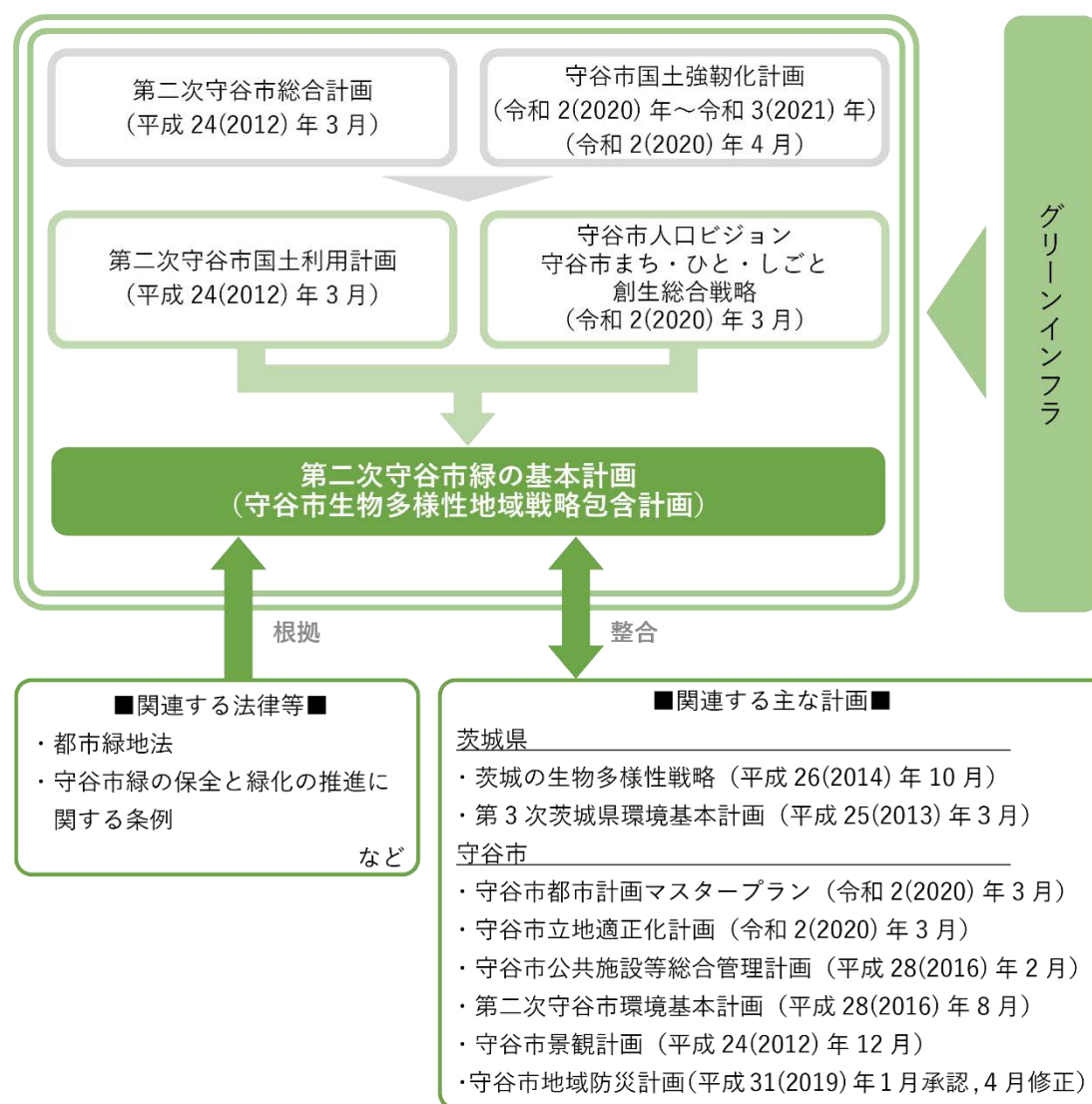


図 1-4 計画の位置付け

■上位・関連計画における緑の位置付け

- ・守谷市の原風景である水と緑の環境（斜面林、水辺の緑、農地）を保全し次の世代へ継承
- ・豊かな緑で囲まれる生活圏の景観形成
- ・市民・事業者・行政の協働による緑地の保全及び自然等とのふれあえる場の創造
- ・グリーンインフラ及び生物多様性への取組

6 生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑

緑は、わたしたちの生活に潤いや安らぎを与えてくれるだけでなく、環境保全、防災・減災などの安全性の確保、景観形成、レクリエーションや学習の場、そして生物多様性への配慮の観点も含めた自然生態系サービスの保全など様々な役割を担っています。さらには、これらを守り育てるだけでなく、市の貴重な資源として多様な価値を見出し活用することで、生活満足度の向上やまちの魅力向上、それによる移住促進や雇用創出、担い手確保、地価向上など様々な効果、社会的課題への解決につながる事が期待されます。

このように地域に多様な価値を生む、この緑を本市の大切な資源として捉え直し、これらの役割を最大限発揮させ、持続的なまちづくりに寄与していきます。そして、この思想こそが「グリーンインフラ」といえます。

■生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑

環境を維持・向上する

樹林地などには蒸発散や緑陰により空気を低温化する作用があり、さらにこれらの冷気を街路樹や河川などの緑やオープンスペースの連なりにより形成された「風の道」により市街地に送り込むことで、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。さらに、二酸化炭素の吸収や遮音、防風、防塵などにも優れた機能により、都市の環境を整える働きがあります。

安全性を確保する

樹木には異常気象時等の土壌の流出防止による崖地の保全機能や、地震等の災害発生時の火災延焼防止機能、建物倒壊防止機能が認められる樹種もあることから、安全性の確保に大切な役割を果たします。また、公園などは避難路や避難場所としての機能も期待されます。

郷土の景観を形成する

斜面林、屋敷林、社寺林などの緑は、そのまち特有の要素として、歴史的・文化的に良好な郷土の景観を形成している重要な資源であるといえます。

自然とのふれあいレクリエーションの場を提供する

緑やオープンスペースは、地域交流や体験学習、その他イベント実施など、心身のリフレッシュや地域活力の増進に役立つレクリエーションの場を提供します。

自然学習や環境学習の場を提供する

水辺や緑は、水循環などの自然の仕組みや生き物の生態など、自然が人の生活になくてはならないものであることを体験しながら学ぶことができる場を提供します。

生物多様性への配慮 自然生態系を保全する

水辺や緑は、多様な生き物の生息・生育の場を提供しています。そして、このような場が広範囲に確保されることによって、豊かな生態系の保全や創出につながります。また、緑の存在によって自然の地表面が確保され、水循環の形成にも役立っています。

緑を“もりやの大切な資源”としてとらえ直し、
多様な価値を見出し活用する

世代を超えて豊かな自然がつながる、持続可能な都市『もりや』づくりに寄与

||

グリーンインフラ

※生物多様性及びグリーンインフラの必要性については、本編末尾にて詳細に記載しています。

第2章

前計画の評価

1 前計画の評価にあたって

本市では、平成14(2002)年3月に前計画の策定以降、つくばエクスプレスの開業に伴い、東京都心へのアクセス性が飛躍的に向上するとともに人口が増加し、土地区画整理事業などによる大規模な市街地整備が進展してきました。

一方で、近年、離農者の増加や農業従事者の高齢化、後継者不足などによる担い手不足が深刻化しており、耕作放棄地の増加などが懸念されています。

また、これまでの公園・緑地整備などにより緑を増やすという考え方から、市街地の緑や農地などを保全・管理することで緑の質の向上を目指すという考え方へとシフトしてきました。

このような状況を踏まえ、「心やすらぐ緑の守谷」を将来像に掲げ、緑を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種施策に取り組んできた前計画の検証を行いました。

2 前計画の目標

前計画では、緑の将来像の実現に向け、「豊かな緑に囲まれたまちをつくる」、「多様な緑が息づくまちをつくる」、「協力と連携による緑のまちをつくる」を目標として掲げています。

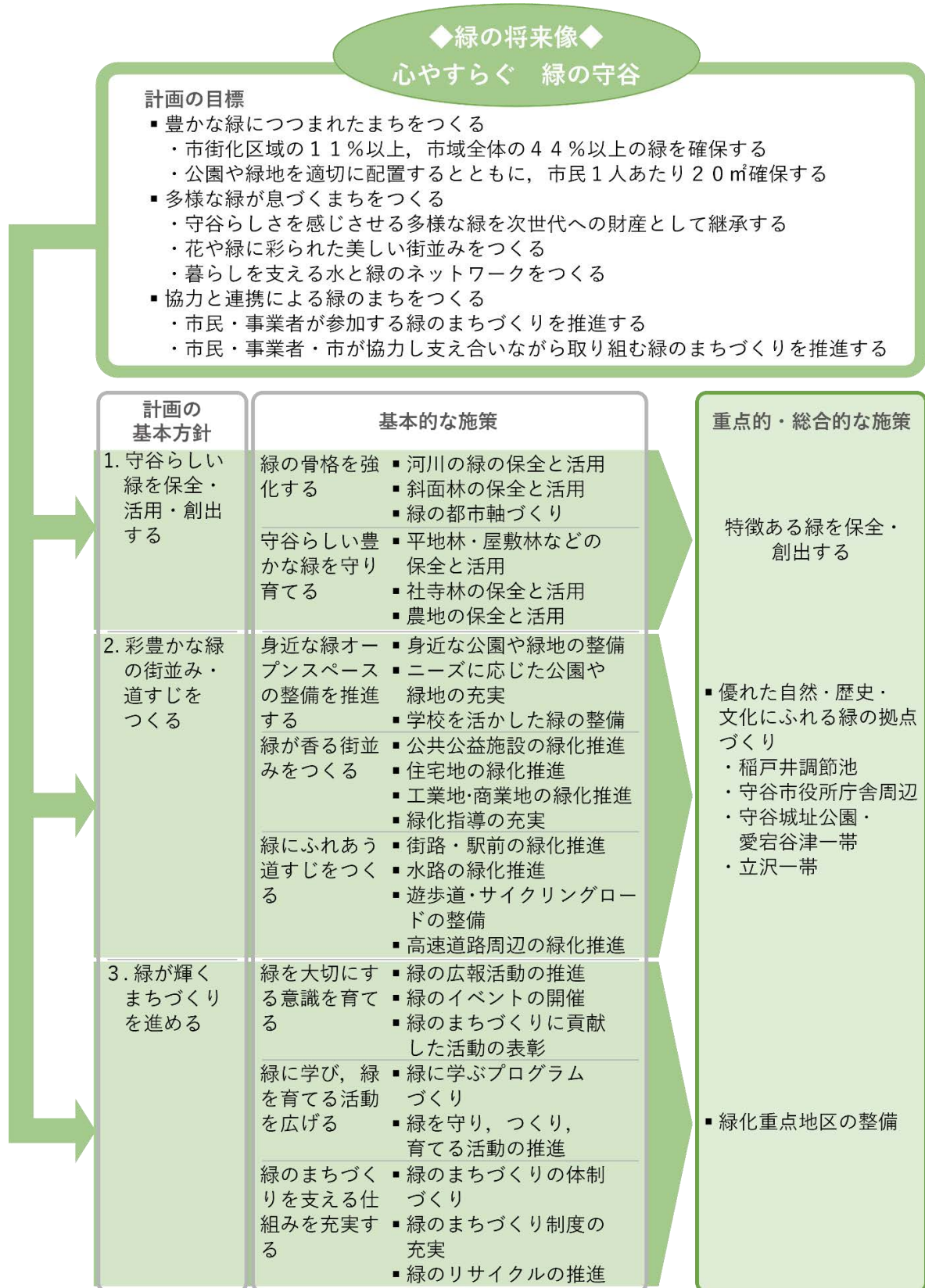


図 2-1 前計画の体系図

3 緑量の評価

前計画において設定した令和2（2020）年の将来目標値に対して、同年の現況値にて評価を行いました。

まず、市域に占める緑地率は、市全体では、目標値 44%以上に対し 47.4%と 3.4%高く、市街化区域では目標値 11%以上に対し 12.4%と 1.4%高くなっており、市全体と市街化区域どちらにおいても目標を達成しています。

一方で、一人あたりの公園・緑地面積をみると、目標値 20 m²/人に対し現況値は 15.7 m²/人と 4.3%低くなっており目標未達成となっています。しかし、対象となる公園・緑地面積は増加しており、人口の増加により一人あたりに換算すると低い数値となっています。

また、荒地や農用地に含まれない農地など、見た目上緑として認識される緑被地が市域に占める割合（緑被率）は、平成 14（2002）年と比較し減少していることから、近年の市街地開発などによる土地利用転換が図られていることがうかがえます。

表 2-1 緑量の評価結果

評価項目			基準値	目標値	現況値
			平成 14 (2002) 年	令和 2 (2020) 年	令和 2 (2020) 年
基本 情報	面積	市全体	3,563ha	—	3,571ha
		市街化区域	937ha	1,218ha(推定)	985ha
	人口※ ¹		51,305 人	75,000 人(推定)	68,777 人
市域に占める 緑地率※ ² (緑地面積)		市全体	42.8% (1,525.04ha)	44%以上	47.4% (1,693.01ha)
		市街化区域	10.4% (97.77ha)	11%以上	12.4% (122.25ha)
一人あたりの公園・緑地面積 (対象の公園・緑地面積※ ³)			18.2 m ² /人 (93.57ha)	20 m ² /人確保	15.7 m ² /人 (107.83ha)
(参考) 市域に占める緑被率※ ⁴ (緑被地面積)			64.4% (2,286.6ha)	(目標値なし)	61.08% (2,181.0ha)

※1：常住人口調査結果を使用。(基準値：平成 13(2001)年 10 月 1 日、現況値：令和 2(2020)年 10 月 1 日)

※2：緑地率とは、市内の公園などの施設や法律・条例などにより確保される緑の面積（緑地）が市域に占める割合のことを指し、常住人口調査結果より算出しています。

※3：対象の公園・緑地は、都市公園に加え、運動公園（条例によるもの）、森林公園、その他の公園など、市民農園を指します。

※4：緑被率とは、市内の緑や水面に覆われた面積（緑被地）が市域に占める割合のことを指します。なお、基準値と現況値では計測方法が異なり、基準値における緑被地は樹林地・農地・草地・水面を平成 12(2000)年時点の航空写真より判読し、現況値における緑被地は令和 2（2020）年 1 月 1 日時点の地目別データより算出しました。

4 前計画に基づく取組状況

前計画は、3つの基本方針に25の基本的な施策が位置付けられており、そのうち24施策が実施、1施策が一部実施となっています。また、重点的・総合的な施策の推進の9つの施策のうち、8施策が実施、1施策が一部実施となっています。

「守谷らしい緑を保全・活用・創出する」方針については、保存緑地指定の推進、斜面林の買収による保全、街路樹の整備などを行いました。また、森林整備区域、農業振興地域・農用地区域の指定と市民農園2箇所の整備、社寺林の保存緑地としての指定などを行いました。

「彩り豊かな緑の街並み・道すじをつくる」方針については、公園のバリアフリー化や防災に関わる整備、学校での体験学習などの実施、公共公益施設での緑化に加え、各種協定による緑化を推進しました。

「緑が輝くまちづくりを進める」方針については、募金活動や保存緑地・保存樹木の周知活動、公園等里親事業を推進するとともに、Moriya いきもの調査隊やMoriya いきものコンテスト実施、グリーンインフラの取組の一環としてグリーンカーテンのホップのつるを使ったリース作り体験や「MORIYA GREEN BEER」の醸造販売も行いました。

また、重点地区として稲戸井調節池の利活用検討、守谷市役所庁舎周辺での花壇や植栽柵の整備・管理、守谷城址公園・守谷野鳥のみちの整備などを行いました。

なお、守谷城址公園・守谷野鳥のみちの整備にあたっては、土地所有者の協力により無事、整備することができました。

なお、詳細については、本編末尾の参考資料にて記載しております。

表 2-2 前計画の施策実施状況

現行計画における計画の体系	実施	一部実施	計
基本方針1「守谷らしい緑を保全・活用・創出する」	6	0	6
基本方針2「彩豊かな緑の街並み・道すじをつくる」	11	0	11
基本方針3「緑が輝くまちづくりを進める」	7	1	8
■重点的・総合的な施策の推進「特徴ある緑を保全・創出する」	8	1	9
計	32	2	34

※前計画策定後の施策実施数を記載しており、施策の中での取組で未実施のものがある場合は一部実施施策とみなし評価を行いました。

5 緑に関する市民意向調査結果

毎年実施されている守谷市まちづくり市民アンケート調査において、自然環境や景観など、緑に関する意向を把握しました。

その結果から、守谷市民の緑に関する満足度や活動実施状況などについて整理しました。

(1) 生活環境、自然環境に対する満足度

生活環境及び自然環境への満足度はどちらも非常に高い水準にあります。

生活環境・自然環境ともに、10年前から満足度は増加しており、現状では8割程度が満足していると回答しています。

また、緑を活かした美しい景観形成がされているとの回答は、平成23(2011)年から7割～8割程度を維持しています。

市民意向調査結果	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H31	R2
守谷市の生活環境が良好に保たれているとおもいますか？								
○思う	73.0%	72.1%	77.2%	78.8%	75.9%	79.9%	79.6%	77.8%
○思わない	23.9%	24.3%	19.0%	17.3%	21.2%	17.9%	18.2%	20.4%
守谷市の自然環境に満足していますか？								
○満足している	71.9%	68.6%	74.1%	79.4%	74.4%	79.3%	82.8%	80.8%
○満足していない	25.1%	27.4%	22.1%	17.0%	22.4%	18.6%	15.2%	17.5%
緑を活かした美しい景観が形成されているとおもいますか？								
○形成されている	76.1%	69.5%	72.7%	75.5%	73.6%	75.8%	78.9%	76.6%
○形成されていない	21.2%	28.7%	25.7%	23.7%	25.2%	22.9%	19.6%	22.4%

出典：守谷市まちづくり市民アンケート調査（平成23(2011)年、平成24(2012)年～令和2(2020)年）

(2) 自然環境や景観の保全活動の実施状況

令和2(2020)年調査において、自然環境や景観の保全活動の実施状況は、各種団体や自治会の活動や講演会・勉強会等への参加は1割程度と低くなっていますが、自宅の生垣や花壇など個人の身の回りの緑化活動については4割弱の方が実施しています。

(3) 守谷市に居住する際に重視したこと

直近5年で守谷市に移住した方の重視した点として、交通の利便性が上位として上がっており、自然環境を重視しての移住は10%程度と少ないようです。

第3章

緑の現況と課題

1 守谷市の人口動向と緑の現況

(1) 人口

本市の人口動向をみると、平成7（1995）年以降の常住人口より、25年間で人口は増加傾向を示しており令和2（2020）年には約6万9千人と、平成7（1995）年から5割以上増加しています。

また、守谷市人口ビジョンによる推計人口では、令和17（2035）年が人口のピークとなり、約7万2千人まで増加する見通しとなっています。

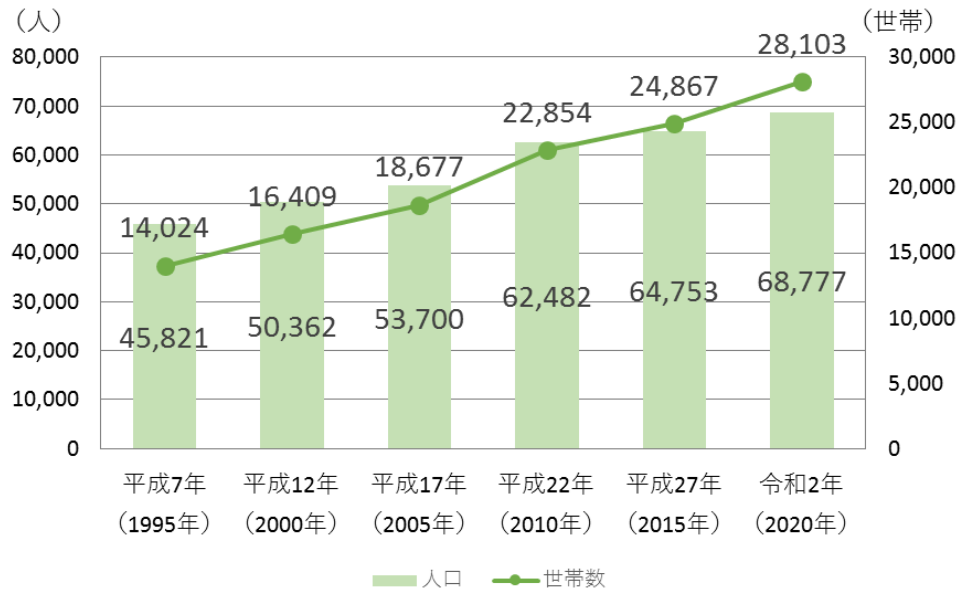


図 3-1 人口・世帯の推移

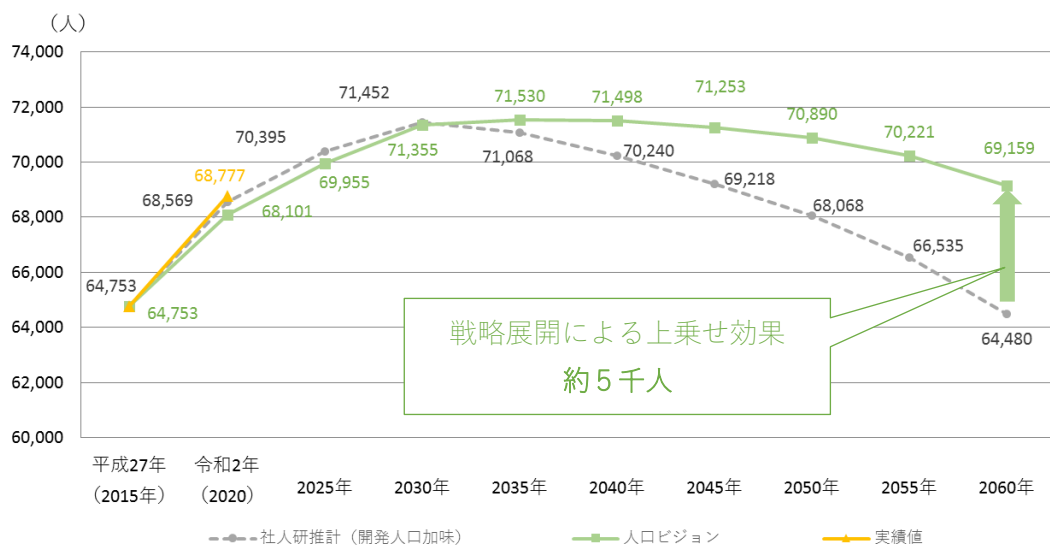


図 3-2 今後の人口の見通し

(2) 緑の特性

本市の市街地は、比較的平坦な台地上につくられており、利根川、鬼怒川、小貝川の3つの川につながる低地は枝分かれしながらひだのように台地に入り込み、谷津が多く形成されています。この谷津の両側や台地と低地の境界部には、斜面林が帯状に連なっています。これらは守谷の地形と原風景の特徴であり守谷らしい景観を形成しています。

また、市域を流れる利根川、鬼怒川、小貝川には豊かな樹林地が伴っており、緑豊かな河川景観が広がっています。そして、利根川左岸と鬼怒川右岸、小貝排水路両岸には、田を中心とした大規模農地が広がっています。

広大な樹林地である稲戸井調節池には、湿原・湿性林、草地、水辺など変化に富んだ自然環境が残されており、既に調節池としての洪水調整機能を発揮しています。加えて、稲戸井調節池周辺ではオオタカなどの猛禽類が確認されているほか、湿地環境に生育する絶滅危惧種なども確認されており、多様な生物の生息地としても重要となっています。

さらに、守谷城址公園から愛宕谷津周辺には、平成30(2018)年に市民団体、ボランティア、市内中学生、事業者などとの協働で「守谷野鳥のみち」が整備されました。この「守谷野鳥のみち」は、中心市街地の近くに位置していながら、大規模な里山と有機的な動植物の連鎖のあるビオトープなどの貴重な守谷の原風景が残っている地域です。この自然を地域振興や防災減災、環境保全など多面的に活用することでまちの価値を高め、持続可能なまちづくりを目指していくという思いが込められています。これはグリーンインフラの思想でありその具体的な取組といえます。

また一方、市街化区域内には、大規模住宅団地（北守谷住宅団地、南守谷住宅団地、みずき野住宅団地、美園住宅団地、ひがし野住宅団地、松並青葉住宅団地）や工業団地が分布しており、これらの開発に伴う公園緑地、歩行者専用道路や街路樹などの緑化整備も積極的に行われています。

このように、本市には昔から守られ続けてきた自然の緑や、計画的に整備された緑など、多様な緑とオープンスペースに恵まれており、既にグリーンインフラの具体的な取組が行われています。これらの多様で豊富な緑は、今後持続的なまちづくりを進めていく上で、地域の大切な資源となります。

守谷市の里山環境とは

■里山とは

里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

しかし、里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。

出典：環境省自然環境局 HP を参考に作成

■守谷市における里山環境

守谷市では、長年にわたる市民と自然のかかわりの歴史を通じて、集落地を中心に資源が循環し、持続的に自然の恵みを楽しむ空間として、本市における里山環境が形成され維持されてきました。

本市内においては、立沢一帯や守谷野鳥のみち、野木崎地区や高野地区の集落地周辺が代表的な里山環境として挙げられます。これらの里山は、これまで、農林業による生産や人々の生活の場として支えてきましたが、今日では、生活様式の変化に伴い、多様な生物の生息・生育環境として、また、本市特有の良好な景観や伝統文化の基盤として、さらには子供たちをはじめ自然離れしてしまった市民の自然体験の場や、多様な生物の生息・生育環境としても重要な意義や機能を発揮しています。

これらの里山環境を維持していくことで、将来にわたって多様な生物と共存・共生し、持続的なまちづくりに寄与していきます。



屋敷林



薪炭農用林



谷津

出典：もりやの自然誌（守谷町教育委員会）

(3) 緑の量と分布

本計画における緑は、大きく施設緑地と地域制緑地に分類されます。施設緑地は、都市公園法で規定されている街区公園や近隣公園、運動公園などの都市公園や、それ以外の公共施設緑地や民間施設緑地を対象とします。また、地域制緑地は、緑地の整備・保全に関連する法律・条例等に基づき定められた区域などを対象とします。

これらの緑の現況量は、市域全体では 1,693.01ha であり、市域に対して 47.4%となっています。しかしながら、市街化区域に限ってみると 122.25ha であり、市街化区域面積の 12.4%に留まっています。

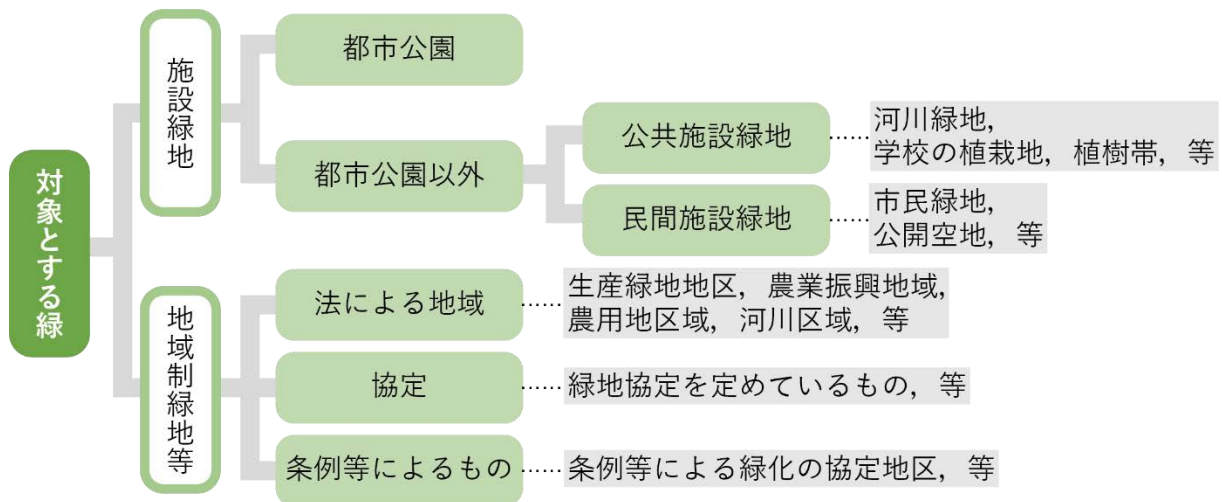


図 3-3 公園などの施設や法律・条例等により確保される緑の分類

■緑の現況総括表

表 3-1 公園などの施設や法律・条例等により確保される緑の現況

種 別		市街化区域		市街化調整区域		市域	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
施設 緑地	街区公園	59	17.14	0	0.00	59	17.14
	近隣公園	7	16.16	0	0.00	7※ ¹	16.16
	運動公園	0	0.00	1	16.69	1	16.69
	特殊公園(歴史公園)	2	0.80	2	8.55	4	9.35
	都市緑地	32	10.18	0	0.00	32	10.18
	都市公園 計	100	44.28	3	25.24	103	69.52
	運動公園(条例)	3	12.33	1	9.14	4	21.47
	森林公園	1	4.31	1	2.46	2	6.77
	その他の公共空地	16	4.60	8	2.94	24	7.54
	市民農園	0	0.00	2	2.53	2	2.53
	歩行者専用道路	30	9.72	0	0.00	30	9.72
	公開教育施設	9	19.62	4	5.56	13	25.18
	植樹帯	44	9.32	15	8.39	46※ ²	17.71
	公共公益施設植栽等	5	1.53	8	4.98	13	6.51
	公共施設緑地 計	108	61.43	39	36.00	134※ ²	97.43
	寺院・神社	7	5.99	19	8.53	26	14.52
	公開企業グラウンド	1	2.89	0	0.00	1	2.89
	民間施設緑地 計	8	8.88	19	8.53	27	17.41
	施設緑地合計	216	114.59	61	69.77	264※ ²	184.36
地域 制 緑地	生産緑地地区(生産緑地法)	25	2.74	0	0.00	25	2.74
	河川区域(河川法)	0	0.00	3	984.14	3	984.14
	農用地区域(農振法)	0	0.00	4	567.29	4	567.29
	地域森林計画対象民有林(森林法)	17	15.80	66	176.26	70※ ²	192.06
	法によるもの 計	42	18.54	73	1,727.69	102※ ²	1,746.23
	緑地環境保全地域(県条例)	0	0.00	1	0.85	1	0.85
	保存緑地(市条例)	11	4.24	546	66.24	557	70.48
	条例等によるもの 計	11	4.24	547	67.09	558	71.33
	(地域制緑地間の重複)	5	3.22	53	233.95	58	237.17
	地域制緑地合計	48	19.56	567	1,560.83	602※ ²	1,580.39
(施設・地域制緑地間の重複)		9	11.90	391	59.84	400	71.74
緑地現況量総計 (区域面積割合)		255	122.25 (12.4%)	237	1,570.76 (60.7%)	466※ ²	1,693.01 (47.4%)

※1 近隣公園の箇所数は都市計画決定の箇所数とは異なります。

※2 地区を跨ぐ箇所は面積按分を計算したため、地区別の箇所数は重複値となっています。

※3 保存緑地(市条例)は、令和3(2021)年2月時点の情報となっています。

(令和3(2021)年3月31日現在)

■緑の現況総括図

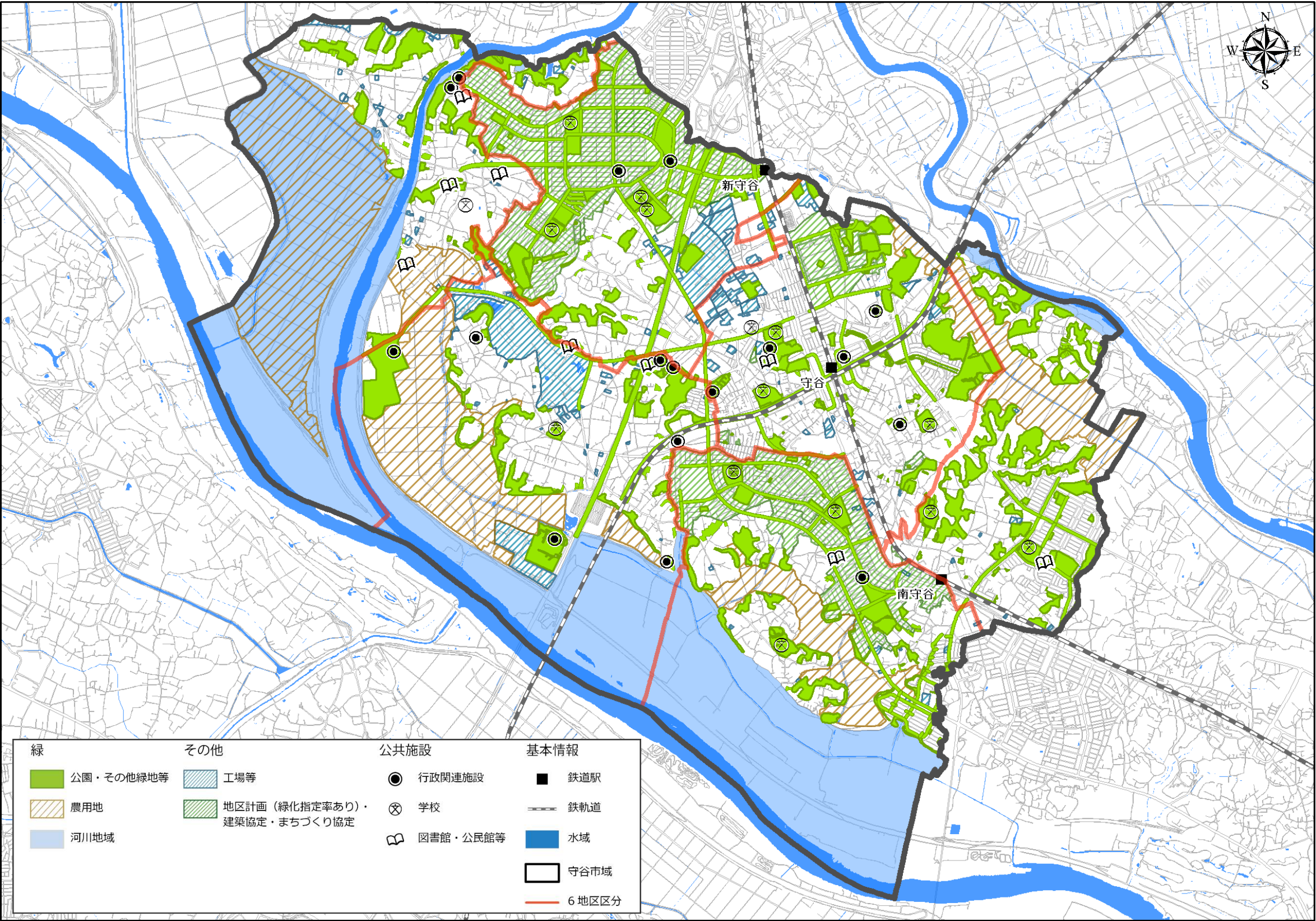


図 3-4 公園などの施設や法律・条例等により確保される緑の現況総括図

(4) 公園及び都市緑地の分布状況

公園及び緑地の分布状況を見ると、市街化区域内は比較的広範囲をカバーしていますが、一部、守谷地区の住宅地周辺や立沢地区の工業団地周辺に空白地域が存在しています。

みずき野・同地・赤法花地区では、みずき野住宅地周辺にて、近隣公園（さくらの杜公園）に加え街区公園も多く分布しており、誘致カバー圏の重複がみられます。

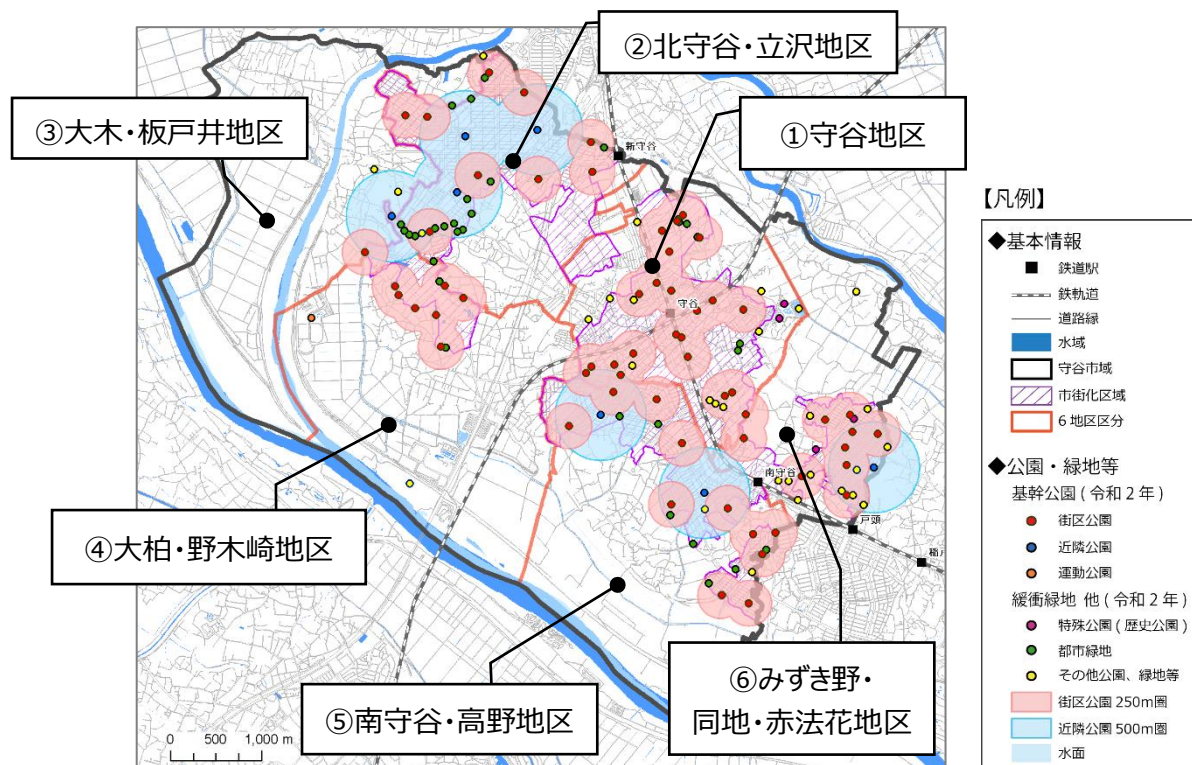


図 3-5 公園及び都市緑地の分布と勢力圏

(5) 一人あたり公園・緑地面積

ここでいう緑地とは、都市公園と公共空地などを対象とします。公共空地などには、運動公園（条例による）、森林公園，市民農園，その他の公園などが該当します。

一人あたりの公園・緑地面積は、市全体では、15.7 m²/人で、地区別にみると、④大柏・野木崎地区が最も多く、次いで⑥みずき野・同地・赤法花地区が多くなっています。

一方、③大木・板戸井地区は 4.2 m²/人と最も低く、次いで①守谷地区が 8.8 m²/人と低くなっています。

表 3-6 地域別一人あたり公園・緑地面積

	公園・緑地面積	地域人口※ ¹	一人あたり面積
①守谷地区	22.57ha	25,776 人	8.8 m ² /人
②北守谷・立沢地区	25.18ha	18,128 人	13.9 m ² /人
③大木・板戸井地区	0.79ha	1,873 人	4.2 m ² /人
④大柏・野木崎地区	33.66ha	2,949 人	114.1 m ² /人
⑤南守谷・高野地区	13.16ha	14,790 人	8.9 m ² /人
⑥みずき野・同地・赤法花地区	12.47ha	5,261 人	23.7 m ² /人
市全体	107.83ha	68,777 人	15.7 m ² /人

※1 常住人口調査結果（令和 2(2020)年 10 月 1 日）を使用しています。

(6) 生物の生息・生育環境の現況

① 植生

本市を含む茨城県の南部には平地が広がっており、鹿島灘沖の千島海流（親潮）と日本海流（黒潮）がぶつかる環境条件から南方系と北方系に属する生物が互いに接して分布しています。

なお、詳細な植生図などは、本編末尾の参考資料にて記載しております。

② 確認されている主な動植物種

● 守谷野鳥のみち周辺

本市の台地は古河・猿島台地の先端部に当たり、北相馬台地と呼ばれており、標高は約20m、台地の中心付近はほぼ平坦さが維持されています。

愛宕中学校に隣接する守谷野鳥のみちは、この台地上に位置しており、変化に富んだ山道など自然の地形を生かした市民協働による手作りの「守谷野鳥の森散策路」と、野鳥が数多く生息している湿地草原の「鳥のみち」を含む総延長4キロメートルの遊歩道です。

守谷野鳥のみち周辺では、様々な種類の木々や草花、昆虫などを観察することができます。また、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているサシバをはじめ、オオタカやノスリなどの猛禽類が姿を見せることもあり、2時間ほど歩くと30種類もの野鳥が見つかることもあります。

この周辺で確認された動植物種についてその一部を紹介します。

サシバ	ノスリ	
○東北地方以南に東南アジアから飛来する中型の猛禽 ○環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類	○ハシブトカラス大の地味な色合いの猛禽 ○平成 25(2013)年に初めて繁殖が確認	
		
ヤマガラ	ルビタキ	ヤマユリ（守谷市の花）
		

出典：「守谷野鳥のみち自然園」ホームページ，現地踏査

●稲戸井調節池

茨城県取手市と本市にまたがり利根川の河川区域に位置している稲戸井調節池では、周辺においてオオタカなどの猛禽類が確認されています。また植物では、「茨城県版レッドデータブック＜植物編＞2012 年改訂版」にて絶滅危惧Ⅱ類に指定され湿地環境に生育するナガボノシロワレモコウや、同レッドデータブックにて情報不足1注目種のワタラセツリフネソウなどが確認されています。



出典：オオタカ 第14回稲戸井調節池整備・活用検討懇談会資料
ナガボノシロワレモコウ、ワタラセツリフネソウ 第8回稲戸井調節池整備・活用検討懇談会資料

図 3-7 稲戸井調節池周辺で確認された動植物

●守谷市上下水道事務所

大柏地区に位置する守谷市上下水道事務所では、平成20(2008)年3月に茨城県による特定植物群落調査の一環として松並地区で実施された植物調査において確認されたオキナグサを、松並青葉地区より移植し保全しています。

オキナグサは「茨城県版レッドデータブック＜植物編＞2012 年改訂版」にて絶滅危惧ⅠA類に指定されています。茨城県自然博物館の記録によると、昭和9(1934)年に高萩市花貫溪谷、昭和30(1955)年に笠間町佐伯山(現笠間市)、昭和33(1958)年に日立市大久保、昭和38(1963)年に鹿島町(現鹿嶋市)で確認されていますが、現在はいずれの産地でも自生していません。そのため、本市の個体が県内最後の自生個体と考えられます。



図 3-8 松並青葉地区で確認されたオキナグサ（左：花期，右：果期）

2 守谷市の緑の課題

(1) 縁取りとなる緑

① 河川の緑

市域を流れる利根川、鬼怒川、小貝川沿いには、豊かで貴重な樹林地が形成されています。これらは稲戸井調節池を中心とし、自然災害時の洪水調整機能も有していることから、守谷市のグリーンインフラの拠点となりうる緑として保全・活用を図っていく必要があります。さらに、これらの緑は多様な生物のすみかとなるため、生き物の生息に配慮した潤いある水辺環境の創出が求められます。

また、市民、学校、事業者、行政が一体となり「利根川河川敷クリーン作戦」に取り組んでいます。これらの取組を継続し、今後は環境保全のみならずグリーンインフラとして教育やレクリエーションへの活用を促進することで、地域活性化や地域文化の継承につなげていくことが必要です。

② 河川沿いの広大農地

利根川、鬼怒川、小貝川沿いには広大な農地が形成されています。

これらの広大な農地は、雨水貯留機能や、景観保全機能、生物多様性保全機能など、様々な機能を持っており、この機能を最大限発揮できるよう、生産性を維持しつつ、良好な緑として維持・保全を図ることが求められます。



図 3-9 鬼怒川河川沿いの農地（大木地区）

(2) 市特有の緑

① 斜面林を中心とした歴史的な緑

斜面林、平地林、屋敷林、社寺林は、市特有の貴重な緑であり、市街地外縁部に連なる斜面林を中心に守谷の原風景である里山景観を形成しています。また、生物の生息・生育環境としても重要な緑であり、市街地内での緑量確保においても重要な役割を果たしています。

この里山の原風景は、将来的に残していくべき緑であり、保存緑地としての指定を推進し、持続的な緑として保全を図っていくことが必要です。



図 3-10 住宅団地の外縁部に連なる斜面林（みずき野地区）

② 守谷城址公園から守谷野鳥のみのちの連続した緑

守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯は、中心市街地から身近な位置にありながら、大規模な里山と湿地草原などの貴重な日本の原風景が残っており、有機的な動植物連鎖のあるビオトープとなっています。

守谷野鳥のみちは、市民ボランティアが中心となり地元の中学生や事業者、行政とともに整備された生物多様性に配慮した、自然の恵みを最大限に活用した大規模な森であり、環境保全、地域振興、生物多様性への配慮など、様々な効果を生み出しています。これは、グリーンインフラの推進による持続可能なまちの実現につながる代表的な取組であることから、引き続き積極的な活動を進めていくことが求められます。



図 3-11 守谷野鳥のみち

(3) 身近な緑

① 市街地の身近な緑

市内の身近な緑として、公園、緑地などのオープンスペースや植樹帯などの街路樹の緑が挙げられます。これらは、彩り豊かな街並みを形成するとともに、まちの魅力向上にも大きく効果的であり、生活を豊かにします。

市内には、既に多くの公園、緑地や街路樹などが整備されており、今後将来も心豊かな生活を維持していくためには、これらの緑を保全・活用を図っていく必要があります。

また、市民協働によるよりよい公園づくりや、住民ニーズに配慮した整備・改善なども重要です。



図 3-12 緑豊かな街路樹



図 3-13 文化財公園里山の会による守谷の花”ヤマユリ”の花苗（郷州文化財公園）

② 集落地に点在する緑や農地

市街化調整区域には、斜面林や農地に囲まれた既存集落が点在していることから、自然環境の保全とともに、居住環境の向上のための緑地環境の改善が求められます。

特に、既存の農地については、耕作放棄地が多く、居住環境の低下に影響しているため、農地利用最適化の推進や、耕作放棄地の解消・有効活用、環境学習の場としての活用など、効率的な農地活用を推進していく必要があります。

(4) 緩衝としての緑

緩衝としての緑は、主に工業団地の縁辺部の緑や、常磐自動車道など大規模構造物の緩衝を目的とした緑を指します。

これらは、周辺住宅地との調和を図る目的において重要な役割を果たすことから、今後も緑化を推進していく必要があります。



図 3-14 工業団地の緩衝としての緑

■今後の緑の方向性

現況の緑を、河川や大規模農用地などの「縁取りとなる緑」、斜面林を中心とした保存緑地などの「市特有の緑」、住宅地内の公園や街路樹などの「身近な緑」、そして常磐道や工業団地の縁辺部などの「緩衝としての緑」に分類し、関連法の改正、上位及び関連計画による位置付け、前計画の評価、緑の現況と課題の整理から、守谷市における今後の緑の方向性として整理しました。

緑の分類と今後の緑の方向性	
縁取りとなる緑	河川、水辺空間や農用地などの市を縁取る緑
・グリーンインフラとして教育やレクリエーションへの活用促進 ・生き物の生息に配慮した潤いある水辺環境の創出 ・地域活性化や地域文化の継承 ・広大な農地の多様な機能を最大限発揮できるよう維持・保全	
市特有の緑	斜面林を中心とした保存緑地等の守谷の原風景となる緑
・斜面林、平地林、屋敷林、社寺林を持続的な緑として保全 ・守谷の原風景である「守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯」など、有機的な動植物連鎖のあるビオトープの維持・保全 ・「守谷野鳥のみち」のような、グリーンインフラの推進による持続的なまちの実現に向けた取組の促進	
身近な緑	公園や住宅内の緑地、街路樹等の緑
・公園、緑地や街路樹などの緑の保全・活用 ・市民協働によるよりよい公園づくりや、住民ニーズに配慮した整備・改善 ・集落地に点在する緑や農地の効率的な活用	
緩衝としての緑	常磐道の沿道や工業団地縁辺部の周辺の住環境との調和を図るための緩衝の緑
・大規模構造物と周辺住環境との調和	

凡例

緑の分類		公共施設	
	縁取りとなる緑		行政関連施設
	市特有の緑		学校
	身近な緑（公園、緑地等）		図書館・公民館等
	緩衝としての緑	基本情報	
その他			鉄道駅
	工場等		鉄軌道
	地区計画（緑化指定率あり）・建築協定・まちづくり協定		水域
	河川区域（縁取りとなる緑に含む）		守谷市域

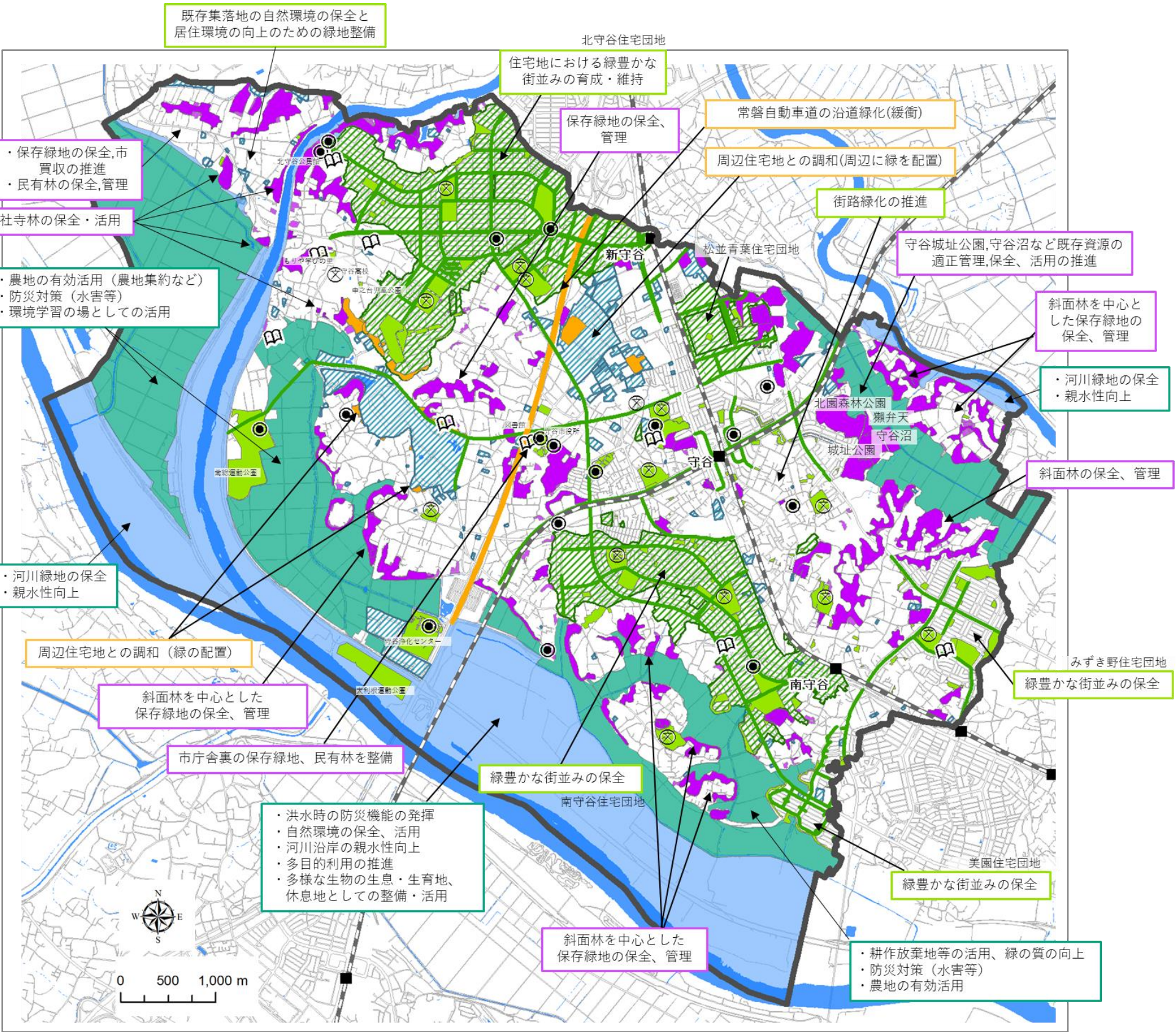


図 3-15 今後の緑の方向性

第4章

緑の基本構想 -目標と基本方針-

1 緑の将来像と計画の目標

(1) 緑の将来像

私たちのまち守谷は、利根川、鬼怒川、小貝川によって三方を囲まれ、低地には農地が広がり、台地を包むように連なる斜面林、人々の暮らしとともにあった平地林・屋敷林・谷津、まちの記憶を留める社寺林など、特徴のある多様で豊かな緑に恵まれています。

これらの多様で豊かな緑を守るのはもちろんのこと、緑に親しみ集うことによるコミュニティの形成、緑を活用した地域活力の創出などの地域振興、さらには防災・減災など多様な機能を賢く活用することが重要です。そしてこれは、グリーンインフラという古くて新しい考え方であり、自然を地域の大切な資源として捉え直し、自然の恵みを活用することで、社会の課題解決や豊かさの創造につながります。

また、質の高い緑を維持することで、多様な生物の生息・生育環境が整い、人々と多様な生物とが互いに共存・共生していくことが可能となります。このような生物多様性が確保されることで、食材の供給や地域環境の維持などの様々な恩恵を受け、自然の恵みあふれる持続可能なまちが形成されていきます。

一方で、高齢化社会を迎え、本市の人口ビジョンによると、令和17年（2035）年をピークに、人口減少やそれによる税収減少が危惧される中、この緑豊かな魅力あふれるまちを維持するためには、市民、事業者、行政が一体となり、緑を市の貴重な資源として多様な価値を見出す活用や、保全、継承をしていく必要があります。

このような考え方を踏まえ、守谷に住む人々が自然の恩恵を受け、心も体も満たされ誰もが住み続けたいと感じる（well being）ことができる緑豊かな守谷を、市民・事業者・行政みんなで創り上げていくため、「守谷の豊かな緑を保全・継承し、さらにグリーンインフラにより、世代を超えて人と緑がつながる、幸福～well being～にあふれるまち」を将来像として設定します。

緑の将来像

守谷の豊かな緑を保全・継承し、
さらにグリーンインフラにより、
世代を超えて人と緑がつながる、
幸福～ well being ～にあふれるまち

(2) 計画のフレーム

1) 計画のフレームの考え方

計画フレームは、緑の将来像の実現に向けた緑の目標を設定する際の前提となる枠組みです。

本計画においては、目標年次は概ね 20 年後の令和 22 年度（2040 年度）とし、中間年次は令和 12 年度（2030 年度）とします。

2) 計画のフレーム

計画の目標を設定するにあたって前提となるフレームは、以下のとおりとします。

●計画対象区域

計画の対象区域は、守谷市全域とします。

都市計画区域名	計画対象区域
取手都市計画区域	守谷市全域（3,571ha）

●人口の見通し

現況及び将来の人口の見通しは、令和 2（2020）年常住人口調査結果を現況値として設定し、将来人口については、守谷市人口ビジョンとの整合を図り、平成 28（2016）年の松並青葉地区の宅地開発事業を考慮した人口を用いることとします。

	現況 令和 2 年度 (2020 年度)	中間年次 令和 12 年度 (2030 年度)	目標年次 令和 22 年度 (2040 年度)
人口	68,777 人	71,335 人	71,498 人

※常住人口
(令和 2(2020)年 10 月 1 日)

※守谷市人口ビジョン
(平成 28(2016)年 2 月)

※守谷市人口ビジョン
(平成 28(2016)年 2 月)

●面積

守谷市全域及び市街化区域、市街化調整区域の面積は、新守谷駅周辺及び常磐自動車道守谷サービスエリア周辺における市街化区域編入が想定されるため、これらを考慮し将来値を設定します。

	現況 令和2年度 (2020年度)	中間年次 令和12年度 (2030年度)	目標年次 令和22年度 (2040年度)
守谷市	3,571ha	3,571ha	3,571ha
市街化区域	985ha	1,066ha	1,100ha
市街化調整区域	2,586ha	2,505ha	2,471ha

■新規市街化区域編入予定箇所

No.	名称	整備面積 (予定)	編入時期 (予定)
1	(仮称) 新守谷駅周辺土地区画整理事業	21ha	令和4年度 (2022年度)
2	(仮称) 守谷サービスエリアスマートインターチェンジ周辺土地区画整理事業	60ha	令和5年度 (2023年度)

※今後事業の変更などがあった場合は目標水準の見直しを検討します。

(3) 緑の目標水準

現況の緑地面積は 1,693.01ha であり、将来の緑地面積については、既存の緑地の維持・保全を図るとともに、公園などの新規整備予定を考慮し目標値を設定します。

なお、「(仮称)大野1号公園」及び「(仮称)大野2号公園」は、農用地域内の土地からの転換となり、「稲戸井調節池のオープンスペース」は、河川区域内からの転換が予定されているため、全体の緑地としては増加しないものとして緑地面積を算出・設定しています。

		現況 令和2年度 (2020年度)	中間年次 令和12年度 (2030年度)	目標年次 令和22年度 (2040年度)
守谷市	緑地面積	1,693.01ha	1,638ha	1,638ha
	緑地率	47.41%	46%	46%
市街化区域	緑地面積	122.25ha	125ha	125ha
	緑地率	12.41%	12%	12%
市街化調整区域	緑地面積	1,570.76ha	1,513ha	1,513ha
	緑地率	60.74%	61%	61%

※緑地率とは、公園などの施設や、法律・条例などにより確保される緑がその地域や地区に占める割合のことです。

※今後事業の変更などがあった場合は目標水準の見直しを検討します。

■公園などの新規整備予定

No.	種別	名称	現況 面積 (A)	整備目標			緑地の位置		備考
				中間年次 R12年 度 (B)	目標年次 R22年 度 (C)	新規拡大 面積 (C) - (A)	市街化 区域	市街化 調整 区域	
1	街区公園	(仮称) 新守谷1号公園	0ha	0.42ha	0.42ha	0.42ha	0.42ha	0ha	・区画整理予定(R6) ・新規整備
2	街区公園	(仮称) 大野1号公園	0ha	0.90ha	0.90ha	0.90ha	0.90ha	0ha	・区画整理予定(R8) ・農用地からの転用
3	街区公園	(仮称) 大野2号公園	0ha	0.90ha	0.90ha	0.90ha	0.90ha	0ha	・区画整理予定(R8) ・農用地からの転用
4	-	稲戸井調節池の オープンスペース	0ha	15.00ha	15.00ha	15.00ha	0ha	15.00ha	・新規整備予定(R8) ・河川区域からの転用
5	-	守谷駅東口 市有地の オープンスペース	0ha	0.60ha	0.60ha	0.60ha	0.60ha	0ha	・新規整備予定(R3)
計			0ha	17.82ha	17.82ha	17.82ha	2.82ha	15.00ha	

※「(仮称)新守谷1号公園」は、令和6(2024)年度整備完了予定です。

※「(仮称)大野1号公園」及び「(仮称)大野2号公園」は、令和8(2026)年度整備完了予定です。

※「稲戸井調節池のオープンスペース」は、令和8(2026)年度整備完了予定です。

※「守谷駅東口市有地のオープンスペース」は、令和3(2021)年度整備完了予定です。

※今後事業の変更などがあった場合は目標水準の見直しを検討します。

●都市公園、公園・緑地面積及び一人当たり面積

各年次における都市公園面積、公園・緑地面積及びそれぞれの一人当たり面積について、新規事業による街区公園などの新たな整備を考慮し算出しました。

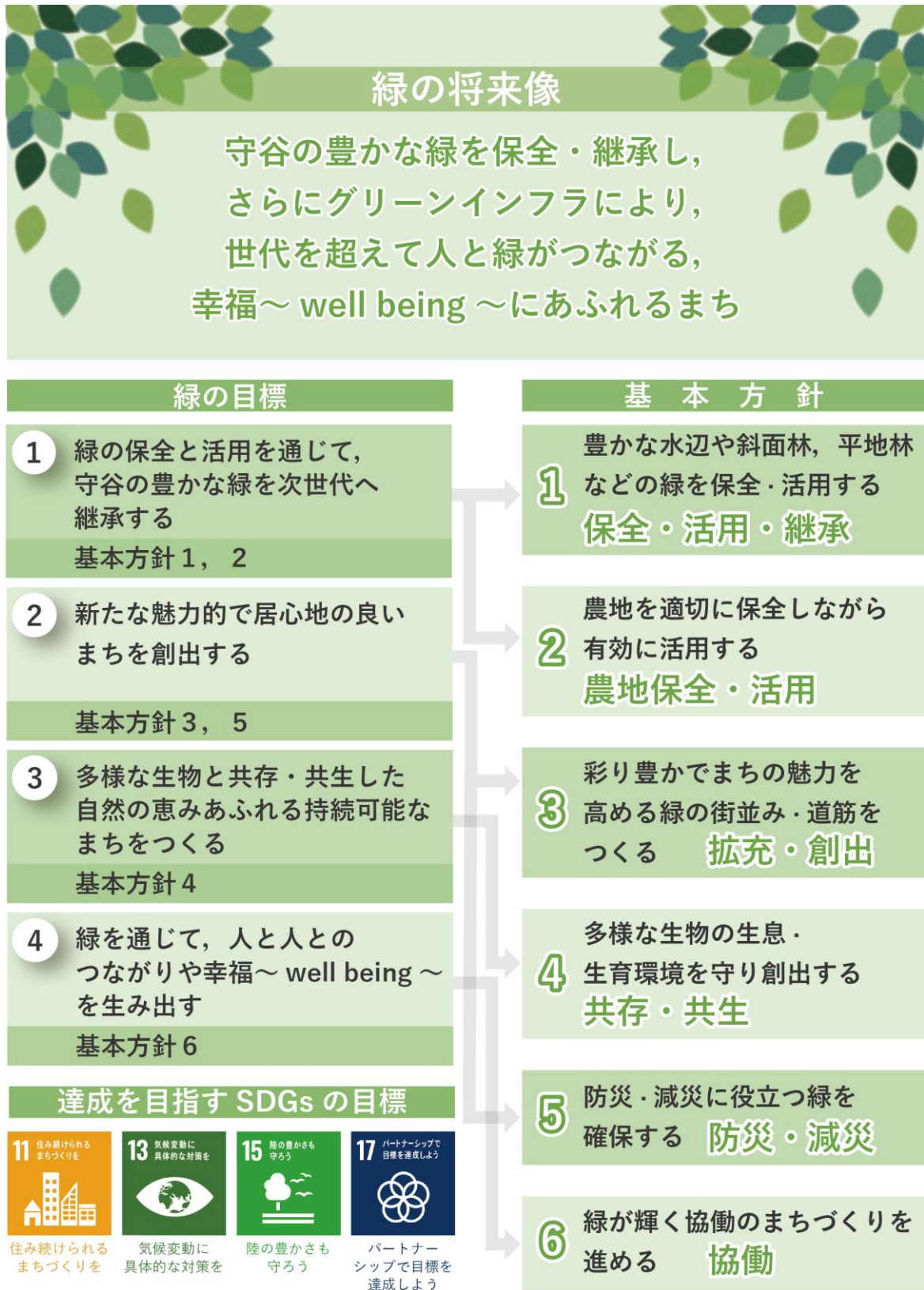
	現況 令和2年度 (2020年度)	中間年次 令和12年度 (2030年度)	目標年次 令和22年度 (2040年度)
守谷市人口	68,777人	71,335人	71,498人
都市公園面積	69.52ha	72ha	72ha
一人当たり 都市公園面積	10.11 m ² /人	11 m ² /人	11 m ² /人
公園・緑地面積	107.83ha	126ha	126ha
一人当たり 公園・緑地面積	15.7 m ² /人	18 m ² /人	18 m ² /人

※ここでの公園・緑地とは、都市公園と公共空地等を対象とします。公共空地等には、運動公園（条例による）、森林公園、市民農園、その他の公園等が該当します。

※「稲戸井調節池のオープンスペース」、「守谷駅東口市有地のオープンスペース」についても対象として算出しております。

2 緑の目標と基本方針

緑の目標水準を確保し、緑の将来像を実現するために、緑の目標と基本方針を設定します。



(1) 緑の配置方針

1) 本市の骨格を形成する緑の配置

将来の緑の配置方針として、本市の骨格的な構造を形成する緑を以下のとおり位置付けます。

- 利根川、鬼怒川、小貝川の水辺空間、河川敷と周辺の緑を、本市を縁取る緑として位置付け、その保全と活用を図ります。
- 河川沿いの良好な大規模農用地を貴重な緑として位置付け保全・活用を図ります。
- 市域の南部に連なる斜面林、また市街地の北部に連なる斜面林などは、里山の景観を形成する重要な要素となっていることから、その保全と活用を図ります。
- 都市公園を中心として、公園や緑地を適切に確保します。
- 広幅員の歩道と植樹帯を有する都市軸道路、国道 294 号、ふれあい道路については、沿道緑化を含めて緑の軸となるよう緑化を推進します。
- 常磐自動車道守谷サービスエリア周辺において、将来予定しているスマートインターチェンジの整備に伴い、緑のゲートにふさわしい景観を形成します。

2) 守谷らしい緑や特色のある重要な緑の配置

地域を特色づける重要な緑を位置付けます。

- 里山を構成する斜面林・平地林・屋敷林・社寺林・谷津や、地域のシンボルとなる大樹などを守谷らしい緑として保全を図ります。
- 集落地内に点在する農地は、農地利用の最適化により保全に努め、耕作放棄地については、活用を図ります。
- 常磐自動車道周辺や工業団地周辺の緑の保全と緑地帯の維持・整備を推進します。
- 民有地においては接道部などにおいて効果的で表情豊かな緑化を推進します。

3) 拠点となる緑の配置

地域に根付いた活動の場や、今後の開発や整備により緑の創出や活用が見込まれる区域を拠点として位置付けます。

- 地域の防災機能も兼ね備えた重要な緑として学校を位置付け、その他の公共公益施設についても積極的な緑化を推進します。
- 市民と協働で整備した守谷野鳥のみちを、生物の生息・生育地や環境学習の場となる拠点として位置付けます。
- 守谷市役所周辺の斜面林を公共の緑として位置付け、将来にわたって保全を図ります。
- 谷津や斜面林、屋敷林が豊かな立沢一帯を里山環境の継承の場として位置づけ、保全・活用を図ります。
- 稲戸井調節池とその周辺の緑を水辺のオープンスペースとして位置付け、水辺環境の保全と利活用を図ります。
- 利活用が予定されている守谷駅東口市有地は、緑豊かな交流拠点として位置付けます。

4) ネットワークを形成する緑の配置

骨格となる緑や里山の緑、拠点となる緑を有機的につなぐ軸を位置付け、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

- 都市計画道路を中心として街路樹の維持・保全を推進します。
- 守谷野鳥のみちを多様な生物のすみかとして重要な軸として位置付けます。
- 緑の歩行者専用道路、遊歩道などの維持・保全を図ります。

■エコロジカル・ネットワークとは

生物多様性の保全は、国土の全域で十分に配慮していくべきことですが、この実行をすぐに求めることは非現実的です。そこで、対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる「エコロジカル・ネットワーク」という考え方が重要となります。コアエリアやコリドーについては、外部からの影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を必要に応じ配置していくことも、エコロジカル・ネットワークの重要な要素となります。

生物多様性の保全を効率的かつ効果的に進めるためには、地域の自然的・社会的状況を踏まえ、このエコロジカル・ネットワークのおおよその姿をまず明らかにし、これに沿って各種の具体策を展開していくことが重要となります。

（出典：関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本構想（平成 27(2015)年 3 月））



出典：人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク
(平成 16(2004)年 3 月 国土交通省)

出典：国土交通省 HP を参考に作成

(2) 計画の体系

本計画は、基本方針に基づく基本的な施策と、一定の広がりのある地区で展開する重点的・総合的な政策を合わせて推進するものとします。



■緑の将来像図

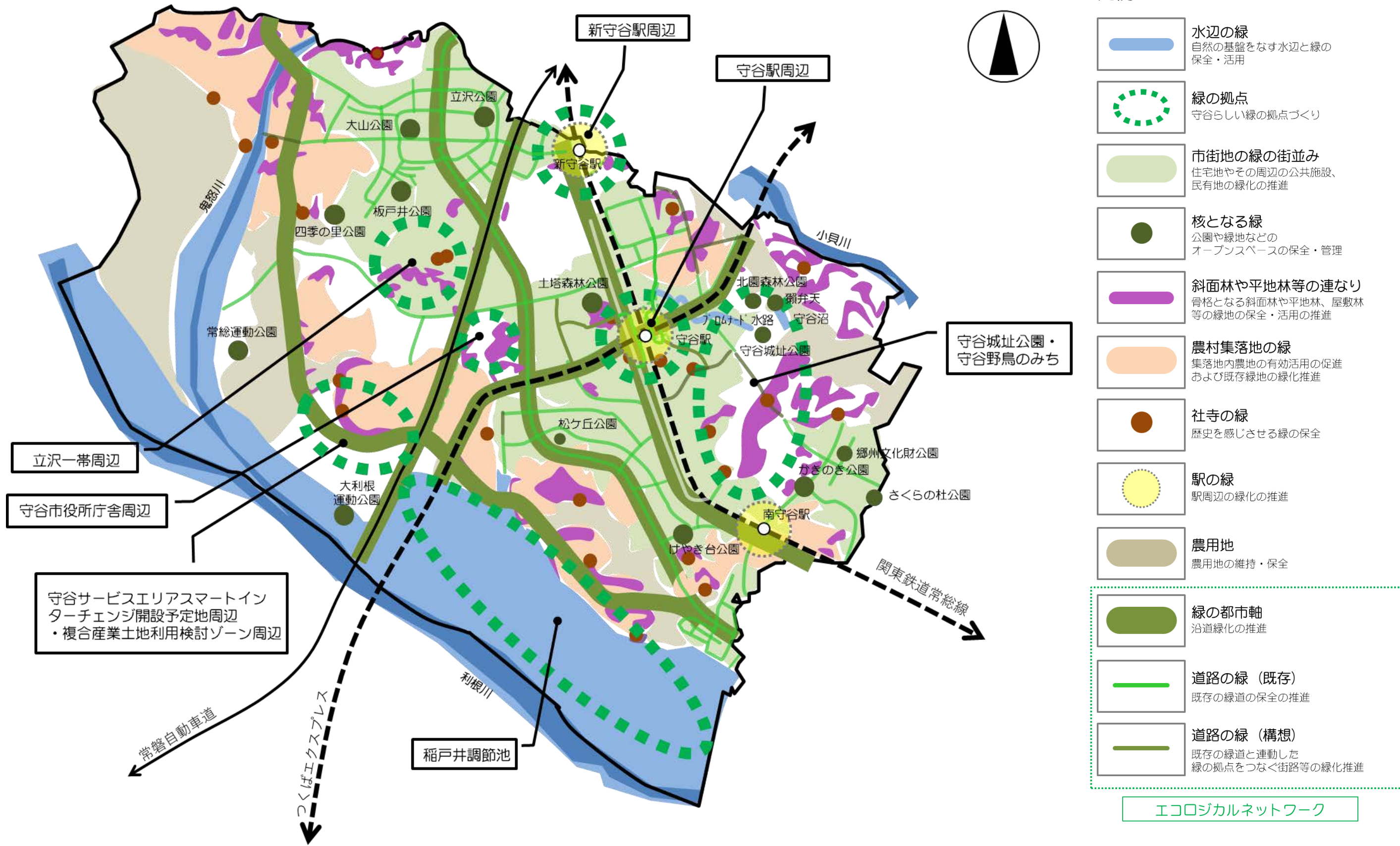


図 4-1 緑の将来像図

第5章

推進施策の方針

1 基本的な施策の推進

本計画の将来像、目標、基本方針に基づき、グリーンインフラと生物多様性に考慮し施策を推進するものとします。

(1) 「豊かな水辺や斜面林、平地林などの緑を保全・活用する」施策

1) 緑の骨格を強化する

本市の自然環境の基盤となっている緑について、その保全及び新たな緑の創出を図り、緑の骨格として強化します。

① 河川の緑の保全と活用

市域を取り囲む3つの主要河川の利根川、鬼怒川、小貝川周辺の緑は、環境を支えている自然的な基盤であり、潤いや安らぎを与える重要なオープンスペースです。

川沿いの豊かで貴重な自然環境として連続した緑を持続的に確保するため、保存緑地として指定を推進します。

No.	施 策
1	保存緑地の保全と指定推進
2	保存樹林・保存樹木の指定推進
3	水辺のオープンスペースの維持・整備

② 緑の都市軸づくり

常磐自動車道及び都市計画道路取手守谷線（国道294号）、都市計画道路乙子北守谷線（常総ふれあい道路）、つくばエクスプレスと並行して走る都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線（都市軸道路）においては、街路樹の持つ多面的な機能を十分に発揮できるよう、既存の街路樹の適切な維持・保全を図ります。

また、新守谷駅周辺地区においては、良好な景観を創出するため、無電柱化などの整備を契機とし、花や緑による景観向上を図ります。

No.	施 策
1	既存の街路樹の保全と適正な管理
2	沿道の民有地における花などによる緑化推進
3	花や緑による良好な道路景観の創出

2) 守谷らしい豊かな緑を守り育てる

斜面林や平地林・屋敷林・社寺林は、生活の中の身近な緑として里山景観をかたちづいています。

これらの緑については、次世代へと継承していくよう保全と活用を図ります。

また、長い年月をかけて大木となった樹木は、大気中の温室効果ガスを固定する効果が高いため、これらを引き続き保全することで地球温暖化の防止にも貢献します。

① 斜面林の保全と活用

斜面林は、これからも残し生かしていくべき緑であり、守谷の原風景となっている地形的景観を形成していることから、適正な管理を行い、保存緑地としての指定を継続して推進します。

No.	施 策
1	保存緑地の保全と指定の推進
2	保存樹林・保存樹木の指定の推進

② 平地林・屋敷林などの保全と活用

平地林や屋敷林などは、生物の生育・生息環境として重要な緑であり、かつ守谷らしい緑の景観をつくり出している要素であることから、引き続き保全を図ります。市街地内の樹木については、特に既成市街地内での緑量確保において重要な役割を果たしていることから、保存樹林・保存樹木の指定を推進し重点的な保全に努めます。

また、地域のシンボルとなっている松並木・松林や独立樹も含め、これらの緑を大切に保全し、かつ活用していくにあたり、市民緑地制度などの活用も検討し、管理負担の軽減につなげ、将来にわたり豊かな緑を守り育てていきます。

さらに、間伐などの森林整備促進や森林の集積・集約化、森林・林業の普及活動・インターンシップなどの人材育成を検討します。

No.	施 策
1	保存緑地の保全と指定の推進
2	保存樹林・保存樹木の指定の推進
3	市民緑地制度などの活用の検討

③ 社寺林の保全と活用

本市には、豊かな樹林を有する多くの社寺があります。これらの緑は、まちの歴史を物語る貴重な資源であることから、保全を図るため、保存緑地や保存樹林・保存樹木としての指定を推進します。

No.	施 策
1	保存緑地の保全
2	保存樹林・保存樹木の指定推進

■ 市民緑地制度とは

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

● 契約の内容

- ◇市民緑地契約の対象となる土地等の区域
- ◆市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項
- ◆緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合）
- ◆市民緑地の管理の方法に関する事項
- ◆市民緑地の管理期間
- ◆契約に違反した場合の措置
- ※◆については、必要に応じて定める。

● 締結のメリット

- ・ 地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ・ 次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。
 - 契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となる。
 - 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。
- ・ 一定の面積以上の市民緑地については緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象となる。

出典：国土交通省 HP を参考に作成

(2) 「農地を適切に保全しながら有効に活用する」施策

1) 農地の適切な保全・活用を推進する

河川に近接する広大な農地については、生産性を維持しつつ良好な緑として維持保全を図ります。一方で集落地内の耕作放棄地など低利用な農地は利活用を図り、市街地内の農地については生産緑地としての維持保全を図ります。

① 大規模農用地の維持保全

低地や台地上に広がる大規模な農地は、良好な農作物の生産の場であるほか、環境保全や防災の面からも貴重です。このため、市街化調整区域に広がる農用地区域などの優良農地においては引き続き農地の保全と農業施策の推進を図ります。

No.	施 策
1	農用地区域などの優良農地の保全
2	草花などの栽培
3	担い手などへの農地集積・集約化

② 集落地内農地の保全と活用

市街化調整区域内の農地において、耕作放棄地が増えることによる雑草や病害虫の発生などの周辺環境の悪化を抑制することが課題です。このため、市街化調整区域に点在する集落地内農地の保全、活用を推進し、里山景観を維持します。

No.	施 策
1	耕作放棄地となった谷津を活用した里山での体験学習
2	草花などの栽培
3	担い手などへの農地集積・集約化

③ 市街地内農地の保全と活用

市街化区域における農地については、土地利用の状況を勘案し、特定生産緑地の指定の検討を行い、保全に努めます。さらに、オープンスペースや環境学習の場として活用していきます。また、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加抑制や地域活力の向上を目的としたマルシェなどのイベントの実施など生産者や市民による活動を支援します。

No.	施 策
1	市街地内農地を活用した体験学習やイベントなどの活動支援
2	草花などの栽培
3	特定生産緑地の指定の検討

(3) 「彩り豊かでまちの魅力を高める緑の街並み・道筋をつくる」施策

1) 身近な緑のオープンスペースの保全・活用を推進する

日常生活における憩いの場として、街区公園・近隣公園・地区公園などの都市公園や、その他の公園、緑のオープンスペースの管理・保全を推進します。

① 身近な公園や緑地の保全と活用

公園及び都市緑地については、市街化区域内において概ね適正に配置されていることから、これらの利用促進を図り、管理・保全を推進します。

市民生活総合支援アプリ「Morinfo」などを活用し、市民協働による効率的な公園の管理・保全を図ります。

また、市民農園については、利用者のニーズなどを踏まえ利用促進を図ります。

さらに、市民緑地制度等の導入を検討し、森林公園等において公園整備負担を軽減するとともに、市民の憩いの場としての活用促進を図ります。

No.	施 策
1	街区公園・近隣公園・地区公園・特殊公園などの都市公園の管理・保全の推進
2	地権者の協力による森林公園・憩いの森などの管理・保全
3	市民農園の管理・保全及び活用の推進
4	市街地内道路における花植え・植樹などの推進

② ニーズに応じた公園や緑地の充実

公園や緑地は、誰もが安全で快適に利用できる施設であることが望まれます。

このため、様々な用途や地域の特性、住民のニーズに配慮するとともに、高齢者や障がい者などあらゆる人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した「インクルーシブ公園」の整備・改善を図ります。

また、老朽化した遊具や大径木化した樹木などについては、安全を確保するための計画的な維持管理を実施します。

さらに、公募設置管理制度（Park-PFI）等の導入も検討しながら、民間活力を活用した緑やオープンスペースの維持管理等を推進します。

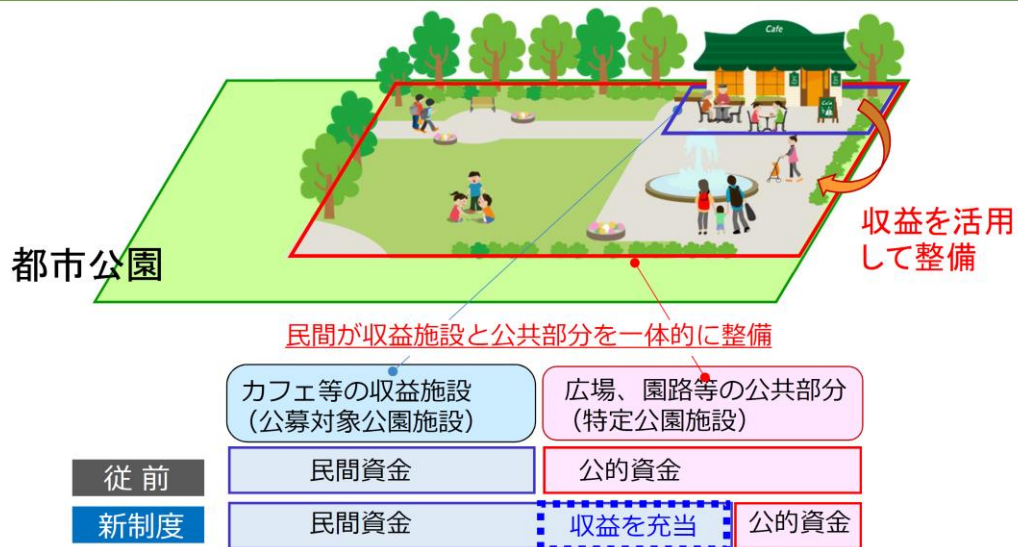
No.	施 策
1	市民参加によるよりよい公園づくりの推進
2	公園施設のバリアフリー化の推進
3	公園内施設の計画的な維持管理の実施

■公募設置管理制度（Park-PFI）とは

●公募設置管理制度（Park-PFI）の特徴

- 都市公園において飲食店、売店などの公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きです。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



●PFI と Park-PFI の特徴の違い

	PFI	Park-PFI
根拠法	PFI 法	都市公園法
目的	民間資金等を活用した公共施設整備による低廉・良好なサービス提供	民間資金等を活用した公園利用者の利便性の向上，公園管理者の財政負担の軽減
施設整備	公共負担 (サービス購入型が多い)	独立採算（公募対象公園施設） 公共還元+公共負担 (特定公園施設)
公共コスト削減	VFM（民間による効率的な整備によるコスト削減） ※包括発注，性能発注等による民間の創意工夫	特定公園施設の整備による公共還元 ※民間事業者による公園の価値を上げるような取組を促進
事業主体	SPC を設立	民間事業者 (SPC の設立は任意)

出典：国土交通省 HP を参考に作成

③ 学校を活かした緑の保全と活用

学校は子供たちが日常的に緑や生き物について考え、理解する学びの場としての役割が求められることから、学習農園や学校の森を活用した環境学習などを推進します。

また、学校内の植栽は街並みにおける身近な緑であることから、学校内の緑の積極的な活用と保全・管理を推進します。具体的には、接道部の柵などの位置の工夫により、周辺の道路と一体となった緑の空間を創出します。

さらに、子供たちによる学校の花壇づくりなど、潤いのある学習の場づくりを推進します。

No.	施 策
1	学習農園や学校の森などの利活用の促進
2	道路と一体となった緑の空間の創出
3	学校内の緑の維持・管理
4	子供たちによる花壇づくり

2) 緑が香る街並みをつくる

緑豊かなまちをつくるためには、緑の確保と緑の質の向上が重要です。

身近な公共公益施設においては、温室効果ガスの吸収・固定効果の高い樹木の植栽などにより積極的に緑化を推進し、住宅地や工業地・商業地については、植樹に対する積極的な支援を検討し、市民や事業者の協力を促します。

また、限られたスペースにおいても、壁面緑化や屋上緑化などの多様な手法を用いた立体的かつ効果的な緑化を推進します。

① 公共公益施設の緑化推進

公共公益施設は、緑の街並みを形成していく上で先導的な役割を担っていますが、緑化が進んでいない施設もみられます。このため、公共公益施設において積極的な緑化を図るとともに、四季の移ろいを感じられる草花や樹木の植栽などにより、緑の街並みのモデルとなるよう努めます。

No.	施 策
1	既存の樹木・樹林の保全・活用
2	接道部における連続した緑化の推進
3	地域にふさわしい緑の維持・整備
4	花の彩りや香りを活かした街並みづくり
5	壁面緑化・屋上緑化の推進

② 住宅地の緑化推進

計画的に整備された住宅地では、建築協定や街づくり協定、地区計画などにより緑豊かな街並みが形成されていることから、今後も良好な緑の維持・充実を図ります。

また、温室効果ガスの吸収や固定の効果が特に高い樹木の植栽に対する支援の検討や、苗木・種の配布などにより、市民協働による更なる緑化を推進します。

No.	施 策
1	地区計画による緑化率の指定
2	緑化協定(条例による)・緑地協定などの締結促進
3	街づくり協定などの維持
4	植樹に対する支援の検討
5	接道部における生垣緑化などに対する支援の検討
6	苗木・種の配布
7	花の彩りや香りを活かした街並みづくり
8	適正な管理による緑の質の維持

③ 工業地・商業地の緑化推進

工業団地や商店街、沿道の商業・業務施設などにおいては、周辺の住宅地との調和を図るため、温室効果ガスの吸収や固定の効果が特に高い樹木の植栽に対する支援を検討し、カーボン・オフセットの取組を推進します。

また、限られたスペースにおいても、壁面緑化や屋上緑化などの多様な手法を用いた立体的かつ効果的な緑化を推進します。

No.	施 策
1	植樹に対する支援の検討
2	接道部における生垣緑化などに対する支援の検討
3	花の彩りや香りを活かした街並みづくり
4	壁面緑化・屋上緑化に対する支援の検討
5	樹木などの維持管理の充実
6	苗木・種の配布

④ 緑化指導の充実

建築行為や開発行為に際して、緑化の推進や十分な公園や緑地の確保がなされるよう、事前協議において丁寧な指導や助言の強化を図ります。

また、守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例により指定した緑化協定及び緑地協定のエリアにおいて、緑化の推進を促します。

No.	施 策
1	緑化協定・緑地協定などの維持
2	取り決め・ルールによる一体的なまちづくりの誘導

■カーボン・オフセットとは

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ などの温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

また、カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」を平成 20(2008)年 11 月に創設し、平成 25(2013)年度からは、J-V E R 制度及び国内クレジット制度が発展的に統合した J-クレジット制度が開始しました。



出典：環境省 HP を参考に作成

3) 緑にふれあう道筋をつくる

緑豊かな道は、歩く楽しみや快適さを提供するだけでなく、緑がつながることによる生物の生息・生育環境の充実や人の活動や交流の活性化が期待されます。このような公園や緑地をはじめとする市内の緑をつなぐ街路樹の保全・管理、河川・水路の緑化、遊歩道などの整備を推進します。

① 街路・駅前の緑化推進

都市計画道路を中心とした街路緑化の推進と街路樹の計画的な維持・保全に努めます。駅周辺はまちの玄関口であることから、それにふさわしい緑の表情づくりを推進します。

また、道路空間の快適性を高めるため、新守谷駅周辺地区において透水性舗装などによる路面の地下浸透を促進するとともに、区画整理事業実施の際には電線類の地中化による景観向上と空間利用の促進を図ります。

No.	施 策
1	十分な幅員を持つ歩道と植樹帯の整備
2	透水性舗装などによる路面の地下浸透の促進
3	電線類の地中化の推進による景観向上
4	地域の特性を活かした緑の道づくり
5	植栽の計画的な維持・管理の推進

② 水路の緑化推進

身近な河川や水路において、多様な生物のすみかとなり潤いある水辺空間となるよう、植物の植栽などにより緑化を推進します。

No.	施 策
1	生き物の生息に配慮した水辺環境の創出
2	歩きやすい遊歩道の保全・管理
3	水辺に適した植物の植栽

③ 遊歩道の整備

誰もが安全で快適に利用でき、緑にふれあい楽しむことができるよう、遊歩道の整備と適正な維持管理を図ります。

No.	施 策
1	バリアフリー化による安全で快適に歩ける道づくり
2	道路と沿道の緑化推進
3	松並木の保全と育成
4	植栽の計画的な維持・管理の推進

④ 高速道路周辺の緑化推進

本市の区域を主に掘割構造によって南北に貫いている常磐自動車道においては、遮音壁の圧迫感を和らげ緑豊かな景観を確保するための植樹帯の維持・整備とともに、沿道の樹林の保全に努め、道路の騒音、粉じん、振動などから環境を守る緑として育成を図ります。

また常磐自動車道守谷サービスエリア周辺において、将来予定しているスマートインターチェンジの整備に伴い、周辺の保存緑地を保全し、緑のゲートとしての景観を形成します。

No.	施 策
1	花を活かした表情づくり
2	植樹帯の整備
3	保存緑地・保存樹林の指定推進
4	樹木の維持管理の充実

(4) 「多様な生物の生息・生育環境を守り創出する」施策

1) 多様な生物が生息・生育する緑を育てる

私たちは日々、生物の多様性の恩恵を受けて生活していますが、人間活動の発展と拡大が地域規模での生物多様性の減少を招いています。

生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量の確保に加え、動植物の生息・生育環境を改善するなど、緑地の質の向上を図り、里山の環境を維持していく必要があります。

① エコロジカル・ネットワークの形成

優れた自然条件を有する守谷野鳥のみちや稲戸井調節池、守谷市役所周辺、その他農地などを、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を河川や緑道などの生態的回廊（コリドー）で相互連結させ、多様性のある緑をつなぐエコロジカル・ネットワークを形成します。

また、エコロジカル・ネットワークの取組を進めていくと、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、延焼防止などの防災効果、自然資源の確保、レクリエーションの機会の増加など、様々な効果が期待されます。

No.	施 策
1	生物多様性の拠点（コアエリア）の指定及び保全
2	生態的回廊（コリドー）の配置及び保全

② 緑地の保全と活用

生物多様性を持続的に確保するため、多様な生物の生息地となる緑の保全を推進し、質の向上を図り、多様な生物が生息・生育可能な緑の確保を図ります。

また、エコロジカル・ネットワーク形成に向け、生態的回廊（コリドー）として活用可能な緑地の保全及び活用を図ります。

No.	施 策
1	公園及びその他緑地の保全・活用
2	保存緑地の保全及び指定推進
3	農用地の保全・活用
4	耕作放棄地の有効活用
5	谷津環境の保全・再生

③ 希少生物の保護と保全

希少生物の保全は、生物多様性地域戦略において重要な課題です。絶滅の恐れのある野生生物の生息状況について、環境省版レッドリストに対応した『茨城県版レッドリスト』を活用し、市民や事業者などへ周知を図るとともに、絶滅の恐れのある野生生物の保全の重要性について啓発してまいります。

また、希少生物の保全のための研究や活動について支援します。

No.	施 策
1	希少生物の生息状況の周知
2	希少生物に関する研究・活動の支援

④ 野生鳥獣の保護と管理

野生鳥獣は、人間活動が原因で個体数や分布域が変化する可能性があるため、これらの野生鳥獣については注意深く管理する必要があります。鳥獣保護管理法に基づき、茨城県により指定された鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域などにおいて、法の遵守を徹底するよう周知を図ります。

また、狩猟を行うには、狩猟免許を取得した上で、狩猟者登録し狩猟可能区域や期間など法令で定められた制限を遵守する必要があるため、これらを広く周知し法を遵守するよう指導します。

No.	施 策
1	鳥獣保護区等鳥獣保護管理法の周知及び法令遵守の指導
2	狩猟者へ法令遵守の指導

⑤ 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

外来生物の侵入は、生態系や在来生物のみならず人間や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすため、外来生物に関する意識啓発を図り、外来生物の侵入防止と根絶・抑制を行います。

また、外来種による被害を防止するための被害予防の三原則を引き続き啓発し、在来生物を守り、生物の多様性を維持します。

No.	施 策
1	外来生物に関する意識啓発
2	外来種による被害を防止するための被害予防の三原則の啓発

■被害予防の三原則

外来種による被害を防止するための被害予防の三原則として

1. 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 野外にすでにいる外来生物を他地域に拡げない

この三原則を啓発し、在来種を守り、生物の多様性を維持するようにしましょう。

出典：守谷市 HP

(5) 「防災・減災に役立つ緑を確保する」施策

1) 身近な緑の防災性を高める

近年頻発する自然災害などへの対策として、市街地に近接した公園や緑地などの防災機能を強化し、防災・減災に役立つ緑の確保に努めます。

① 公園や緑地の防災機能の充実

市街地内の公園や緑地において、災害発生時に活用可能となるように、防災に配慮した整備や、バリアフリー化などを推進します。

No.	施 策
1	防災に配慮した整備(防災備蓄倉庫、貯水槽などの整備)
2	公園、緑地におけるバリアフリー化の推進

② 身近な緑の防災機能の強化

一定の連続性を持って植栽された樹木は、地震などの災害発生時の火災延焼防止や建物倒壊防止など安全性の確保に大切な役割を果たすことから、街路樹の整備、保全を推進します。

また、道路や広場、オープンスペースと一体化した街路樹は火災発生時の避難誘導にも大きな役割を果たすため、新規整備の際は併設配植も検討します。

一方で、街路樹の大径木化により台風や地震時に倒伏による二次被害も懸念されるため、高木の計画的な維持管理や更新も検討します。

No.	施 策
1	街路樹の保全・管理
2	道路やその他緑地、オープンスペースなどの緑化推進

③ 身近な緑で災害時の避難場所の確保

近年頻発する自然災害などの発生時の避難場所の確保を積極的に進めます。

No.	施 策
1	災害時避難場所の整備、保全・活用

(6) 「緑が輝くまちづくりを進める」施策

1) 緑を大切にする意識を育てる

緑のまちづくりを進めるためには、一人ひとりが緑の重要性やその多機能性を認識し、緑を守ることに加え、活用することで次世代につないでいくよう、愛着を持つことが基本です。このため、暮らしの様々な場面において、緑を守り育てる意識を醸成するきっかけづくりや支援を行います。

① 緑の広報活動の推進と強化

本市の地域特性や歴史的特性に根付いた特徴ある緑をグリーンインフラとして意識づけ、知識を深めるきっかけとなる普及活動を推進します。また、緑に関する市の施策や市民活動の紹介など、緑に関する興味を高める上で有益な情報の提供や知識の普及を、様々な方法や場を通して推進します。

No.	施 策
1	グリーンインフラの普及と推進
2	広報やホームページを活用した情報の発信
3	市の木「松」と市の花「山百合」の普及
4	優れた緑を紹介するガイドブックなどの発行

② 緑のイベントの開催

市民と市がともに緑や生物多様性、グリーンインフラについて考え親しみや理解を深める機会として、守谷城址公園・守谷野鳥のみちや稲戸井調節池などの緑の場を活用し、緑に関するイベントなどを開催します。また、守谷市市民生活総合支援アプリ「Morinfo」を活用した Moriya いきもの調査隊による市民参加のイベント開催などを支援します。

No.	施 策
1	緑に関する講演会・シンポジウムなどの開催
2	苗木・種の配布
3	Moriya いきもの調査隊による環境学習の実施

③ 緑のまちづくりに貢献した活動の表彰

緑を守り育てる活動を促進し継続していくために、Moriya いきものコンテストのような、緑のまちづくりに貢献した個人や団体などを表彰する制度の創設を検討します。

No.	施 策
1	緑の街並みづくりなどに対する表彰
2	緑の保全に協力した地権者に対する表彰
3	緑のコンクールの開催(ガーデニングコンクールなど)

2) 緑を学び、緑を育てる地域振興活動を広げる

緑を通じて自然の大切さを呼びかけ、緑に関わる自主的な活動を行っている個人や事業者、団体の支援を行うとともに、人材の育成を図ります。

① 緑を学ぶプログラムづくり

自然や緑への理解を深め、緑に配慮した行動を促進していくために、本市の特徴ある緑や水辺の環境を活かし、環境学習の場と機会の提供に努めます。

No.	施 策
1	地域や学校と連帯した環境学習プログラムの整備
2	緑をフィールドとした自然観察講座などの開催

② 緑を守り、つくり、育てる活動の推進

緑を守り、つくり、育てる市民の自主的な活動を促進するために、公園等里親事業の活用などによる緑の保全・創出に参加できる場づくりとともに、人材や団体の育成に努めます。

また、グリーンインフラの推進や守谷市市民生活総合支援アプリ「Morinfo」の活用などによるスマートシティモデル事業を活用し、国土交通省の協力を得ながら官民連携による持続可能なまちづくりを推進します。

No.	施 策
1	公園の樹木や街路樹の里親制度の推進
2	花のある道づくりの推進
3	市民による樹林地の維持管理の実施
4	緑のボランティアの組織づくりと育成
5	市民の交流の場づくり
6	市民の自主的な活動の支援

3) 緑のまちづくりを支える仕組みを充実する

グリーンインフラの考え方に基づいた緑豊かなまちづくりを計画的・総合的に推進するためには、それを支える体制や仕組みを充実していくことが望まれます。このため、庁内における推進体制の強化や制度の充実に努めます。

① 緑のまちづくりの体制づくり

庁内において、緑のまちづくりを総合的に推進するため、関連各課の連携や、「もりやグリーンインフラ推進協議会」との連携を強化し、グリーンインフラに関する活動や情報発信を推進するとともに、専門家の活用や人材の育成などの強化を図ります。

No.	施 策
1	景観審議会との連携
2	庁内における協議体制の強化
3	緑のアドバイザー制度の検討
4	緑に関する技術的な支援などの実施
5	緑のまちづくりに関する講座などの開設
6	市民による緑の推進委員制度などの検討
7	市民が意見を提案することができる場づくり

② 緑のまちづくり制度の充実

緑のまちづくりに関する市民活動については引き続き助成を行い、保存緑地の保全については所有者への助成金や借地料の見直しや管理費補助の検討により、市民や事業者との連携によるグリーンインフラ推進のための制度の充実に努めます。

No.	施 策
1	緑のまちづくりに関する活動助成
2	保存緑地の買い取りによる公有地化の推進
3	保存緑地の助成金や借地料の見直しの検討
4	保存緑地の管理費の一部補助の検討
5	緑化基金の充実やトラストの創設

③ 緑のリサイクルの推進

緑の維持管理によって発生する間伐材などの再利用を図り、身近な花や緑を育てるための利用に努めます。また、不要になった樹木について、公共公益施設や希望者によるリサイクルを推進します。

No.	施 策
1	間伐材のチップ化などの推進
2	植物のリサイクルに向けた情報提供や場づくり

第6章

緑化重点地区

1 緑化重点地区の概要

本計画において、特に緑化推進を重点的・総合的に実施する地区を緑化重点地区として位置付けます。緑化重点地区は、本計画が目指す将来像をモデル的に実現していくことにより、本市の緑のまちづくりを先導していくことを目的とするものです。

本市では、以下の7地区を、保存継承エリアとしての重点地区と新規整備エリアの重点整備地区に分類し、各地区において先導して緑化を推進していきます。

表 6-1 緑化重点地区

No.	緑化重点地区	重点地区	重点整備地区
1	守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区	○	
2	守谷市役所庁舎周辺地区	○	
3	立沢一帯地区	○	
4	稲戸井調節池地区	○	○
5	守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設 予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区		○
6	新守谷駅周辺地区		○
7	守谷駅周辺地区		○

2 緑化重点地区の設定

(1) 守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区

1) 重点地区の設定

市最大の歴史遺産である守谷城址公園周辺から愛宕谷津一帯の樹林地をつなぐ『守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区』を重点地区として設定します。

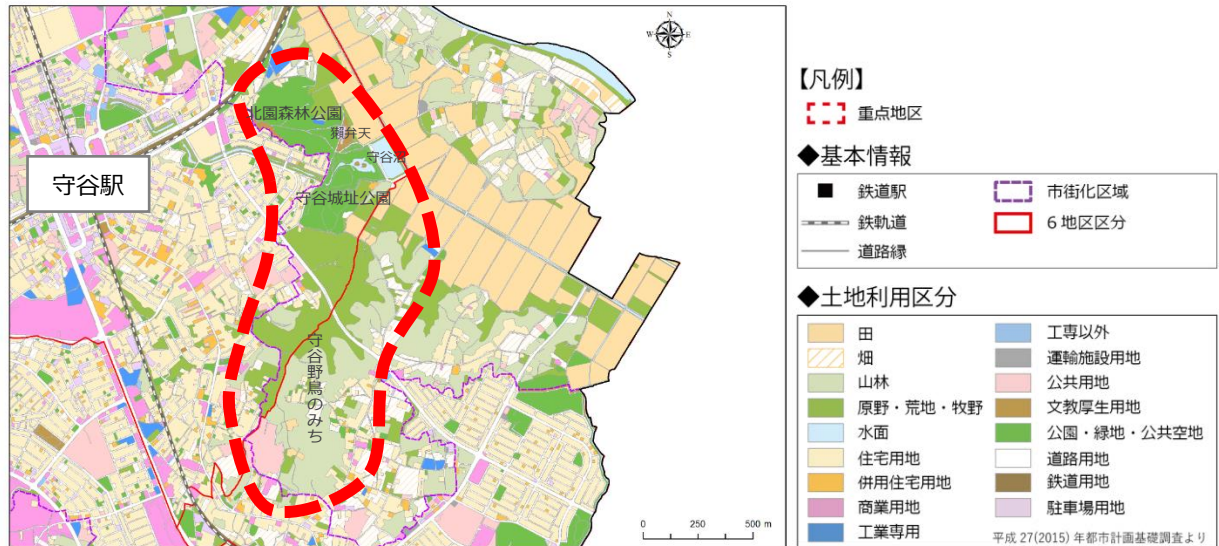


図 6-1 重点地区（守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

「守谷城址公園」は、守谷城の城跡を利用してつくられた公園であり、茨城百景にも選定されている水と緑に恵まれた公園です。園内は多目的広場や芝生広場など、守谷沼と水路の連続性を確保した水辺ゾーンや、公園整備前から存在する小さな丘をそのまま残している獺弁天ゾーン、守谷城址の自然の景観や地形を損なわず城跡を生かした造りとなっている城址ゾーンなどに分かれています。また、隣接する自然豊かな北園森林公園も一体的に整備されており、近隣住民の憩いの場として親しまれています。

また、「守谷野鳥のみち」は、市の中心市街地にあるまとまった緑を守谷市観光協会と守谷野鳥のみち自然園が主体となり、ボランティア、市内中学生、事業者等の協力を得て、協働で整備したもので、中心市街地における身近で大規模な里山と有機的な動植物連鎖のあるビオトープとなっており、オオタカなどの猛禽類の生息も確認されています。このことから「守谷野鳥のみち」一帯は、将来にわたり保全していくべき貴重な自然であり、生物の生息・生育地であるとともに、人々の憩いの場や環境学習の場など多面的な活用が期待されます。

さらには、本地区は守谷市都市計画マスタープランにおいて、「水と緑と歴史のふれあい拠点」として位置付けられています。また、歴史的環境と自然環境を結ぶ散策路として市民協働によって整備・管理されていることから、グリーンインフラの考え方に基きまちづくりが進展している地区であるといえます。

このような特徴を持つ本地区においては、「環境保全」、「防災・減災」、「地域振興」という多様な観点から、将来にわたり保全・活用していくことが求められています。

3) 整備の基本方針

守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

守谷の緑を象徴する身近で貴重な自然環境の継承

- 水と緑豊かな環境の維持・保全を図ります
- 公園・緑地の維持管理・保全を図ります
- 多様な生物の生息・生育地の保全を図ります
- 市民活動の場としての活用を推進します

4) 整備の方向性

① 水と緑豊かな環境の維持・保全を図ります

愛宕谷津一帯の水と緑が豊かな環境を維持・保全するために、土地所有者との借地契約を進めるとともに、買取りについても検討を行います。

② 公園・緑地の維持管理・保全を図ります

北園森林公園及び守谷城址公園内の植栽や遊具等の設備について、安全性に配慮した適正な維持管理を行い、市民にとって親しみのある憩いの場として保全・活用を図ります。

③ 多様な生物の生息・生育地として保全を図ります

守谷の資産であり身近で貴重なまとまった緑地である「守谷野鳥のみち」については、多様な生物のすみかとして引き続き保全を図ります。また、「守谷野鳥の森散策路」や湿地草原の「鳥のみち」については、引き続き市民との協働による維持管理を行い、エコロジカル・ネットワークとして維持していきます。

④ 市民活動の場としての活用を推進します

守谷野鳥のみちの整備の中心となった守谷市観光協会や守谷野鳥のみち自然園などのボランティア団体と連携し、市民活動の場として積極的に活用することで守谷を象徴するこの親しみのある自然環境を将来にわたり保全・継承していきます。

また、バルコン広場や水辺広場、柳の休憩スポット等の場を活用しながら、自然体験や歴史学習などの環境学習の場としての活用などにより、市民と連携した生物調査等の活動についても積極的に支援し、協働による緑地の保全・活用や緑の普及啓発を積極的に進めます。

5) 緑化推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	守谷城址公園、北園森林公園、守谷沼の保全・管理
2	斜面林・屋敷林などの保全・活用
3	社寺林の保全・活用
4	希少種を含めた生き物の生息環境の保全
5	緑の遊歩道のネットワークづくり
6	環境学習などの場としての活用促進

(2) 守谷市役所庁舎周辺地区

1) 重点地区の設定

守谷の原風景である斜面林に囲まれた、市庁舎が位置する『守谷市役所庁舎周辺地区』を重点地区として設定します。



図 6-2 重点地区（守谷市役所庁舎周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

地区内には、守谷市役所及び守谷中央図書館が整備されており、これらの施設の花壇の整備や周辺道路の街路樹等の保全・管理により緑化推進を図っています。

また、市庁舎を囲むように守谷の原風景の象徴である斜面林が一体的に連なっており、これらは将来にわたり守り続けるべき貴重な緑です。しかし、宅地化が進行しつつあり、持続的な保全が懸念されています。

3) 整備の基本方針

守谷市役所庁舎周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

行政文化拠点として市の顔となる緑きらめく空間を形成

- 樹林地・谷津などの緑の保全と活用を図ります
- 公共公益施設の緑化推進を図ります
- 誰もが安全で快適に歩くことができる緑のみちづくりを推進します

4) 整備の方向性

① 樹林地・谷津などの緑の保全と活用を図ります

市庁舎を囲む斜面林について保存緑地として指定するとともに買収を検討することにより、保全・管理を図ります。

また、地区内の豊かな樹林や谷津などを多様な生物の生息・生育区域として将来にわたり保全・活用を図ります。

② 公共公益施設の緑化推進を図ります

守谷市役所及び守谷中央図書館などにおいては、施設緑地の保全・管理や緑化推進を図ります。

また、壁面緑化や屋上緑化などスペースを有効活用した緑化推進も検討します。

③ 誰もが安全で快適に歩くことができる緑のみちづくりを推進します

市庁舎周辺道路における街路樹等の保全・管理を図り、遊歩道の整備を推進します。

また、区域内の花壇や周辺道路の植樹柵の保全・管理を継続実施するとともに、市の花である山百合を觀賞できる憩いの場や環境学習としての場としての活用も図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	斜面林・平地林・屋敷林や谷津の保全・活用
2	希少種を含めた生き物の生息環境の保全
3	環境学習の場としての活用

(3) 立沢一帯地区

1) 重点地区の設定

谷津や斜面林、屋敷林が豊かな『立沢一帯地区』を重点地区として設定します。

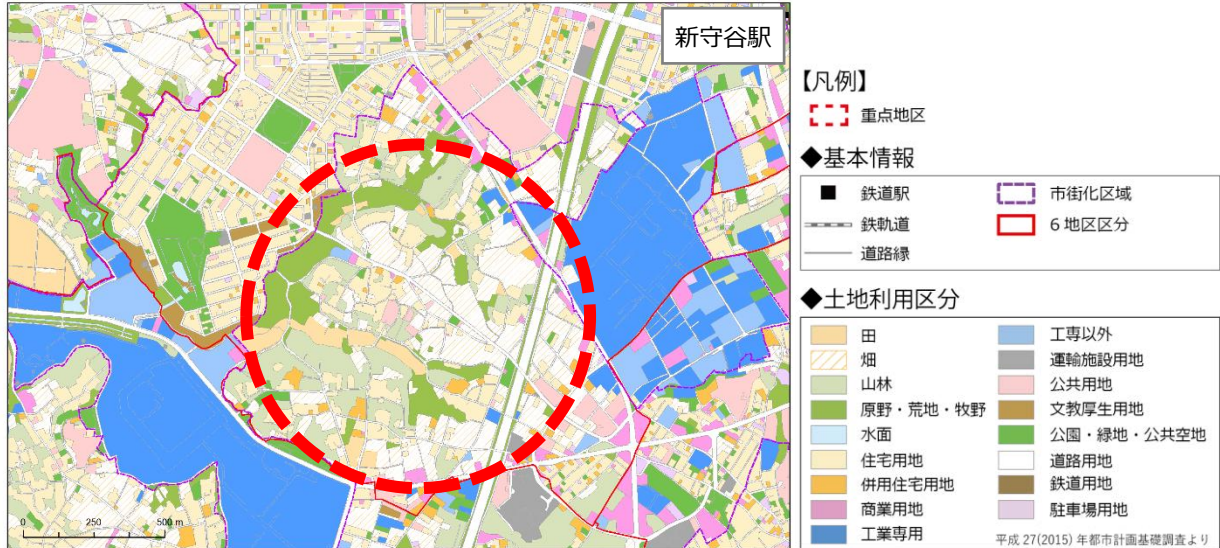


図 6-3 重点地区（立沢一帯地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

「立沢一帯地区」は、谷津や斜面林、屋敷林が豊かな地区であり、農村集落と介在する農地が存在する地区です。また、市民を中心とした里山づくりがさかんな地区となっています。

一方で、耕作放棄地などの休耕地が増加しており、これらの農地活用が課題となっています。

3) 整備の基本方針

立沢地区の整備方針は以下のとおりとします。

緑豊かな立沢里山を中心とした保全と活用による自然環境の継承

- 耕作放棄地を含めた農地の保全と活用を図ります
- 環境学習の場としての活用を図ります
- 保存緑地（未指定区域）の指定推進を図ります

4) 整備の方向性

① 耕作放棄地を含めた農地の保全と活用を図ります

立沢里山の緑豊かな自然環境を将来にわたり継承していくため、特に農村集落内の耕作放棄地などの農地の保全と活用を推進します。

② 環境学習の場としての活用を図ります

立沢里山の会を中心とした環境学習の場づくりを引き続き実施していくことで、立沢里山の自然環境を保全します。

③ 保存緑地（未指定区域）の指定推進を図ります

立沢里山周辺には緑豊かな自然環境を形成している緑地が多く残されているので、保存緑地未指定となっている区域の指定推進を図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	耕作放棄地を含めた農地の保全・活用
2	環境学習の場としての活用

(4) 稲戸井調節池地区

1) 重点地区・重点整備地区の設定

本地区は、利根川の鬼怒川合流点下流左岸に位置しており、運動広場等の機能を備えた公園等への利活用を検討している箇所を含む区域です。この区域を『稲戸井調節池地区』とし、重点地区及び重点整備地区として設定します。

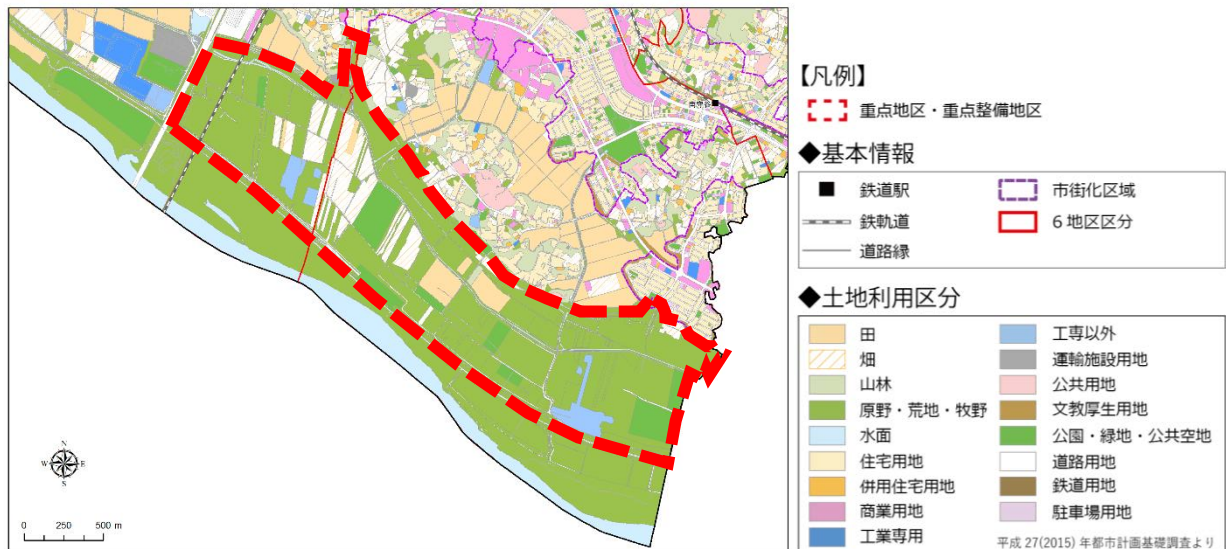


図 6-4 重点地区・重点整備地区（稲戸井調節池地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

本地区は、利根川の調節池として洪水調整機能を有しており、グリーンインフラとしての機能を既に発揮しています。また、湿原・湿性林、草地、水辺など変化に富んだ自然環境が残されている区域です。さらに、周辺ではオオタカ等の猛禽類や湿地環境に生育するナガボノシロワレモコウ（茨城県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）やワタラセツリフネソウ（茨城県レッドリスト情報不足 1 注目種）等が確認されており、貴重な生物の生育・生息地となっています。

また、本市は利根川、鬼怒川、小貝川に三方を囲まれており、過去の災害経験などから防災教育の場としての活用も見込まれます。

さらに、利活用事業によりまとまった広さのオープンスペースの確保が想定されるため、市民の憩いの場としての活用も見込まれます。

これらの活用の場としてふさわしい豊かな緑地空間を形成できるよう、既存緑地の保全及び活用、そして地域と連携した取組が求められます。

3) 整備の基本方針

稲戸井調節池地区の整備方針は以下のとおりとします。

多様な生物と人々がふれあう賑わい・交流の場としての空間の創出

- 豊かな水辺と緑を保全・活用し親水性の向上を図ります
- 多様な生物の生息・生育地としての活用を図ります
- 緑豊かな河川空間を最大限活用し多機能な空間形成を図ります

4) 整備の方向性

① 豊かな水辺と緑を保全・活用し親水性の向上を図ります

市街地内の身近な水辺として、子供や高齢者も安全に水辺に近づけるよう、水と緑をつなぐ散策路や親水空間等を整備し、遊歩道のネットワークづくりや、環境学習としての活用など水辺に親しむことのできる環境を提供します。

また、市民や周辺市町村の人々にとって安全で安心な憩いの場となるよう、転落防止柵などの安全施設等の整備を図ります。

② 多様な生物の生息・生育地としての活用を図ります

多様な生物の生息・生育地である湿原・湿性林、草地、水辺などについて、市民ボランティア団体や地域住民等と連携しながら保全を図ります。

③ 緑豊かな河川空間を最大限活用し多機能な空間形成を図ります

常磐自動車道守谷サービスエリアに近接する約 15ha の区域において、国からの土地の借り受けを予定しており、現在整備予定である水辺に親しむことのできる交流拠点などのオープンスペースを活用することで、地区全体の緑豊かな空間を生かした環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能や景観形成機能等を有する、多機能な空間を創出します。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	多機能拠点としての利活用
2	希少種を含めた生き物の生息環境保全
3	緑の遊歩道のネットワークづくり
4	環境学習の場としての活用
5	斜面林の保全・活用

(5) 守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺 ・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区

1) 重点整備地区の設定

常磐自動車道守谷サービスエリアにおけるスマートインターチェンジの整備に合わせて、新たな守谷市の玄関口としての拠点形成が期待される『守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区』を重点整備地区として設定します。

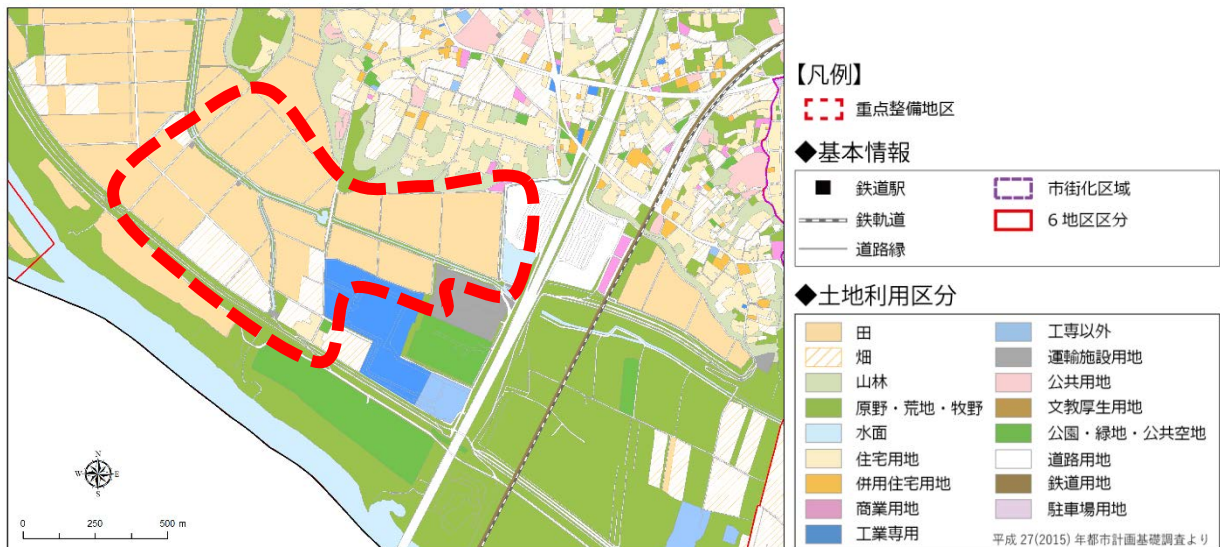


図 6-5 重点整備地区（守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

本地区が位置する大野地区周辺は、農業従事者の高齢化や将来的な後継者不足が懸念されており、現在農地中間管理事業を活用し、農地の集約化を図り有効活用をしている地域です。本地区では守谷サービスエリアと都市計画道路を結ぶスマートインターチェンジの整備予定があり、将来的に交通の利便性が飛躍的に高まることが想定される地域です。

また、本地区は土地区画整理事業予定区域であり、一体的な土地の利活用による地域活性化の効果が期待できます。なお、事業区域については、将来市街化区域への編入を予定しています。

一方で、開発による緑量の減少が懸念されるため、公園・緑地やオープンスペースの整備等により緑化を推進していく必要があります。

3) 整備の基本方針

守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

斜面林や田園風景と調和する緑豊かな複合産業拠点の形成

- 公園・緑地の整備等により緑化推進を図ります
- 市民・行政・民間事業者との協働により緑の保全を図ります

4) 整備の方向性

① 公園・緑地の整備等により緑化推進を図ります

土地区画整理事業にあたっては、田園風景が広がる周辺環境との調和を図りつつ潤いある街並みを創出するために公園・緑地を整備します。

スマートインターチェンジや都市計画道路などの道路構造物については、沿道の緑化推進を図ります。

② 市民・行政の協働により緑の保全を図ります

地区の北側に連なる斜面林等については、保存緑地の指定とともに市所有とすることにより保全を図ります。また、その他の緑地やオープンスペースについては、周辺の田園風景と調和するよう緑地の整備・保全を図ります。

土地区画整理施行者に対しては、事業者に対しカーボン・オフセットの取組について周知することで環境保全への協力を促します。

また、商業・業務施設においては、接道部における魅力ある緑化やプランターによる緑化などの多様な緑化手法の活用に努め、周辺の田園風景や住環境、後背の斜面林などとの調和を図るよう要請します。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	公園，緑地整備による緑化の推進
2	官民連携による緑の保全

(6) 新守谷駅周辺地区

1) 重点整備地区の設定

広域交通網を活かした副次拠点である『新守谷駅周辺地区』を重点整備地区として設定します。

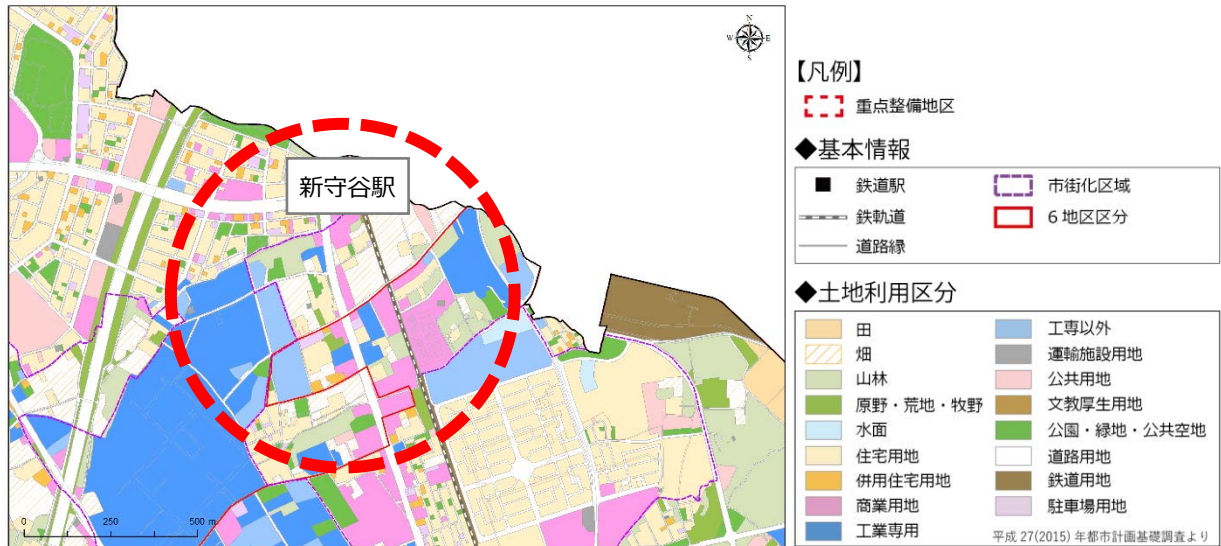


図 6-6 重点整備地区（新守谷駅周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

商業・業務施設や公共施設の集積と良好な居住環境を図るべき拠点として、副次拠点に位置付けられています。また、土地区画整理事業を予定している地区であり、広域交通網の利便性を生かした土地活用、企業誘致が進んでいきます。

これらの事業が進む中、周辺の居住環境との調和、そして居住環境の向上を図ることが課題となっています。

3) 整備の基本方針

新守谷駅周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

産業の集積と良好な居住環境により緑あふれる賑わいのある副次拠点の形成

- 電線類の地中化の推進による景観向上を図ります
- 市街地（住宅・業務地等）の緑化推進を図ります

4) 整備の方向性

① 電線類の地中化の推進による景観向上を図ります

事業実施にあわせ、電線類の地中化による景観向上と空間利用の促進を図ります。

② 市街地（住宅・業務等）の緑化推進を図ります

土地区画管理事業に伴い市街地（住宅・業務等）が形成されるので、緑量の確保のため、緑化推進を図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	電線類の地中化の推進による景観向上
2	市街地(住宅・業務地等)の緑化推進

(7) 守谷駅周辺地区

1) 重点整備地区の設定

市の玄関口である『守谷駅周辺地区』を重点整備地区として設定します。

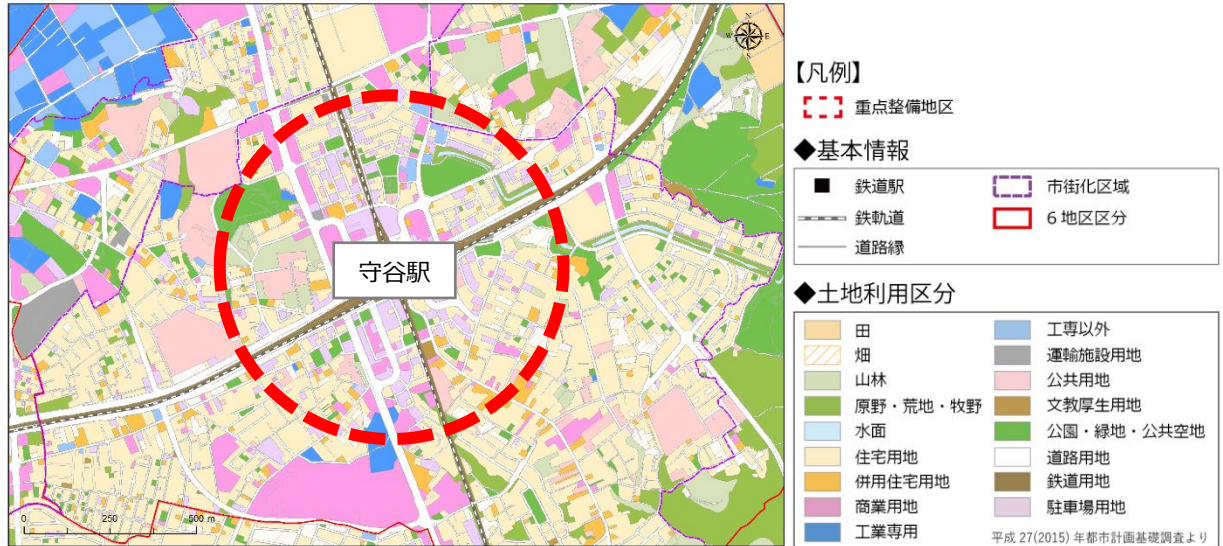


図 6-7 重点整備地区（守谷駅周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

都市拠点である本地区は、市の玄関口であり、広域拠点に位置付けられています。駅周辺及び国道 294 号沿道に市街地が形成されており、つくばエクスプレスの開業や市街地開発、宅地化の進展により人口が増加しています。

また、市全体の人口は令和 17（2035）年まで増加することが想定されるため、まちの更なる発展に向けて、市の玄関口としての緑化推進が課題として挙げられます。

3) 整備の基本方針

守谷駅周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

市の玄関口として活気あふれる中心拠点の形成

- 公園等里親事業による駅前ロータリー等の花壇の管理を行います
- 商業施設・住宅開発時の緑化推進を図ります

4) 整備の方向性

① 公園等里親事業による駅前ロータリー等の花壇の管理を行います

公園等里親事業による駅前ロータリーなどの花壇の管理等により，緑化推進及び市の玄関口としての環境の質の向上を目指します。

② 商業施設・住宅開発時の緑化推進を図ります

本地区周辺において新たに商業施設や住宅などの開発を行う際は，緑量の確保のため，緑化推進を図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において，整備の基本方針，方向性に基づき，下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	公園等里親事業による駅前ロータリー等の花壇の管理
2	商業施設・住宅開発時の緑化推進

第7章

計画の推進

1 計画の成果目標

(1) 成果指標の設定

本計画の施策を実行するにあたり、本計画で掲げる4つの目標に対する成果指標として、緑が持つ機能を定量的に評価可能な指標を設定しました。

これらの成果指標を用い、緑の基本計画及び生物多様性地域戦略の進捗管理を行います。

成果指標は、緑地等の量を表す指標に加え、生物多様性の保全に資する緑を評価するために「都市における生物多様性指標（簡易版）（以下「生物多様性指標」）」に基づき設定しました。「生物多様性指標」は、都市の生物多様性の確保に向けた取組を一層支援することを目的に、都市における生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況について、地方公共団体が把握、評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるツールとなるよう策定されたものです。本計画は生物多様性地域戦略を包含したものであり、生物多様性に配慮し生態系を守ることは、緑の将来像である「守谷の豊かな緑を保全・継承し、さらにグリーンインフラにより、世代を超えて人と緑がつながる、幸福～well being～にあふれるまち」の実現に資することから、本計画の成果指標として採用しました。

なお、将来像の達成度を評価するアウトカム指標は、毎年実施している市民アンケートにおける「自然環境の満足度」及び転入者の「“自然の豊かさ”を理由とした転入者の割合」としました。

表 7-1 緑の目標と成果指標

(現況値：令和2(2020)年度，中間目標値：令和12(2030)年度，将来目標値：令和22(2040)年度)

目標1：緑の保全と活用を通じて、守谷の豊かな緑を次世代へ継承する

【成果指標の考え方】

- ▶ 守谷市は昔から多様な緑を活用したまちづくりが進められてきました。
- ▶ 今後も「緑地・法令により守られる緑地」を現状の水準で維持することを指標とします。

成果指標	指標の説明	現況値	中間目標値	将来目標値	
①緑地面積の割合	市域において確保されている緑地	47.41%	46%	46%	
②法令等で守られている緑地面積の割合	将来にわたって保全される緑地	16.43%	17%	17%	

目標2：新たな魅力的で居心地の良いまちを創出する

【成果指標の考え方】

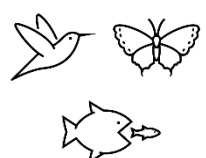
- ▶ 市街地への公園・緑地などの整備や、河川敷の自然災害時の洪水調整活用を進めてきました。
- ▶ 今後も「公園・緑地」の充実と「浸透機能を持つ緑被地」を維持することを指標とします。

成果指標	指標の説明	現況値	中間目標値	将来目標値	
③一人あたり公園・緑地面積	市民の活動の場としての公園・緑地面積	15.68 ㎡/人	18 ㎡/人	18 ㎡/人	
④浸透機能をもつ緑に覆われた面積の割合	市域において雨水の貯留・浸透機能を発揮する緑に覆われた面積	61.08%	61%	61%	

目標3：多様な生物と共存・共生した自然の恵みあふれる持続可能なまちをつくる

【成果指標の考え方】

- ▶ 多様な生物のすみかである生物多様性に配慮しながら、人と生物とが共存・共生してきました。
- ▶ 今後も「豊かな自然」を保全し、「生物多様性保全に関わる取組」を拡充することを指標とします。

成果指標	指標の説明	現況値	中間目標値	将来目標値	
⑤エコロジカルネットワークとして機能する質の高い里山の面積の割合※1	守谷市の特徴である質の高い里山の自然環境が維持されている面積	25.85%	26%	26%	
⑥行政や市民による生物多様性保全に関わる取組数	手引き※2における行政や市民による取組項目全28項目に対する該当数	10項目 (35.7%)	23項目 (82.1%)	28項目 (100%)	

目標4：緑を通じて、人と人とのつながりや幸福～well being～を生み出す

【成果指標の考え方】

- ▶ 自然体験学習や環境保全活動など、各地区で様々な地域活動が行われています。
- ▶ 今後も人と人との繋がりを生む「緑化・保全活動」の活性化を推進することを指標とします。

成果指標	指標の説明	現況値	中間目標値	将来目標値	
⑦自然環境保全に関する活動を行った市民の割合※3	自然環境保全活動の実施状況	13.3%	15%	20%	
⑧緑化等の活動を実施している市民の割合※3	身近な緑化活動の実施状況	38.9%	40%	42%	

※1：国立環境研究所「さとやま指数の算出方法について」を参考にさとやま指数の考え方をもとに算出

※2：国土交通省「都市における生物多様性指標（簡易版）」に基づき成果指標を設定

※3：令和元（2019）年度守谷市まちづくり市民アンケート結果より

緑の将来像：守谷の豊かな緑を保全・継承し、さらにグリーンインフラにより、
世代を超えて人と緑がつながる、幸福～well being～にあふれるまち

【成果指標の考え方】

- ▶各取組や施策を推進し、目標1～4を達成することが緑の将来像の実現に繋がります。
- ▶守谷市の自然環境が市内外に評価され、自然の豊かさが転入のきっかけとなることを指標とします。

成果指標	指標の説明	現況値	中間目標値	将来目標値	
⑨守谷市の自然環境に満足している市民の割合※3	守谷市の自然環境に対する市民の満足度	80.8%	81%	82%	
⑩“自然の豊かさ”を理由とした転入者の割合※3	守谷市への転入の際に自然のあるまちであることを重視した割合(転入5年未満の市民対象)	10.2%	11%	13%	

※1：国立環境研究所「さとやま指数の算出方法について」を参考にさとやま指数の考え方をもとに算出

※2：国土交通省「都市における生物多様性指標（簡易版）」に基づき成果指標を設定

※3：守谷市まちづくり市民アンケート結果より

(2) 成果指標の算出方法

1) 緑の目標1：緑の保全と活用を通じて、守谷の豊かな緑を次世代へ継承する

● 成果指標①：市域に占める緑地面積の割合

市内の公園などの施設等により確保されている緑の面積（緑地）が市域に占める割合を成果指標①として設定します。

現況値は47.41%となります。

これらの緑を確保・維持していくことで、地球温暖化ガスを吸収する効果や周辺温度を下げる冷涼効果などが発揮され、緑からの恵みを今後も継続的に享受することができます。

$$\text{成果指標①} = (\text{緑地の合計面積} / \text{市の行政区域面積}) \times 100$$

● 成果指標②：法令等で守られている緑地面積の割合

法令等により確保・保障されている緑が緑地の合計面積に占める割合を成果指標②として設定します。

現況値は16.43%となります。

対象とする緑は、都市緑地（10.18ha）、生産緑地地区（2.74ha）、地域森林計画対象民有林（192.06ha）、保存緑地（70.48ha）、市民農園（2.53ha）です。

$$\text{成果指標②} = (\text{法令等により確保されている緑地面積} / \text{緑地の合計面積}) \times 100$$

2) 緑の目標2：多様な緑が息づく、グリーンインフラを活用した新たな魅力的なまちを創出する

● 成果指標③：一人当たりの公園・緑地面積

人口一人当たりの都市公園や公共空地などの公園・緑地面積を成果指標③として設定します。

現況値は 15.68 m²/人となります。

$$\text{成果指標③} = \text{公園・緑地面積} / \text{市の人口}$$

● 成果指標④：浸透機能をもつ緑に覆われた面積の割合

守谷に存在する緑の内、地中に雨水が貯留・浸透できる緑が市域に占める割合を成果指標④として設定します。なお、地中に雨水を貯留・浸透できる緑とは、水田や畑、山林、原野、及び池沼を指します。

現況値は 61.08%となります。

$$\text{成果指標④} = (\text{地中に雨水が貯留・浸透可能な緑地面積} / \text{行政区画面積}) \times 100$$

※水田、畑、山林、原野、及び池沼の面積は、地目別面積一覧（令和2年1月1日時点）の面積を用いました。

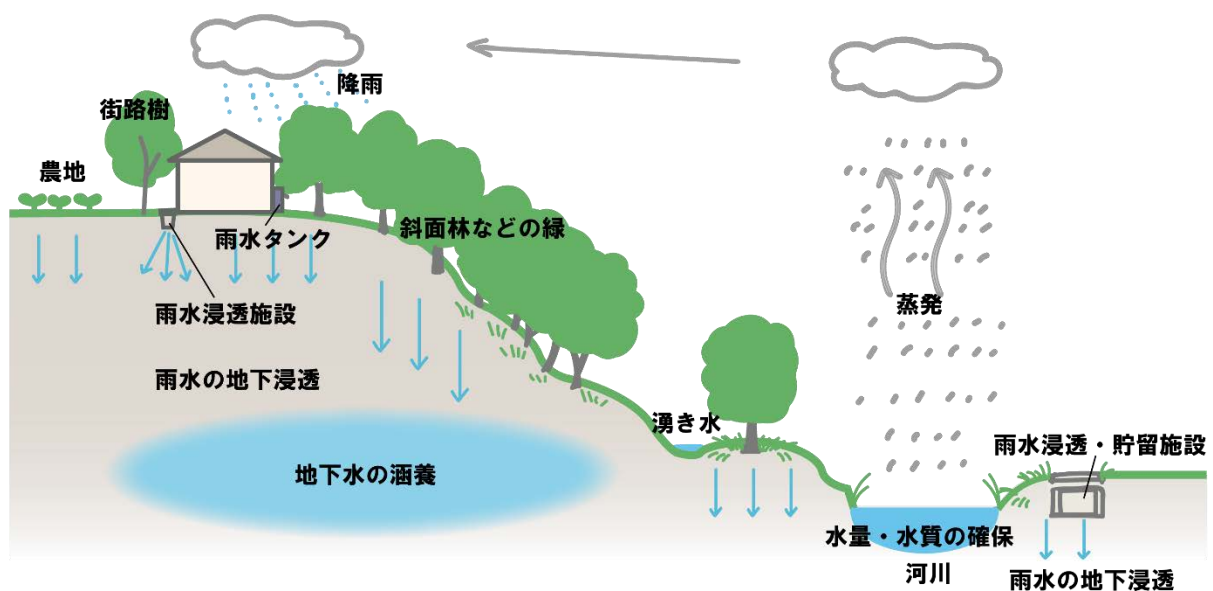


図 7-1 浸透効果のイメージ

3) 緑の目標3：多様な生物と共存・共生した自然の恵みあふれる持続可能なまちをつくる

● 成果指標⑤：エコロジカルネットワークとして機能する質の高い里山の面積の割合

守谷市の優れた自然環境は、水田や畑地、ため池、二次林など多様な土地利用や自然環境で構成される「里山の環境」です。エコロジカルネットワークを形成し、将来にわたって多様な生物と共存・共生をしていくためには、このような里山の環境を維持していくことが必要です。

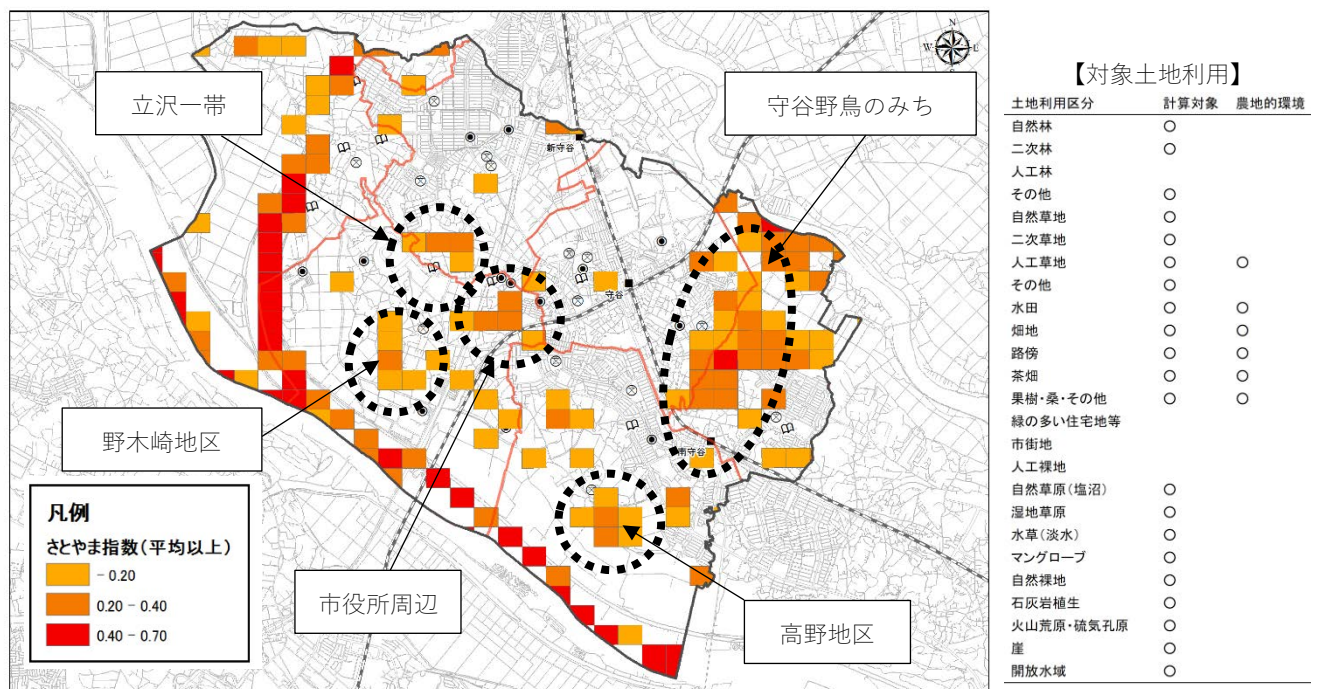
そこで、本成果指標では、水田や畑地、ため池、二次林など、土地の多様度を表す「さとやま指数」を用い評価しました。この指数を用いて「質の高い里山の面積（さとやま指数が市内の平均値以上）」が市域にしめる割合を成果指標⑤として設定しました。

現況値は25.85%となります。

$$\text{成果指標⑤} = \left(\frac{\text{「さとやま指数」が守谷市の平均値（0.089）以上となるメッシュの合計面積}}{\text{市域面積}} \right) \times 100$$

※さとやま指数は、国立環境研究所の「さとやま指数の算出方法について」を参考に算出し、算出には植生図をもとに算出しました。

※市内の平均値以上の「さとやま指数」を持つ、優れた里山環境の地域は図7-1に示すとおりです。守谷野鳥のみち、市役所周辺、立沢一帯、野木崎地区、高野地区や河川沿いがとても優れた里山環境です。



※さとやま指数 = $SDI \times (1 - \text{pagri})$ <pagri: 農業的土地利用の割合 SDI: シンプソンの多様度指数>

図 7-2 本市における優れた里山の環境が見られる地域（平均値以上の地域）

● 成果指標⑥：行政や市民による生物多様性保全に関わる取組数

国土交通省「都市における生物多様性指標（簡易版）」における、行政や市民による取組項目全 28 項目に対する該当数を指標として設定しました。

全 28 項目のうち、行政の生物多様性への取組状況を評価する項目が 14 項目、行政計画への住民等の参加状況を評価する項目が 8 項目、動植物種の状況を評価する項目が 6 項目となっています。

なお、中間目標値については、本計画の策定及び PDCA による進行管理、事業評価により概ね 10 年間での達成が見込まれる項目について該当することを目標とし、その他の項目については 20 年後の将来目標とし設定しました。

現況値は 10 項目となります。

表 2 行政の生物多様性への取組状況の評価項目

No.	評価項目	現況	中間	将来
1	緑被地・水面等の分布状況または動植物の生息・生育状況等に関する調査を独自に実施しているか。	×	×	○
2	生態系の保全や動植物種等の保護のための法令の規制等の状況やエコロジカルネットワークの形成を図っていく上で関連する計画・事業等を調査しているか。	×	○	○
3	動植物の生息地または生育地となる緑被地・水面等を、地形、推計、植生等の特性、生息・生育する動植物の特性、法令の規制等による緑地の担保性等からエコロジカルネットワークの構成要素として評価しているか。	×	○	○
4	生物多様性の確保に関する目標を位置付けているか。	×	○	○
5	生物多様性の確保のためのエコロジカルネットワークの形成方針、緑地の配置方針を位置付けているか。	×	○	○
6	エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の保全・再生・創出に関する施策を 1 つ以上位置付けているか。	○	○	○
7	エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の管理・活用に関する施策を 1 つ以上設けているか。	○	○	○
8	都市の生物多様性の確保に関する No.1～7 の施策を 1 つ以上位置付けているか。	○	○	○
9	都市の生物多様性に関する他の計画との整合が図られているか。	×	○	○
10	施策の実施に必要な予算を確保し、施策を実施しているか。	×	○	○
11	施策実施状況を把握しているか。	×	○	○
12	施策効果を把握し、その点検・評価を行っているか。	×	○	○
13	施策の実施・点検・評価に際し、他部局との間で連携を図る仕組みがあるか。	×	○	○
14	施策の点検・評価結果を計画・施策に反映しているか。	×	○	○
該当項目数計		3	13	14

表 3 行政計画への住民等の参加状況の評価項目

No.	評価項目	現況	中間	将来
1	住民等の意見を計画に反映しうる取組を実施しているか。	○	○	○
2	住民等への計画の公表等，広報・普及啓発活動を実施しているか。	○	○	○
3	NPO，住民，事業者等の多様な主体と連携し，動物の生息または生息地となる緑地等の保全・再生・創出及び管理を行っているか。	○	○	○
4	NPO，住民，事業者等の多様な主体と連携し，外来生物の防除や，在来種の保全に関する取組を行っているか。	○	○	○
5	計画に基づき，生物多様性に配慮した緑化方法等の住民等への周知等生物多様性に関する普及啓発の施策を実施しているか。	×	○	○
6	計画に基づき，生物多様性に関する環境教育の施策を実施しているか。	×	○	○
7	NPO，住民，企業等の事業者，教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し，継続的に施策の実施状況を把握し，施策効果の点検・評価を行っているか。	×	○	○
8	住民等との共同による施策の点検・評価結果を計画・施策に反映しているか。	×	×	○
該当項目数計		4	7	8

表 7-4 動植物種の状況の評価項目

No.	評価項目	現況	中間	将来
1	都市に生息・生育する動植物の種数の関する調査の実施	○	○	○
2	調査の継続的な実施	○	○	○
3	調査の定期的な実施（調査の実施頻度）	×	×	○
4	調査の調査地域の固定	×	×	○
5	調査の対象となっている動植物種の固定	×	×	○
6	動植物の観察，計測方法等の資料の記録保管	○	○	○
該当項目数計		3	3	6

4) 緑の目標4：緑を通じて、人と人とのつながりや幸福～well being～を生み出す

● 成果指標⑦：自然環境保全に関する活動を行った市民の割合

守谷市まちづくり市民アンケートの結果より、自然環境保全に関する活動を行ったと回答した市民の割合を算出し、成果指標として設定しました。

現況値は 13.3%となります。

成果指標⑦	現況値	中間目標値	将来目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
自然環境保全に関する活動を行った市民の割合	13.3%	15%	20%

● 成果指標⑧：緑化等の活動を実施している市民の割合

守谷市まちづくり市民アンケートの結果より、身近な緑化活動を実施していると回答した市民の割合を算出し、成果指標として設定しました。

現況値は 38.9%となります。

成果指標⑧	現況値	中間目標値	将来目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
緑化等の活動を実施している市民の割合	38.9%	40%	42%

5) 緑の将来像の達成を評価するアウトカム指標

● 成果指標⑨：守谷市の自然環境に満足している市民の割合

守谷市まちづくり市民アンケートの結果より、守谷市の自然環境に満足している市民の割合を算出し、成果指標として設定しました。

現況値は 80.8%となります。

成果指標⑦	現況値	中間目標値	将来目標値
	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
守谷市の自然環境に満足している市民の割合	80.8%	81%	82%

● 成果指標⑩：“自然の豊かさ”を理由とした転入者の割合

守谷市まちづくり市民アンケートの結果より、“自然の豊かさ”を理由とした転入者の割合を算出し、成果指標として設定しました。

現況値は 10.2%となります。

成果指標⑧	現況値	中間目標値	将来目標値
	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
“自然の豊かさ”を理由とした転入者の割合	10.2%	11%	13%

2 計画の進行管理

本計画の施策を実行するにあたり、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（効果検証）、ACTION（改善）のPDCAサイクルに基づき行います。

また、毎年実施の事務事業評価にて施策状況の把握を行うとともに、計画期間の20年を概ね5ヶ年ごとに、関係機関や守谷市景観審議会と連携を図り段階的に計画の進行管理を行います。

PLAN（計画）

緑の基本計画における施策の事業計画を立案します。

DO（実施）

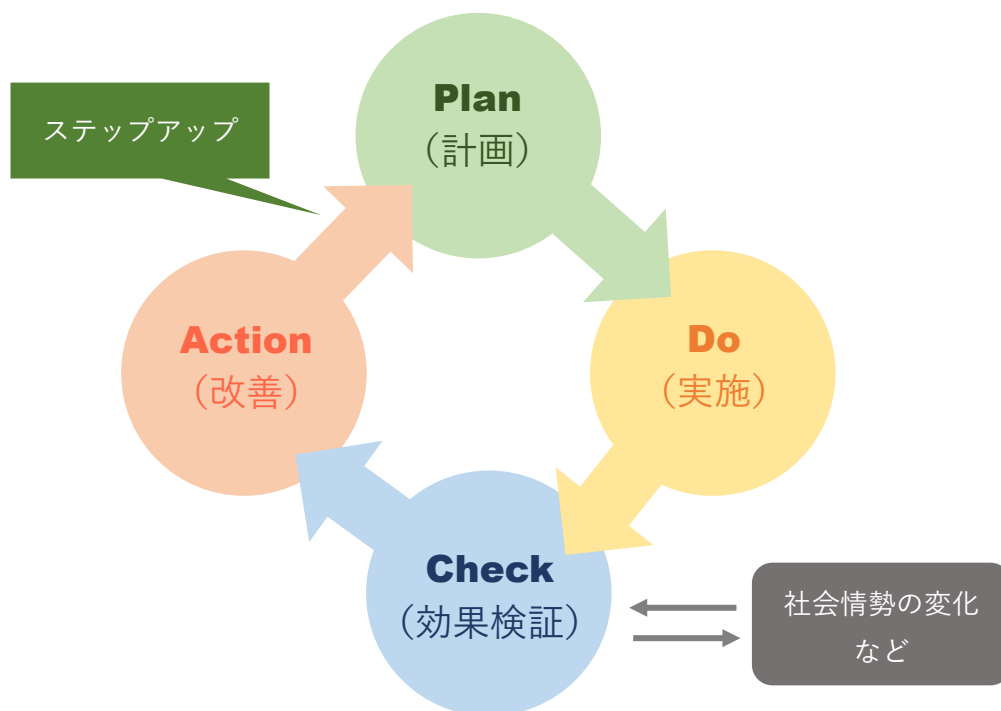
事業計画等に基づき施策の実施や各主体の協働による取組を行います。

CHECK（効果検証）

成果指標等を用いた計画の進捗状況の把握や問題・課題の把握・整理を行います。

ACTION（改善）

効果検証により課題等が生じた場合、要因分析と合わせて推進施策の見直しや新規施策の立案等を行い、計画の改善を図ります。



參考資料

1 上位・関連計画における緑の整理

本市の上位計画や関連計画において、緑に関連する将来像や基本方針、施策・事業などが示されています。これらの記載内容との整合を図りながら本計画を策定しました。

上位・関連計画	緑に関する記載内容（抜粋）
①第二次守谷市総合計画 (平成 24(2012)年 3 月)	【基本理念】～緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや～ 【まちづくりの基本姿勢】 ●緑をつなぐまちづくり これまで、人の暮らしとの関わりの中で、大切に守り育てられてきた豊かな自然を引き継ぎ、誰もが環境と調和した潤いと安らぎのある生活を送ることができ、この良好な環境と暮らしを次の世代につなぐまちづくりを進めます。 【緑に関する施策・事業】 ●生活環境の保全：環境保全活動の推進 ●緑を生かした景観の形成：緑地の保全、公園・街路樹等の維持管理
②守谷市国土強靱化計画 (令和 2(2020)年 4 月)	【事前に備えるべき目標】 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】 ●2[1-2]異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 ●3[1-3]土砂災害等による多数の死傷者の発生 ●4[1-4]情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
③第二次守谷市国土利用計画 (平成 24(2012)年 3 月)	【土地利用の基本方針】 今後も、守谷市の原風景である斜面林や水辺の緑、豊かな実りと良好な景観をもたらす農地を保全し、次の世代に継承していきます。 【土地利用構想】 ●農業系エリア 農地が持つ農業生産基盤としての本来の役割のほか、景観形成等の緑地機能を十分に発揮できるよう、農地の保全と利用促進を図り、生産性の向上に努めます。 ●公園系エリア・緑地系エリア 公園・緑地が持つ環境保全機能や防災機能、レクリエーション機能や景観形成機能等の向上を目指し、適切な保全・管理とその活用にあつめます。
④守谷市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 2(2020)年 3 月)	【展開施策】 ① 「住みたい理想のまち」を創る 具体的な取組例：守谷駅東口市有地の有効活用 ② 魅力ある付加価値を創る ■自然・緑との共生 都心にはない自然・緑と共生した環境を守り、育むため、遊休農地等を活用した里山環境の構築や河川環境を生かした「潤い」のある憩いの場の創出等に取り組めます。 <具体的な取組例> ・守谷城址・愛宕谷津周辺（野鳥の森）の拡充・活用 ・緑地の維持・保全

上位・関連計画	緑に関する記載内容（抜粋）
⑤守谷市都市計画 マスタープラン (令和 2(2020)年 3 月)	【将来都市像】 ”緑きらめく大地で人々がふれあい、幸せに暮らし続けるまち” 【都市づくりの基本理念】 1.水と緑の環境，豊かな歴史・風土を残し，生かして，次の世代に継承する 2.美しく相互に調和の取れた都市景観・街並みを形成する 5.市民・事業者・行政による「協働のまちづくり」を推進する 【SDGs との接点】 【土地利用基本方針】 ●水と緑の環境と豊かな歴史風土を残し生かすこと ●誰もが快適で住みやすい都市機能・都市空間をつくること 【自然環境の保全と公園緑地の整備の方針】 水と緑の豊かな歴史風土を次世代に継承し，低炭素型都市構造を構築するために，「緑の基本計画」に基づき，市民・事業者・行政の協働により，都市の緑を守り育み，市民が憩える自然とふれあう場をつくります。 多様でしなやかな自然の機能や仕組みを活用した豊かな社会を目指す「グリーンインフラ」の考え方にに基づき，緑化・緑地保全を組み込んだ計画的なまちづくりを進めます。 【景観形成の基本方針】 まちスケールの方針『豊かな緑で囲まれる生活圏の景観形成』 緑の環境を都市空間として積極的に位置づけ，一団の都市的土地利用ゾーン（生活圏）は緑によって空間の単位が形づくられるという，「守谷らしさ」の形成を図ります。
⑥守谷市立地適正化計画 (令和 2(2020)年 3 月)	【まちづくりの基本方針】 ●住環境の維持・再生のよる既存住宅市街地の活性化 ・緑豊かなゆとりある住環境の形成 【SDGs の達成に向けて】
⑦守谷市公共施設等 総合管理計画 (平成 28(2016)年 2 月)	【管理に関する基本方針と今後の方向性】 ●公園 市内には，昭和 57 年度以降に開設された公園が多く，遊具やベンチの更新及び修繕が多くなっています。修繕に当たっては，バリアフリー化を図っています。今後も計画的に修繕を行い，市民の憩いの場として，安全に利用できるよう管理します。 また，樹木の剪定や除草については，なるべく多くの公園で市民との協働による管理ができるよう取り組みます。

上位・関連計画	緑に関する記載内容（抜粋）
⑧第二次守谷市環境基本計画 (平成 28(2016)年 8 月)	【守谷市が目指す望ましい環境像】 『豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや』 基本目標：豊かな自然の恵みを守りながら活用します ●取組 1：残された緑を守り，豊かな自然環境を保つ 市内には，動植物の貴重な生息・生育環境となっている豊かな自然環境が今なお残されていることから，これらの管理・保全に引き続き取り組みます。また，環境にやさしい新エネルギーを暮らしの中に活用していく取組などを進めます。
⑨守谷市景観計画 (平成 24(2012)年 12 月)	【緑化の推進】 緑は，守谷の景観を形成する重要な要素であり，緑の保全と緑化の推進は，良好な景観形成を図るうえで，欠かすことができないものです。本市の恵まれた緑の保全，活用や新たな緑の創出など，市民・事業者・行政がそれぞれの立場から取り組み，あるいは互いに協働していくことが必要です。 【要素区分による方針】 ●河川 ・緑の育成等による緑取りの景観を積極的につくる。 ●緑地 ・斜面林，樹林の活用・維持・保全を図る。 ・既存の緑との連続性に配慮し，一体的な景観形成を図る。 ・大規模開発等に対する斜面林の保全を図る。 ●農地 ・農地等の保全を図り，ゆとりと潤いのある農地景観，田園景観の形成を図る。 ・農地を活かした景観形成を図る。 ●住宅地 ・緑豊かな環境を積極的に位置づけ，緑によって空間の単位が形づくられるという，守谷らしい緑豊かな景観形成を図る。 ・生垣や花壇などによる植栽により，緑豊かな潤いのある住宅地の景観形成を図る。 ●工業地 ・敷地内緑化や接道部の緑化・修景を図り，親しみが感じられる景観の形成を図る。 ●道路 ・道路空間をやわらげる沿道緑化などを推進する。 ・植栽帯の形成や街路樹の樹種選定等により，まちに季節感を演出する。

2 生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑

なぜ生物多様性への配慮が必要なのか？

生物多様性とは、全ての生物の間に違いがあることを指します。

地球上には個性豊かな様々な生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や地域環境の維持など、様々な恩恵を受けることができます。しかし、私たち人類が行ってきた開発などによって生態系の破壊が進み、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。

また、生物多様性は山や海や森などが注目されやすいですが、都市においても重要な役割を果たしています。

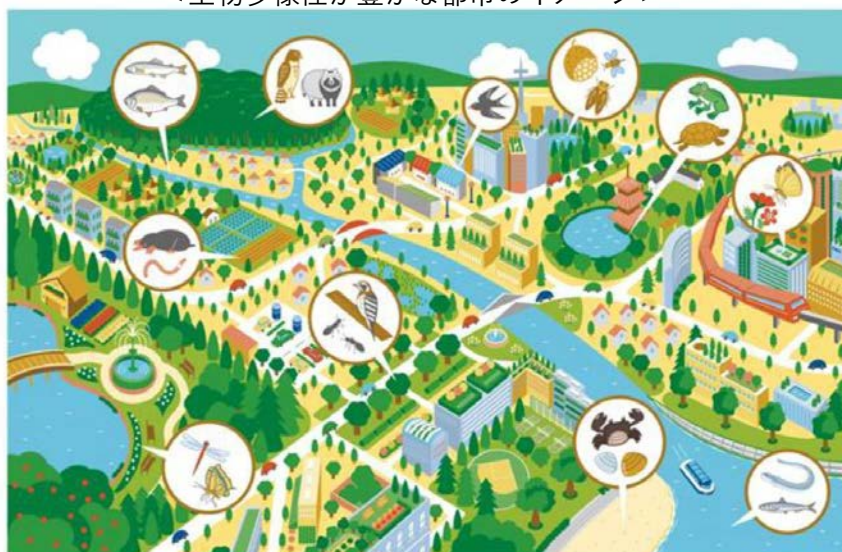
◆都市の生物多様性の機能◆

- 水や大気の浄化、微気候などの環境改善機能
- 地域の子供達に生き物とふれあう機会を提供することによる環境教育の推進
- 地域の特徴となる自然とのふれあいにより地域への愛着を育み、地域の文化形成に寄与

本市の豊かな自然環境は、市民の皆様からの評価も高く、守谷の自然に魅力を感じ転入してきたという声も聞きます。しかし、この豊かで緑あふれるまちなみは、放っておいても続いていくものではありません。市民一人ひとりの手で古くから守り育ててきたからこそ維持されているのです。この住みやすく緑あふれる景観は、大気や水や土、森などのそれぞれの場で生息・生育する生物と、その生物種の間でつくられている多様な生態系の姿なのです。さらにこれらは、酸素や土、食料など私たちが生きるために必要な恵みも提供してくれるのです。

これらの生態系を守ること、すなわち生物多様性への配慮をすることで、緑の多様な機能が最大限発揮され、人と生物が共存・共生可能となり、豊かで快適なまちが将来にわたり続いていきます。

<生物多様性が豊かな都市のイメージ>



出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課
<https://www.mlit.go.jp/common/001231886.pdf>

守谷市におけるグリーンインフラとはなにか？

■グリーンインフラとは？

グリーンインフラと聞くと、緑や自然をたくさん使った道路などのインフラ整備といったぼんやりとしたイメージを持たれている方が多いのではないのでしょうか。

グリーンインフラとは、自然を地域の大切な資源として捉え直し、自然の恵みを活用して、社会の課題解決や豊かさの創造につなげる、古くて新しい考え方です。

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、

自然の多様な機能や仕組みを活用した社会資源や防災、国土管理の概念のことです。

Green = 生態系サービス, 自然の恵み Infrastructure = 国土, 社会システム

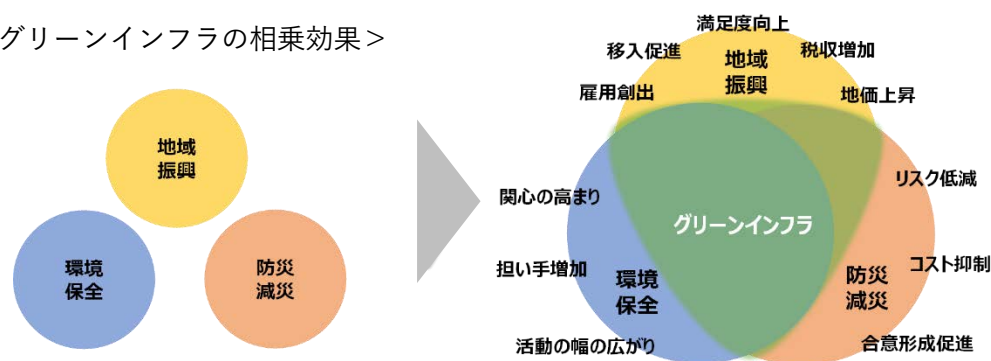
グリーンインフラでは環境保全は目的ではなく手段となり、インフラに多機能性を付加することで暮らしを豊かにします。

例えば、湿原を復元することで、治水・防災機能を持たせるとともに教育・レクリエーションへの活用や地域文化の継承を図り、地域コミュニティの一拠点を形成することができるのです。

■グリーンインフラの効果は？

グリーンインフラでは、自然の多様な機能を賢く活用することで様々な相乗効果が生じます。これは自治体が自主的かつ選択的に推進するSDGs※への取組にも共通するものであり、長期的には持続可能な社会の実現につなげていくことができます。

<グリーンインフラの相乗効果>



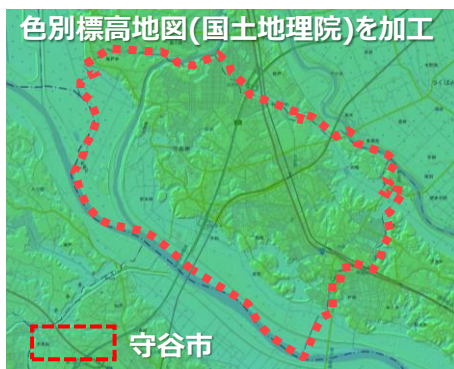
※SDGs（Sustainable Development Goals）とは、

2015年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のことです。



■守谷にはグリーンインフラのポテンシャルがある

本市は、利根川・鬼怒川・小貝川に囲まれた元来の地形を生かした都市構造となっており、河岸の台地上に市街地が立地した、災害リスクが低く安全なまちです。そして、豊かな自然を残しながら、東京都心へ約 40 分でアクセス可能な地理的優位性を有しています。



自然地形を生かした土地利用であり
自然と共存可能な都市構造を有する。

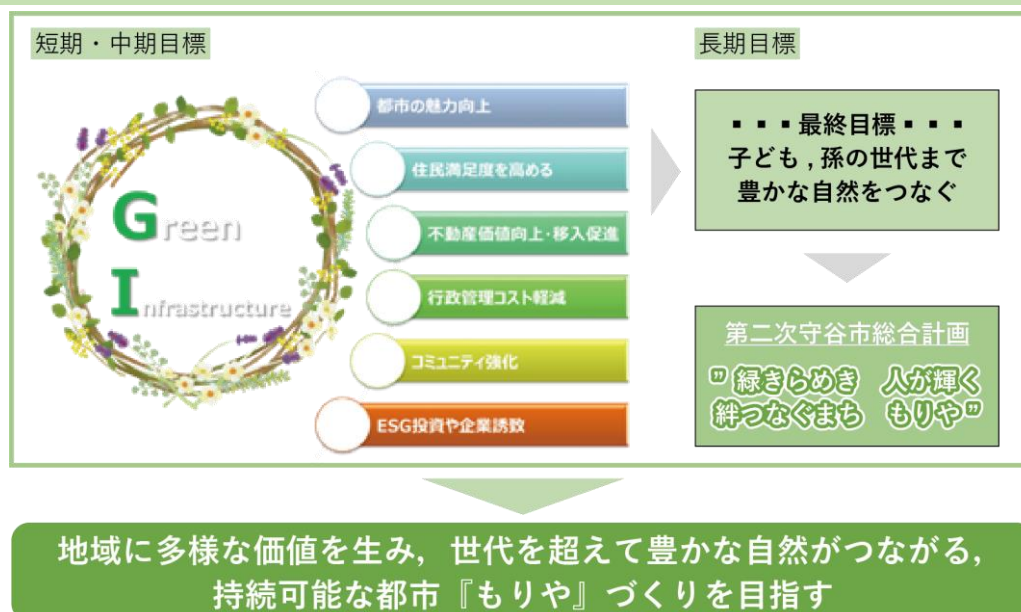


古くからの関東平野の美しい里山環境が
今も市内に多く残されている。

■守谷市におけるグリーンインフラの推進

本市は 2017 年に全国初のグリーンインフラに関する官民包括連携協定を締結（株式会社福山コンサルタント：平成 29 年 11 月 28 日）し、守谷のグリーンインフラのポテンシャルを生かしたグリーンインフラの推進をスタートしました。長期目標として『子ども、孫の世代まで豊かな自然をつなぐ』を掲げており、これらが最終的に、守谷市の最上位計画である第二次守谷市総合計画における将来像の実現につなげていくことを目的としています。

緑の基本計画において、守谷の豊かな自然環境を地域の大切な資源として捉え直し、この多様な価値を見出し活用することで、持続可能なまちづくりに繋げていきます。



■守谷市におけるグリーンインフラの取組

本市では、グリーンインフラ推進に関する官民連携の協議会や市内横断的なメンバーでの検討会を中心に様々な取組を行っています。

そして、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（国土交通省主幹）が主催する第1回グリーンインフラ大賞において、本市におけるグリーンインフラの取組事例「茨城縁守谷市における官民連携による戦略的グリーンインフラの推進」が**第1回グリーンインフラ大賞「国土交通大臣賞（生活空間部門）」を受賞**しました。

[ハード系施策]

●守谷野鳥のみち

- 地域主導で1kmの木道を整備
- 従来の考え方である環境保全の取組を引き続き推進
- グリーンインフラの考え方で、地域振興・防災減災・環境保全の多様な活用につなげていく

●稲戸井調節池利活用

- 国土交通省が整備している調節池の一部を市が借り受け、市民の憩いの場としての利活用を検討中



▲守谷野鳥のみち

[ソフト系施策]

●Moriya いきもの調査隊：Morinfo を活用したいきもの調査

- 市民生活総合支援アプリ『Morinfo』を活用
- 市内のいきものや自然散策路の情報を、アプリ利用者が参加型で提供
- ねらい
 - ・ 四季を感じてまちを楽しむ
 - ・ 生活の質（QOL）の向上
 - ・ 守谷いきものマップを作成



●Moriya Green Beer：ビール＆グリーンインフラ資金づくり

- 守谷市内で育てたホップを使用して、ビールを醸造販売しました
- ホップはグリーンカーテンとしても活用され、売上はグリーンインフラの資金となります



MORIYA GREEN BEERの仕組み



その他にも、

- 環境学習・リース作り
- 大規模市民アンケート
- 社会実験マルシェでの
フューチャーデザインワークショップ開催
- スマートフォンGPSスタンプによる
エコハイクラリー など、様々な取組を実施しています！

3 前計画に基づく取組状況（再掲）

前計画は、3つの基本方針に25の基本的な施策が位置付けられており、そのうち24施策が実施、1施策が一部実施となっています。また、重点的・総合的な施策の推進の9つの施策のうち、8施策が実施、1施策が一部実施となっています。

「守谷らしい緑を保全・活用・創出する」方針については、保存緑地指定の推進、斜面林の買収による保全、街路樹の整備などを行いました。また、森林整備区域、農業振興地域・農用地区域の指定と市民農園2箇所の整備、社寺林の保存緑地としての指定などを行いました。

「彩豊かな緑の街並み・道すじをつくる」方針については、公園のバリアフリー化や防災に係る整備、学校での体験学習などの実施、公共公益施設での緑化に加え、各種協定による緑化を推進しました。

「緑が輝くまちづくりを進める」方針については、募金活動や保存緑地・保存樹木の周知活動、公園等里親事業を推進するとともに、Moriya いきもの調査隊や Moriya いきものコンテスト実施、グリーンインフラの取組の一環としてグリーンカーテンのホップのつるを使ったリースづくり体験や「MORIYA GREEN BEER」の醸造販売も行いました。

また、重点地区として稲戸井調節池の利活用検討、守谷市役所庁舎周辺での花壇や植栽柵の整備・管理、守谷城址公園・守谷野鳥のみちの整備などを行いました。

なお、守谷城址公園・守谷野鳥のみちの整備にあたっては、土地所有者の協力により無事、整備することができました。

表 1 前計画の施策実施状況

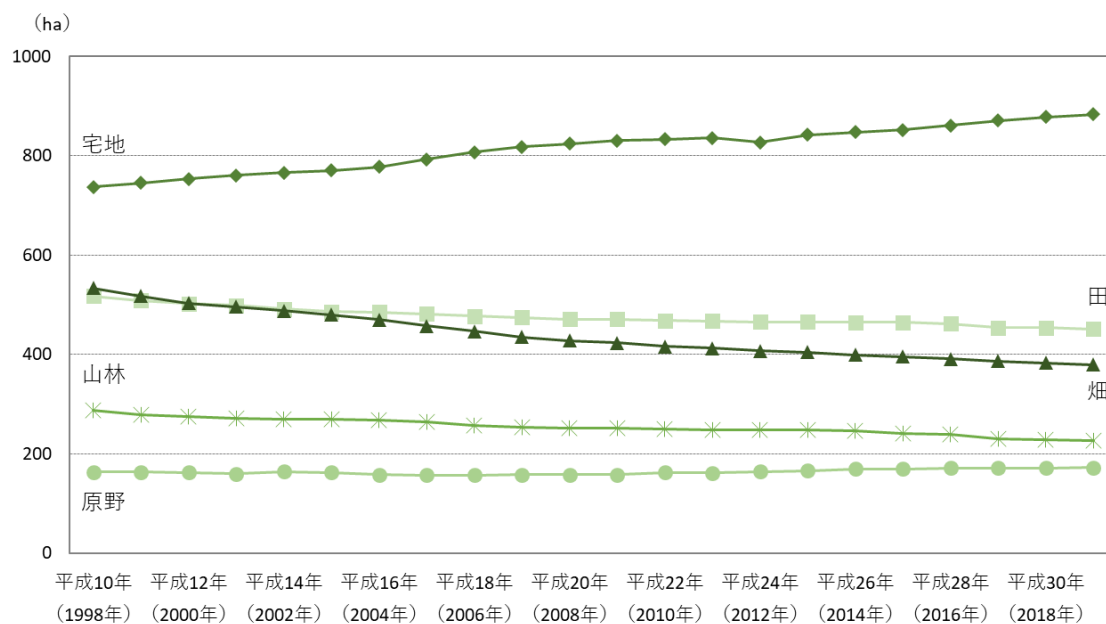
現行計画における計画の体系	実施	一部実施	計
基本方針 1 「守谷らしい緑を保全・活用・創出する」	6	0	6
■ 緑の骨格を強化する	3	0	3
・ 河川の緑の保全と活用 <実施> ・ 斜面林の保全と活用 <実施> ・ 緑の都市軸づくり <実施>			
■ 守谷らしい豊かな緑を守り育てる	3	0	3
・ 平地林・屋敷林などの保全と活用 <実施> ・ 社寺林の保全と活用 <実施> ・ 農地の保全と活用 <実施>			
基本方針 2 「彩豊かな緑の街並み・道すじをつくる」	11	0	11
■ 身近な緑のオープンスペースの整備を推進する	3	0	3
・ 身近な公園や緑地の整備 <実施> ・ ニーズに応じた公園や緑地の充実 <実施> ・ 学校を活かした緑の整備 <実施>			
■ 緑が香る街並みをつくる	4	0	4
・ 公共公益施設の緑化推進 <実施> ・ 住宅地の緑化推進 <実施> ・ 工業地・商業地の緑化推進 <実施> ・ 緑化指導の充実 <実施>			
■ 緑にふれあう道すじをつくる	4	0	4
・ 街路・駅前の緑化推進 <実施> ・ 水路の緑化推進 <実施> ・ 遊歩道・サイクリングロードの整備 <実施> ・ 高速道路周辺の緑化推進 <実施>			
基本方針 3 「緑が輝くまちづくりを進める」	7	1	8
■ 緑を大切にする意識を育てる	2	1	3
・ 緑の広報活動の推進 <実施> ・ 緑のイベントの開催 <実施> ・ 緑のまちづくりに貢献した活動の表彰 <一部実施>			
■ 緑に学び、緑を育てる活動を広げる	2	0	2
・ 緑に学ぶプログラムづくり <実施> ・ 緑を守り、つくり、育てる活動の推進 <実施>			
■ 緑のまちづくりを支える仕組みを充実する	3	0	3
・ 緑のまちづくりの体制づくり <実施> ・ 緑のまちづくり制度の充実 <実施> ・ 緑のリサイクルの推進 <実施>			
■ 重点的・総合的な施策の推進 「特徴ある緑を保全・創出する」	8	1	9
■ 優れた自然・歴史・文化にふれる緑の拠点づくり	4	0	4
・ 稲戸井調節池 <実施> ・ 守谷市役所庁舎周辺 <実施> ・ 守谷城址公園・愛宕谷津一帯 <実施> ・ 立沢一帯 <実施>			
■ 緑化重点地区の整備	4	1	5
・ 平地林・屋敷林や農地などの緑の保全と活用の重点的に推進する <一部実施> ・ 公園や緑地などのオープンスペースの整備を積極的に推進する <実施> ・ 誰もが安全で快適に歩くことができる緑の道づくりを推進する <実施> ・ 公共公益施設や民有地においては、緑を多く感じさせるよう、効果的な緑化の推進を図る <実施> ・ 駅周辺や幹線道路沿道などにおいては、商業・業務施設の景観に配慮した質の高い緑化の推進を図る <実施>			
計	32	2	34

4 守谷市の概況

(1) 土地利用

本市の土地利用の推移は、田・畑や山林は年々減少し、宅地は増加する傾向が続いています。この20年間では、田・畑は合わせて約200ha、山林は約60ha減少し、一方で宅地は約140ha増加しています。

田を中心とした農地は鬼怒川右岸や小貝排水路兩岸、野木崎地区・高野地区に広がり、畑を中心とした農地は主に台地上に分布しています。



出典：統計もりや

図 1 地目別土地利用面積の推移

(2) 生物の生息・生育環境の現況

■守谷市の植生

本市の植生図をみると、市街地の縁辺部に緑の多い住宅地と畑雑草群落が位置しており、クヌギ-コナラ群集、シイ・カシ二次林、さらにケヤキ-シラカシ群集などで構成されています。

市内にはシイ、カシ、クロマツなどの暖帯林が多く生育しており、市内の社寺にはマツ、サクラ、カシ、ケヤキ、イチヨウ、スギなどが見られます。

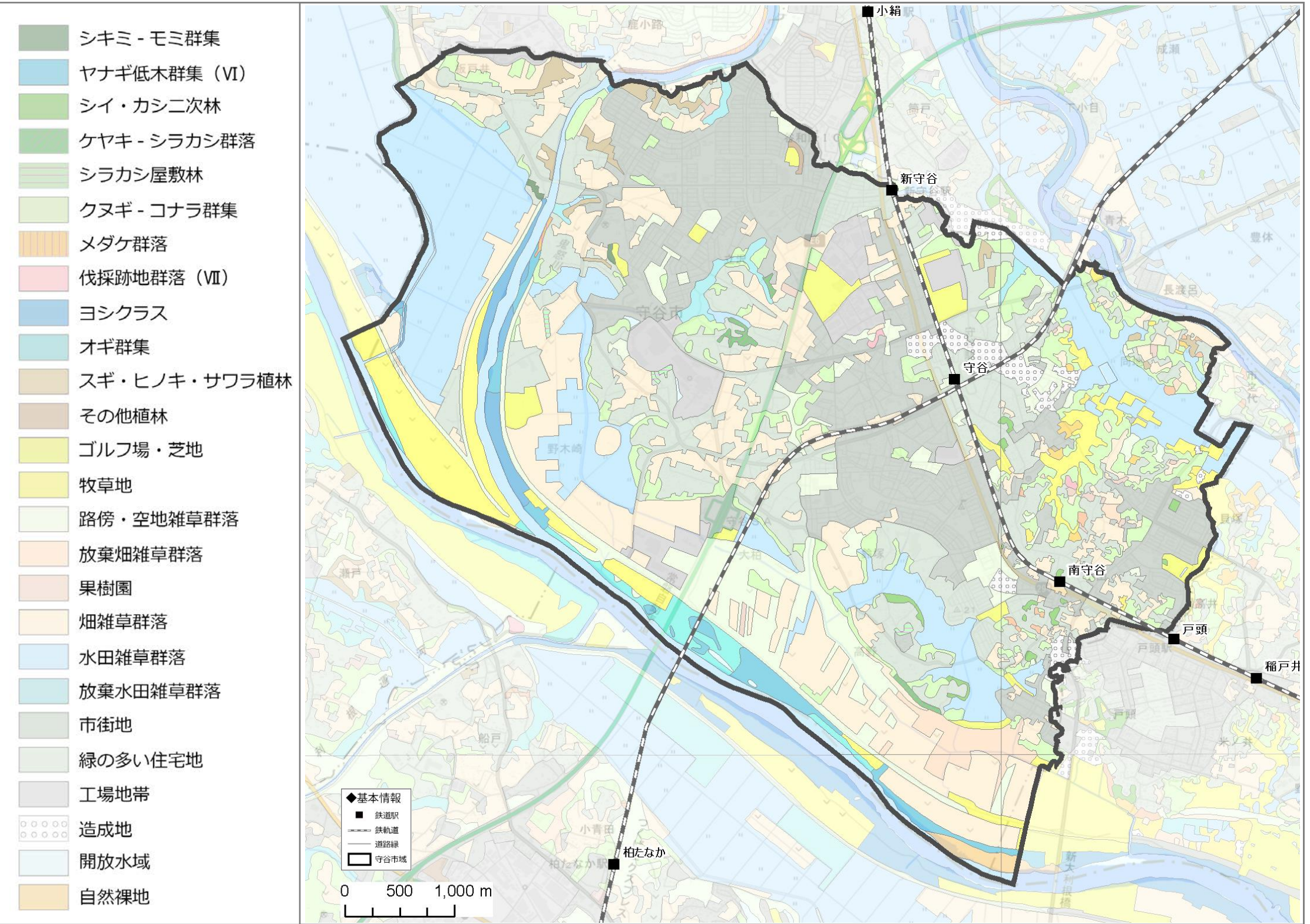
かつては社寺や民家には数百年の樹齢を数える巨木も見られましたが、その多くが現存していません。

なお、守谷駅北側の旧銚子街道沿いにかつて守谷藩によって植栽された松並木は、現在その一部が区画整理事業により公園内に残されています。

また、12月から2月にかけて吹く冷たい北西の季節風や5月から8月にかけて北東風の風が比較的多いことから、これらの季節風を防ぐため家屋の北側にカシ、ケヤキ、シイなどの屋敷林を植えている農家が見られるのも特徴的です。

水辺の植生については、市の北部を流れる小貝川畔には、ヨシ、オギ、ハンノキ、タチヤナギ、アカメヤナギ、オオイヌノフグリなどが見られます。

また、利根川の河岸はヨシクラス、オギ群集となっており、利根川の堤防及び原野には、カサスゲ、ヨシ、マコモ、ヤナギ、セイタカアワダチソウ、オギ、ハンノキ、クワなどが群生しています。



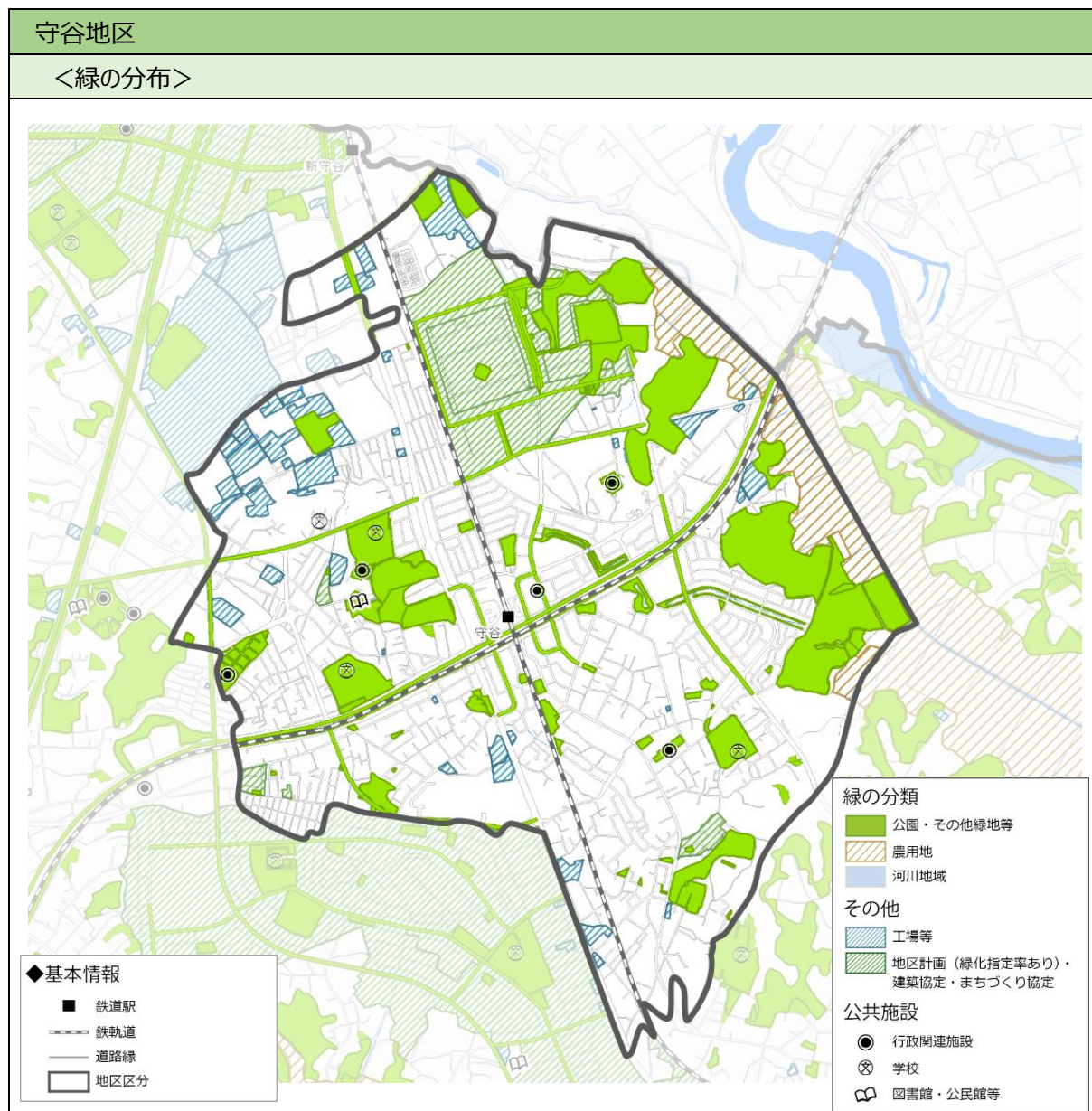
出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万現存植生図」
平成11(1999)年～16(2005)年・平成17(2006)年～ 環境省自然環境局生物多様性センター

図2 守谷市植生図

5 地区別にみた緑の現況

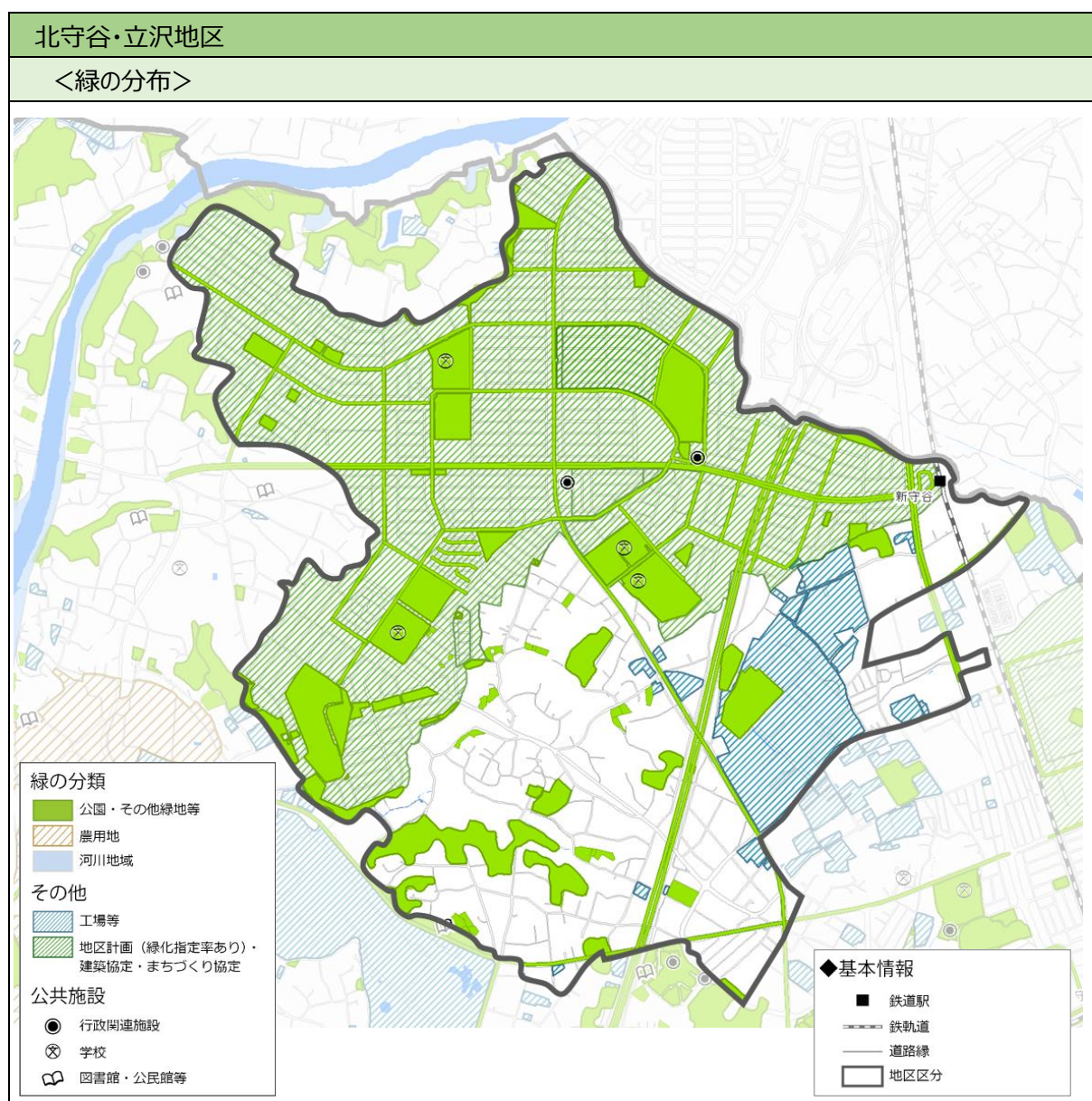
本市の概況及び緑の現況を踏まえ、さらに地区別に現況を整理しました。

(1) 守谷地区



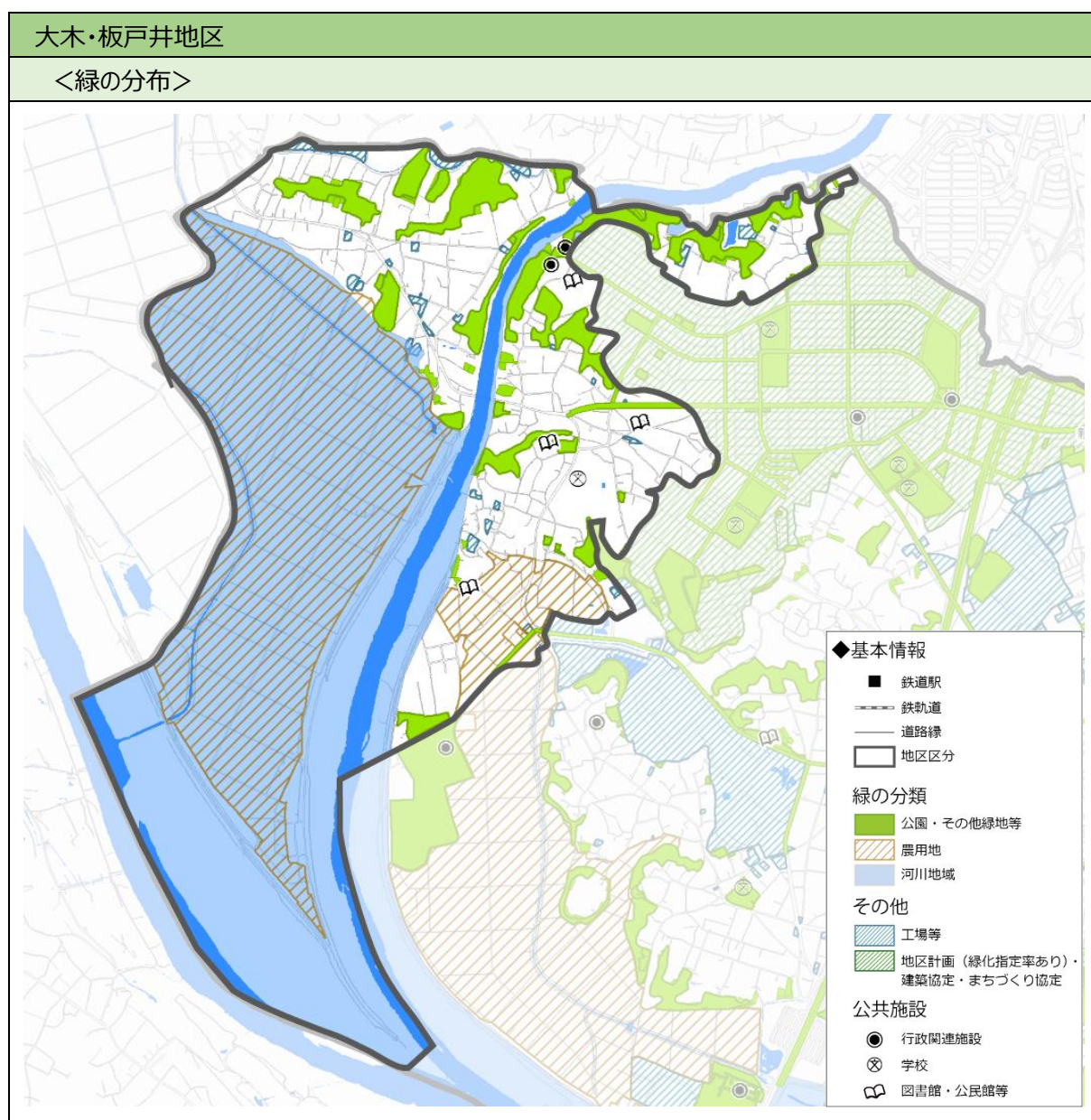
守谷地区	
＜現況＞	
地域特性	▪ 守谷駅 ▪ 既成市街地 ▪ 守谷野鳥のみち
土地利用	▪ 都市拠点周辺に市街地が形成 ・都市拠点である守谷駅周辺及び国道 294 号沿道に市街地が形成 ・TX 開業や市街地開発・宅地化の進展により地区人口は増加傾向 ・土地区画整理事業によって整備された住宅市街地が多く分布（中央地区・ひがし野地区・松並青葉地区） ・地区内の市街化調整区域は他地区に比べ宅地率が高い ▪ 変化に富んだ自然的・歴史的資源が多く分布 ・大小様々な谷津，守谷沼，守谷城址，松並木などが分布 ・守谷城址公園から愛宕谷津をつなぐ「守谷野鳥のみち」を整備（市民協働） ・「守谷野鳥のみち」は「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定
緑・生物環境	▪ 公園は市街化区域内を概ねカバー ・身近な公園である街区公園が地区内全域に多く分布しており，市街化区域内を概ねカバー ・守谷城址公園や北園森林公園，守谷沼など緑が豊富 ・守谷野鳥のみち周辺に里山の風景が残る ▪ 新設住宅市街地に公園が多く整備 ・新規整備された住宅市街地（松並青葉地区）において緑が十分に確保 ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 ・市街化調整区域を中心に，保存緑地や農地が広範囲に多く分布
市民活動 ・住民意向	・守谷市観光協会，守谷野鳥のみち自然園，ボランティア・市内中学生・企業・市との協働により，「守谷野鳥のみち」を整備 ・緑の少年団活動の実施（守谷小学校） ・自然環境への満足度：79.1%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：49.3%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
 ▲ 守谷野鳥のみち  ▲ 松並青葉地区の公園	

(2) 北守谷・立沢地区



北守谷・立沢地区	
＜現況＞	
地域特性	▪ 住宅団地（北守谷） ▪ 集落地（立沢地区） ▪ 副次拠点（新守谷駅周辺）
土地利用	▪ 大規模ニュータウンが形成 ・台地上に計画的に開発されたニュータウンが形成（常総ニュータウン） ・北守谷地区は「北守谷・緑の街づくり協定」により土地の緑化を推進 ・新守谷駅周辺は商業・業務施設や公共施設の集積と良好な居住環境を図るべき拠点として副次拠点に位置付け ▪ 工業団地と周辺市街地との調和を図る必要あり ・ニュータウンの南側に工業団地が立地，周辺居住地の良好な居住環境形成への工夫が必要 ・工業団地周辺に公園や緑地が不足 ▪ 農村集落地周辺に多くの緑が残る ・北守谷地区とみや工業団地に囲まれる形で，台地に谷津が切れ込んだ地区が存在 ・農村集落地と介在する農地，傾斜地山林を中心とした多くの緑が分布
緑・生物環境	▪ 公園は市街化区域内を概ねカバー ・身近な公園である街区公園が市街化区域内を概ねカバー ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 ・市街化調整区域を中心に保存緑地や社寺の緑が多く分布し，里山の風景が残る
市民活動 ・住民意向	・立沢里山の会による小学生の稲作体験，子供会や子育て支援グループを招待しての自然体験，竹林整備と炭焼きなどの実施 ・市民農園の活用（立沢地区・土に親しむ農園） ・自然環境への満足度：84.0%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：61.0%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
▲北守谷地区の街路樹（新守谷駅周辺）	

(3) 大木・板戸井地区

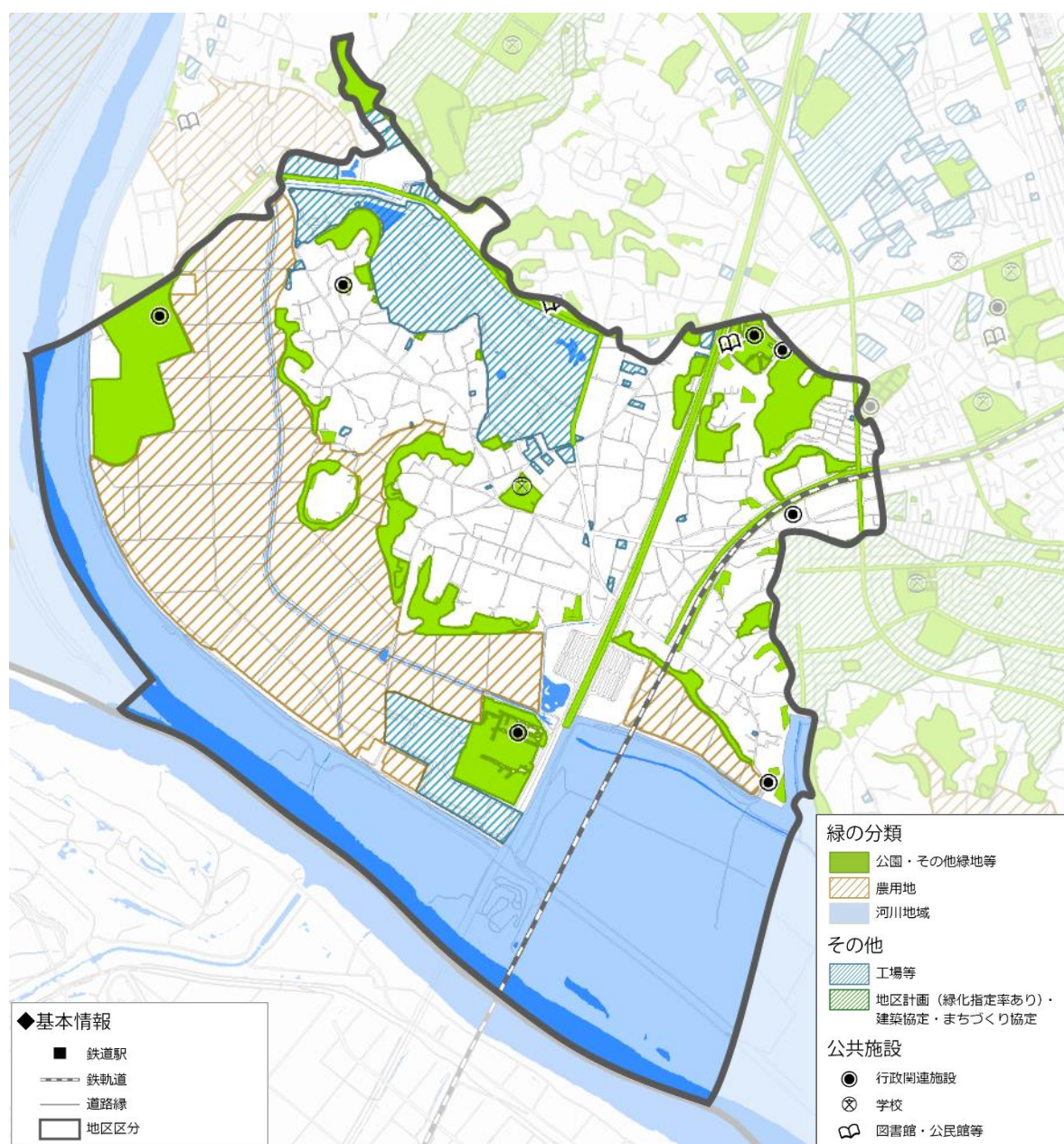


大木・板戸井地区	
＜現況＞	
地域特性	▪ 農村集落地，大規模農用地
土地利用	▪ 大規模農地と集落地で形成（鬼怒川沿岸） ＜右岸側＞・利根川の調節池となっている大規模農地と台地上の集落地で形成 ＜左岸側＞・台地の緑辺部に寄り添う形で集落地が形成
緑・生物環境	▪ 公園は少ないが大規模農地や保存緑地などは地区全体に分布 ・大規模農用地が広く分布 ・既存集落地を中心に保存緑地や社寺などの緑地が多く分布
市民活動 ・住民意向	・鬼怒川里山の会による河畔林を活用した緑ふれあいの場の整備 ・自然環境への満足度：85.1%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：52.7%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
▲ 既存集落内の多様な緑（板戸井地区）	

(4) 大柏・野木崎地区

大柏・野木崎地区

<緑の分布>

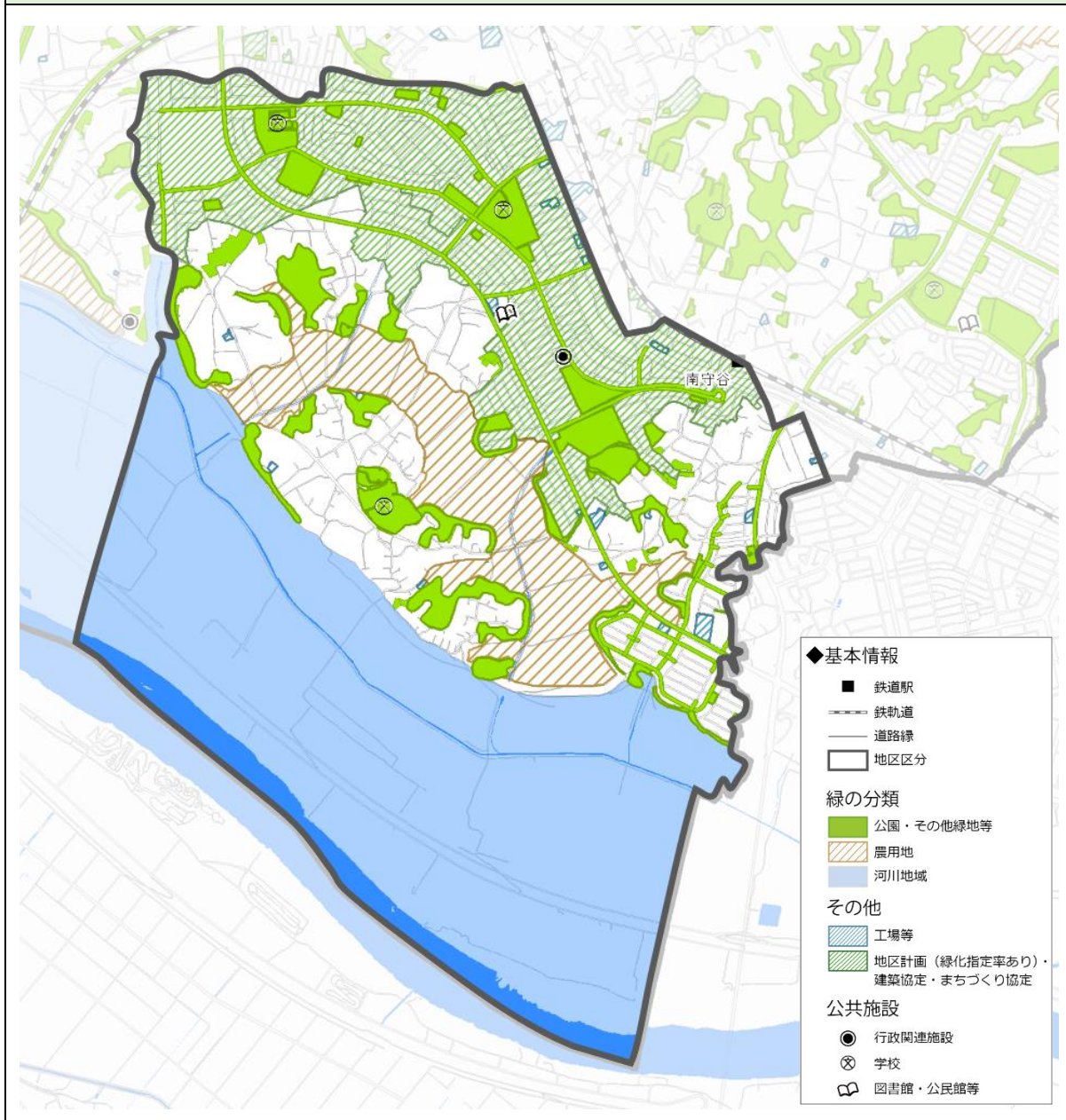


大柏・野木崎地区	
＜現況＞	
地域特性	▪ 行政文化拠点 ▪ 工業団地 ▪ 農村集落地，大規模農用地
土地利用	▪ 市役所，図書館が立地 ▪ 大規模農地と集落地で形成
緑・生物環境	▪ 大規模農地や保存緑地などが地区全体に分布 ・市役所庁舎を取り囲むように斜面林が分布（保存緑地） ・常総運動公園，大利根運動公園の大規模な公園が2箇所分布 ・大規模農用地が広く分布 ・既存集落地を中心に保存緑地や社寺などの緑地が多く分布 ・絶滅危惧ⅠA類の「オキナグサ」が確認，県内最後の自生個体であると考えられる
市民活動 ・住民意向	・大柏里山の会による平地林の管理，EPOP等による農地周辺環境整備や彼岸花の里の整備 ・自然環境への満足度：85.1%（平成30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：52.7%（平成30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
 ▲市庁舎周辺の斜面林  ▲工業団地周辺の緑	

(5) 南守谷・高野地区

南守谷・高野地区

<緑の分布>

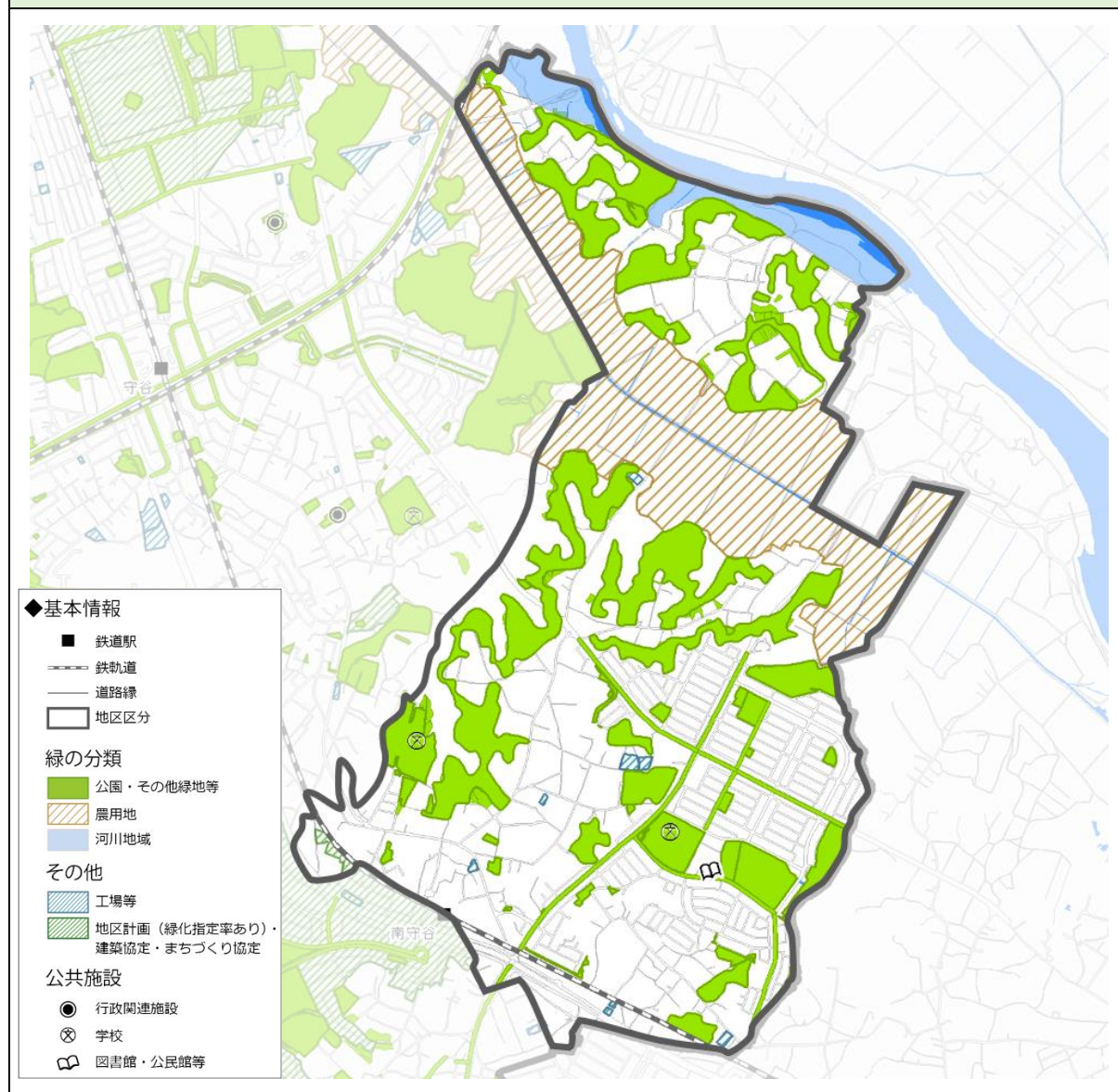


南守谷・高野地区	
＜現況＞	
地域特性	▪ 住宅団地（南守谷，美園） ▪ 農村集落地 ▪ 稲戸井調節池 ▪ 大規模農用地
土地利用	▪ 地区の北側に広範囲に住宅団地が形成（南守谷地区，美園地区） ・2つの住宅団地が整備（南守谷地区，美園地区） ・南守谷地区は「南守谷・緑の街づくり協定」により土地の緑化を推進 ・南守谷住宅団地は，昭和50年代に住宅団地として整備 ・美園地区の住宅団地は，平成5(1993)年に土地区画整理事業により整備 ・住宅団地には植樹帯や遊歩道，生垣の緑が多い ▪ 既存集落が広範囲に形成（高野地区） ・台地上の集落地に囲まれた谷津が広がっている ・高野地区は市の重要な農業生産環境である ・高野地区の既存集落地には樹林地が残り，良好な自然環境を有している ▪ 河川と一体となった稲戸井調節池はグリーンインフラとして防災機能を発揮 ・利根川の稲戸井調節池は区域内の環境保全と調和を図りつつ，調節容量増大のための堀削整備を推進（洪水調整機能（防災機能））
緑・生物環境	▪ 公園は市街化区域内を概ねカバー ・身近な公園である街区公園が市街化区域内を概ねカバー ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 ・市街化調整区域を中心に大規模農用地（高野地区）が整備 ・集落地に保存緑地などが多く分布
市民活動 ・住民意向	・市民農園の活用（高野地区・高野瓜代農園） ・自然環境への満足度：83.4%（平成30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：61.8%（平成30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
 ▲ 南守谷住宅団地  ▲ 稲戸井調節池周辺の緑	

(6) みずき野・同地・赤法花地区

みずき野・同地・赤法花地区

＜緑の分布＞



みずき野・同地・赤法花地区	
＜現況＞	
地域特性	▪ 農地，農村集落地 ▪ 住宅団地（みずき野地区）
土地利用	▪ 地区北部の小貝川沿いに集落地が形成（同地地区，赤法花地区） ・同地，赤法花地区の集落地は市街地と連絡する交通機能が不十分 ・小貝排水路に沿って大小の谷津が入り込んでいる ・低地部は良好な水田として利用 ・低地から台地に至る斜面には良好な樹林地が残る ▪ 地区中央部には集落地と農地が形成（本町，奥山新田地区） ・地区の中央に位置する本町の奥山新田には集落地と農地が広がっている ▪ 地区南部には樹林地と農地が形成 ・地区南部の愛宕谷津には樹林地・農地が形成 ▪ 地区南東部には住宅団地が形成（みずき野地区） ・みずき野地区は基盤施設が整い良好な居住環境と成熟したコミュニティを有する ・一方で，近年は人口減少傾向にあり，一部に低未利用地が存在
緑・生物環境	▪ 公園は市街化区域内を概ねカバー ・身近な公園である街区公園が市街化区域内を概ねカバー ・みずき野に歴史公園である郷州文化財公園が立地 ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 ・市街化調整区域を中心に，大規模農用地や保存緑地などが多く分布
市民活動 ・住民意向	・郷州里山の会による平地林を活用したふれあいの場の整備 ・同地の茨城森林クラブ守谷フィールドでは間伐等の森林整備により山百合の自生地が復元し，小学生による古代米の栽培体験を実施 ・自然環境への満足度：89.1%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：62.6%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
▲ 緑豊かなみずき野住宅団地と斜面林	

6 関連する計画や法律等の動き

本計画の策定に際し、都市緑地法の改正や生物多様性に関する国の動きなどを時系列で整理しました。

関連する計画や法律等の動き				
平成 14 年	2002	2 月	守谷市市制施行	守谷市
		3 月	「守谷市緑の基本計画」（前計画）の策定	守谷市
平成 24 年	2012	9 月	「生物多様性国家戦略 2012-2020」の策定	環境省他
平成 28 年	2016	11 月	「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」の公表	環境省他
平成 29 年	2017		都市緑地法等の改正	国土交通省
令和元年	2019	7 月	「グリーンインフラ推進戦略」が発表	国土交通省

7 用語の説明

あ行

運動公園（うんどうこうえん）

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。

屋上緑化（おくじょうりよくか）

建築物の屋上部分に緑化を行うこと。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

太陽の光は、地球の大気を通過し、地表面を暖め、暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ放射するが、大気がその熱の一部を吸収する。これは、大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスが存在するためである。このような性質を持つガスを「温室効果ガス（Greenhouse Gas）」と呼ぶ。

か行

街区公園（がいくこうえん）

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

外来種（がいらいしゅ）

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。

外来生物（がいらいせいぶつ）

人間による意図的または非意図的な活動によって、本来持つ移動能力を超えて、他の地域に持ち込まれ、野外に生息、生育している生物のこと。「外来」といいながら、海外だけでなく、国内の他地域から持ち込まれた生物も含む。

河川区域（かせんくいき）

洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。一般的には堤防の川裏（住居や農地などがある方）法尻から、対岸堤防の川裏の法尻までの間の区間をいう。

河川法（かせんほう）

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とした法律（昭和 39 年法律第 167 号）である。

環境学習（かんきょうがくしゅう）

各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、各主体の行動への環境配慮を促進すること。

環境基本計画（かんきょうきほんけいかく）

国や地方自治体（時には民間企業など）の環境保全に関する基本的な計画である。

環境省レッドリスト（かんきょうしょうれっどリスト）

日本に生息・生育する野生生物で、絶滅のおそれのある種を環境省がリスト化したものである。おおむね 5 年ごとに全体的な見直しが行われている。

希少種（きしょうしゅ）

環境の変化などにより個体数が極めて数少なくなっている生物種のことを指す。

既成市街地（きせいしがいち）

産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域である。

近隣公園（きんりんこうえん）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。

景観計画（けいかんけいかく）

平成 16 年 6 月に公布された景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づいて景観行政団体が定める、景観に関する総合的な計画である。

公共施設等総合管理計画（こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく）

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化。公共施設等の最適な配置を実現する計画である。

公共施設緑地（こうきょうしせつりよくち）

都市公園以外で公的な管理がされており、公園に準ずる機能を持つ施設のこと。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

5 年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」である。

国土利用計画（こくどりようけいかく）

自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とした計画である。

さ行**里山（さとやま）**

現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有する地域をいう。

市街化区域（しがいかくいき）**市街化調整区域（しがいかちょうせいいき）**

市街化区域は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。

市民農園（しみのうえん）

サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいう。

市民緑地契約（しみんりよくちけいやく）

主として土地等の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約することをいう。

市民緑地制度（しみんりよくちせいど）

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

社寺林（しゃじりん）

社寺に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のことを指す。

植生（しょくせい）

その土地の環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団の総称である。

植生図（しょくせいず）

地域の植生をタイプ分けし、そのタイプ毎の分布状況を地図上に示したものである。現況植生図、潜在自然植生図などがある。

人口ビジョン（じんこうびじょん）

人口に関する目指すべき将来の方向と将来展望を示した計画である。

親水性（しんすいせい）

河川や海等の水辺において、水と親しむことをいう。

森林法（しんりんほう）

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする法律（昭和 26 年法律第 249 号）のこと。

スマートインターチェンジ（すまーといんたーちえんじ）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジである。

生産緑地（せいさんりよくち）

良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律である生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づく、市街化区域内にある農地などで都市計画に生産緑地として定められた土地又は森林のことを指す。

生態系（せいたいけい）

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念のことをいう。まとまりの捉え方によって、地球全体をひとつの生態系と捉えることもでき、森林、湿原、川等もひとつの生態系と捉えることもでき、その規模は様々である。

生態系サービス（せいたいけいさーびす）

生物と地形や地質などの非生物からなる生態系の作用・機能のうち、人が恩恵を受ける生態系からの財・サービス（酸素や水の供給，土壌が支える農作物の供給・洪水防止機能，湧水による気温安定や，水と緑の景観，など）を指す。

生物多様性国家戦略（せいぶつたようせいこっかせんりやく）

生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく，生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である。平成 22(2010)年 10月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに，平成 23(2011)年 3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため，平成 24(2012)年 9月28日に閣議決定された。

絶滅危惧 IA 類（ぜつめつきぐあいえーるい）

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いものを指す。

絶滅危惧 II 類（ぜつめつきぐにるい）

絶滅の危険が増大している種を指す。

総合計画（そうごうけいかく）

地方自治体（日本の都道府県や市区町村を統括する行政機関）が策定する自治体のすべての計画の基本となる，行政運営の総合的な指針となる計画である。

た行**地域防災計画（ちいきぼうさいけいかく）**

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（第 40 条）に基づき，地方自治体（日本の都道府県や市区町村を統括する行政機関）の長が，それぞれの防災会議に諮り，防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画である。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間の活動に伴い，二酸化炭素等の「温室効果ガス」が大気中に放出され，地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。

地区計画（ちくけいかく）

地区毎に建築物の建築形態，道路や公園等の公共施設等の配置等について地権者等の意見を反映して定め，それぞれの地区の特性に相応しい良好な環境を整備，保全するために定められる計画のこと。

透水性舗装（とうすいせいほそう）

舗装の上部層から下部層まで全体が水を通すタイプの舗装である。雨水を地中に還元する性質を持ち，街路樹などの水循環環境の育成や，雨水の流出を抑制する効果があるとされる。

特殊公園（とくしゅこうえん）

風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園等特殊な公園で，その目的に則し配置する。

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

外来生物（移入種）のうち，特に人の健康，生態系等への被害が認められるものとして，特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）によって規定された生物。生きているものに限られ，卵・種子・器官などを含む。

都市計画基礎調査（としけいかくきそちょうさ）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査である。

都市計画区域（としけいかくいき）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）で定められた規制の対象になる地域のこと。都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都道府県知事が指定する。

都市計画法（としけいかくほう）

都市の健全な発展等を目的とする法律（昭和 43 年法律第 100 号）である。

都市計画マスタープラン（としけいかくますたーぷらん）

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープランである。

都市公園（としこうえん）

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づき設置・管理されている施設のこと。

都市公園法（としこうえんほう）

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律（昭和 31 年法律第 79 号）である。

都市緑地（としりよくち）

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）

都市緑地法（としりよくちほう）

良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律（昭和 48 年法律第 72 号）である。

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に係る事業である。

な行**二次林（にじりん）**

自然林の伐採・火入れなどによって人間が二次的に作りだした雑木林のことを指す。主にクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される里山の林である。

農振法（のうしんほう）〔農業振興地域の整備に関する法律〕

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律(昭和44年法律第58号)である。

農用地区域（のうようちくいき）

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことをいう。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められている。

は行**バリアフリー（ばりあふりー）**

現存する障壁（バリア）を取り除くこと、またはその考え方である。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁が含まれる。

ヒートアイランド現象（ひーとあいらんどげんしょう）

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなっている現象のこと。

ビオトープ（びおとーぷ）

特定の生物群集が生息できるような、生態学的にも一定のまとまりのある空間のこと。

壁面緑化（へきめんりよくか）

ツタ類等で建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇等を設置して外部から見える緑化空間を創出する方法のこと。

保存樹林・保存樹木（ほぞんじゅりん・ほぞんじゅもく）

市の条例等により、指定し保存する、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを指す。

保存緑地（ほぞんりよくち）

緑の保全を図るため、樹林地・樹木などを保存緑地として指定する制度である。

ま行**まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごとそうせいそうごうせんりやく）**

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す政策のこと。

水循環（みずじゅんかん）

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう（水循環基本法（平成26年法律第16号）の定義）。生態学的には、地圏、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

民間施設緑地（みんかんしせつりよくち）

民有地で公園に準ずる機能をもち公開性があり永続性が高い施設のこと指し、本計画では寺院・神社、公開企業グラウンドが挙げられる。

猛禽類（もうきんるい）

猛禽類は、タカ目、フクロウ目及びハヤブサ目の総称。

や行**屋敷林（やしきりん）**

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

文化・言語の違い、老若男女の差異、障がい・能力の如何を問わずに、誰でも公平に・自由に・安全に・簡単に・楽に使えるよう配慮された施設・製品・情報等の設計（デザイン）のこと。

ら行**立地適正化計画（りつちてきせいかけいかく）**

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版である。

緑地環境保全地域（りよくちかんきようほぜんちいき）

緑地環境保全地域は、優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で、良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、「自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域とともに茨城県により指定された地域のこと。

緑地管理機構（りよくちかんりきこう）

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、緑地整備や管理について一定の能力を有し、県知事から指定を更けた公益法人または特定非営利活動法人のこと。

緑地協定（りよくちきょうてい）

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。

緑道（りよくどう）

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路などを主体とする緑地。

レッドリスト（れっどりすと）

絶滅のおそれのある野生生物の種（絶滅危惧種）の一覧。レッドリストに掲載された種について、生態・分布・生息状況などの詳細な情報を掲載したレッドデータブックが作成されている。IUCN（国際自然保護連合）が作成する世界規模のレッドリスト（IUCN 絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト）をもとに、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県および日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。

第二次守谷市緑の基本計画

2021 年●月（令和 3 年●月）

発 行：守谷市

編 集：都市整備部 都市計画課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

TEL 0297-45-1111（代表）

FAX 0297-45-2804

ホームページ <https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>
